

令和元年

第4回 三川町議会定例会会議録

令和元年 6 月 4 日 開 会

令和元年 6 月 7 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 4 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・ 平成 30 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成 30 年度三川町農業 集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告	5
・ 株式会社みかわ振興公社第 21 期決算状況並びに第 22 期事業計画の報告	5
・ 除雪車による物損事故について	5
議第 31 号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認に ついて	6
議第 32 号 令和元年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	10
議第 33 号 令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	10
請願第 1 号 核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願	18
一般質問 1 名	19

第 2 日 6 月 5 日 (水) 休 会

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日 6 月 6 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	36
請願審査委員会報告 (総務文教厚生常任委員会)	
請願第 1 号 核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願	98

第 4 日 6 月 7 日 (金) 会議録第 3 号

議第 3 4 号	三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0 4
議第 3 5 号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1 0
議第 3 6 号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1 1
議第 3 7 号	三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1 2
議第 3 8 号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1 2
議第 3 9 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 0 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 1 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 2 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 3 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 4 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 5 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 6 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 7 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
議第 4 8 号	三川町農業委員会委員の任命について……………	1 1 3
意見書第 1 号	核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書の提出について……………	1 1 6

令和元年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年6月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月4日（火） 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告・ 平成30年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告・ 株式会社みかわ振興公社第21期決算状況並びに第22期事業計画の報告・ 除雪車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第31号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第32号 令和元年度三川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議第33号 令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第 8 | 一般質問 1名 |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから令和元年第4回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 佐藤栄市議員、
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果につ
きまして、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る5月30日に議会運営委員会を開催
いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、条例設定の専決処分の承認1件、令和元年度一般会計及
び特別会計補正予算2件、条例改正5件、人事案件10件、以上18件があり、この他に、
諸般報告4件、請願1件、一般質問6名の11件であります。

本定例会にあたり、副町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の
会期を本日4日から7日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事
日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、条例設定の専決処分の承認1件が上程され、質
疑、討論、採決を行います。次に、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算の2件が一括
上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員からの請
願の趣旨説明のあと、所管の委員会に付託となります。

次に、一般質問ですが、今議会では一般質問は6名の議員から通告があり、この日は、通
告順に1名の議員が行い、これで散会となります。

第2日目の5日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の6日は、午前9時30分から本会議を開き、通告順に5名の議員が一般質問を
行います。次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会
議は散会となります。

第4日目の最終日7日は、午前9時30分に本会議を開き、条例改正5件がそれぞれ上程
され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件10件が一括上程され、質疑、採決と
なります。

なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局から
は明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、
特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、

本日から6月7日までの4日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月7日までの4日間に決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第3「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、派遣議員からの報告を求めます。9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) 町村議会議長・副議長全国研修会の研修について報告いたします。

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっている。そのような中、町村議会においては、これまで住民に開かれた議会を目指す取り組みを実施するなど、分権時代に対応した活性化方策を積極的に展開してきている。

こうした状況を受け、町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和元年5月28日(火)

3. 参加者 小林茂吉 議長 梅津 博 副議長

4. 研修地 東京国際フォーラム ホールA

5. 研修内容
- ① 講演 「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」
 - ② 講演 「小規模議会の在り方を求めて
～夜間・休日議会の挑戦～(長野県喬木村)」
 - ③ 講演 「町民に寄り添う議会を目指して
～鳥取県若桜町議会の歩み～」
 - ④ 講演 「京都府与謝野町議会の取り組み
～町民に信頼され存在感のある議会を目指して～」

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和元年6月4日

三川町議会

副議長 梅津 博 ㊟

○議長（小林茂吉議員） 次に、町当局より「平成30年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書」、「株式会社みかわ振興公社第21期決算状況並びに第22期事業計画」及び「除雪車による物損事故」について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、平成30年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、平成31年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

令和元年度に繰越しました事業は、特定プレミアム付商品券発行事業の繰越しに係る「商工費」、小学校施設等整備事業の繰越しに係る「小学校費」、及び中学校施設等整備事業の繰越しに係る「中学校費」であります。

また、農業集落排水事業特別会計につきましては、農業集落排水施設等の機能診断業務にかかる「農業集落排水事業」であります。

繰越額等につきましては、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第21期決算状況、並びに第22期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろいろ火の里施設」につきましては、本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用とご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げる次第であります。

第21期に当たります平成30年の決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。

当期におきましては、前期の経営状況を踏まえながら、特に宿泊部門の営業戦略を継続し、お客さまニーズに沿った割安感のある宿泊プランの提供や宿泊特別優待券の発行、さらには、マイクロバスの導入による飲食部門利用者数の増加などにより、売上高は、順調に推移したところであります。

また、一般管理費においては、賃借料や重油等燃料費が増加する中、経営努力により全体経費を最小限に抑え、結果として経常利益を計上したところであります。

具体的には、第21期みかわ振興公社経営概況と決算報告書、3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高といたしましては2億8,799万5,715円で、前期と比較し800万円弱2.9%の増加となったところであり、4ページにありますように、「販売費及び一般管理費」につきましては、2億413万3,505円となり、前期と比較し

461万円余り2.2%の減少となったところであります。

このようなことから、最終的な決算といたしましては、当期の純利益は8ページの「損益計算書」下段のとおり702万1,969円の黒字となり、繰越利益剰余金の当期末残高につきましては、9ページに記載のとおり、994万8,548円となったところであります。

続きまして、第22期、平成31年、令和元年の経営方針でございますが、前期の経営結果を十分精査し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。

特に、庄内の中央に位置する利点を生かし、魅力ある交流イベントの開催やいろり火の里を拠点に行動する観光客の誘導を図るとともに、マイクロバスを活用した営業活動の展開などにより、さらなる利用促進につなげ、集客力の向上を図ってまいります。

今後とも厳しい経営環境は続くものと予想されますが、いろり火の里施設のさらなる賑わいと、町民、及び利用者から高い評価を得られる運営を目指し英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

次に、除雪車による物損事故について、ご報告申し上げます。

本町では、冬期間における安全な住民生活と円滑な地域経済活動の確保を図るため、通勤、通学等に必要な交通の確保に努め、除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、町有除雪車による物損事故が発生したものであります。

その概要につきましては、本年1月1日、午前3時40分頃、対馬地内の町道押切新田三本木線において、町有除雪車が作業中、対馬町内会が所有している町内会案内看板を破損し損傷を与えたものであります。

本件は、除雪車側の過失により損害を与えたものであり、その復旧に必要な損害賠償額の24万6,240円を支払うことで合意し、案内看板について復旧を完了したものであります。

今後も自然災害等の危機管理に心がけるとともに、除雪作業につきましても、安全な運行管理に万全を期してまいり所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第4、議第31号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定の専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第31号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」、及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」等が、平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、本町の税条例等の改正が必要となったところであります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、この3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人住民税における子どもの貧困に対応するための

非課税措置、ふるさと納税制度の見直し、消費税率10%への引上げに伴う住宅借入金等特別税額控除の拡充、軽自動車の環境性能割の軽減やグリーン化特例に係る見直し、及び法人の電子申告の義務化に伴う規定の整備であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 所管の課長より、説明を求めます。五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 説明に入ります前に、税条例の改正概要をお配りしておりますが、そちらの訂正をお願いいたしたいと存じます。この改正概要の右の方に、「平成31年6月議会」と記載されております。大変申し訳ございませんが、「令和元年」と訂正いただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、私から税条例の改正概要の説明をさせていただきます。まず今回お示ししております税条例の改正概要につきましては、条番号順に整理させていただいておりますので、予めご了承をお願いいたします。また、この度の改正につきましては、5条にわたる改正となっておりますので、特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承願います。

それでは、税条例の改正概要と新旧対照表をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

まず改正概要の1ページ、新旧対照表は第3条になりますので21ページになります。21ページの一番始めになりますが、第24条第1項「個人の町民税の非課税の範囲」につきましては、地方税法第295条第1項におきまして、子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税措置の対象に平成33年度以後の個人住民税から、前年の合計所得金額が135万円以下の「単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者）」を加える改正がされたことに伴う改正であります。

施行日につきましては、改正概要の表の左の欄に記載しておりますが、平成33年1月1日施行となっております。

以下、施行日につきましては各々同様に記載しておりますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、第34条の7「寄附金税額控除」につきましては、第1条改正、新旧対照表では1ページになりますが、地方税法第314条の7におきまして、今年6月1日よりふるさと納税特例控除の対象となる寄附金について、返礼品の返礼割合を3割以下等とする改正がされたことに伴う改正であります。

次に、改正概要2ページの下段になりますが、附則第7条の3の2「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」につきましては、新旧対照表では2ページになります。地方税法附則第5条の4の2におきまして、消費税率10%が適用される住宅取得等で平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、この延長された控除期間においては、所得税から控除しきれ

ない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において個人住民税から控除する措置を講ずる改正がされたことに伴う改正であります。なお、この措置による個人住民税の減収額は全額国費で補てんされることとなっております。

次に、改正概要3ページの下から4段目、附則第10条の3第6項「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」につきましては、新旧対照表では6ページの中程より下の方になります。地方税法附則第15条の8第4項の新設に合わせた新設であります。この度の法改正により、高規格堤防整備事業のために移転補償金を受けた者が高規格堤防特別区域の上に取得した建替家屋に係る固定資産税の税額の減額措置が創設されたところでございますが、固定資産税の減額の適用を受けようとする者が町長に対してすべき提出期限等を規定したものであります。

次に、改正概要4ページの上から3段目、附則第15条の2「軽自動車税の環境性能割の非課税」につきましては、新旧対照表では16ページの中程より下になっております。地方税法附則第29条の8の2の新設に合わせた新設で、軽自動車税の環境性能割につきましては、消費税引き上げと同時に導入されるものですが、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用軽自動車について、環境性能割の税率を1%軽減することの法改正に伴い、地方税法第451条第1項第1号に掲げる軽自動車については環境性能割を課することができないこととする規定となっております。

次に、附則第15条の2の2「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」につきましては、地方税法附則第29条の9の改正にあわせた環境性能割の賦課徴収の特例を新設したものであります。

次に、附則第15条の6「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」につきましては、附則第15条の2と同様に環境性能割の税率を1%軽減する改正に伴い、条例第81条の4において、環境性能割の税率を1%と規定している地方税法第451条第1項第2号に掲げる軽自動車については、環境性能割の税率を1%とする規定となっております。

次に、附則第16条「軽自動車税（の種別割）の税率の特例」であります。地方税法附則第30条の改正で、軽自動車税において講じられている燃費性能等の優れた軽自動車、新車に限るわけですけれども、これを取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例（軽課）」について、一つに、自家用乗用車になりますが、平成33年度及び平成34年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置を当該年度に講じ、その上で、平成31年度及び平成32年度に新規取得した軽自動車については、平成30年度に新規取得した軽自動車において講じられている措置と同様の措置を講ずること。

二つに、一つ目以外の軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年間延長する措置が講じられたところです。これを受けまして、第1条改正で新旧対照表8ページの下3行目からになりますが、ここでは重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除しております。

次に、第2条改正、新旧対照表では18ページになりますが、重課の規定を整備するとと

もに、平成32年度及び平成33年度分の軽課を新設しております。

また、第3条改正、新旧対照表では21ページからになりますが、ここでは、平成34年度及び平成35年度の軽課の対象を電気軽自動車等に限った上で新設する規定の整備となっております。

最後に、改正概要5ページの一番下になります。新旧対照表では、主に26ページから27ページになりますが、平成30年改正条例第1条につきましては、平成30年法第1条の改正にあわせた改正であります。内容としましては、資本金1億円を超える大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる一定の事由があるときは、地方団体の長の承認に基づき、電子的な提出に代えて、書面による申告書の提出を可能とする規定となっております。

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） まず冒頭資料について訂正がありましたが、年号の訂正でありました。条文に関して、あるいは施行日に関して「平成」という年号を使っているわけですが、これでいいのかどうか。「令和」という新しい年号に直す必要があるのではないかと。読み替えてやるというような話もあるわけで、その辺の整理はどうなっているのか、まず伺いたいと思います。

それから、2点目は、今回の税条例の改正によって全体で税収が減る傾向になるのかなど。住宅関係は先程説明ありました。減収分、国費で補てんされるということですがけれども、町民税の非課税の範囲の拡大と、それから、軽自動車に関しては軽減の拡大、延長というような内容に見えますので、税収全体、この部分に関してどういう傾向になるのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まず資料の方の訂正については、大変申し訳ございませんでした。条文の中につきましては、この施行が平成31年4月1日となっておりますので、この部分については、このままで致し方ないというふうに理解しております。なお、令和に変わりました、もう何らこの効力等については影響は及ぼさないと。ただ、今後改正が必要になった場合については、こういった部分については順次改正がされていくものというふうに理解しているところでございます。

2点目の税収減の部分でございます。今回、平成33年度以降の課税について、個人住民税の寡婦控除が追加になった。また、今回10月1日からの消費税の引き上げに伴います環境性能割の軽減といった部分では、この部分では影響があるというふうに理解しております。ただ、実際、試算等も何ら行っておりませんので、その数字がどの程度の影響かということろまでは分析はしていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） それでは、私の方から1点だけ質問させていただきたいんですが、改正条文でいきますと、附則第10条の3第6項の固定資産税の改正に関わる部分でありますけれども、この内容というのが、高規格堤防整備事業に伴っての造成した区域における建替家屋に対しての減額ということでありまして、いわゆる東日本大震災の被災地に対しての適用の固定資産税の減額条文というふうに理解しているところですが、これを敢えて三川町の税条例に盛り込むという趣旨について、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 高規格堤防ということでの設定でありまして、悩んだところでございますけれども、本町の税条例の中に東日本の災害等の部分の条項もすでに盛り込まれていたこともありまして、今回合わせた形での整備ということでご捉えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第31号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第5及び日程第6、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5及び日程第6、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第32号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、日程第6、議第33号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第32号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、及び議第33号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第32号「令和元年度三川町一般会計補正予算(第2号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を58億2,717万円といたすものであります。

まず、歳出について申し上げますと、2款総務費については、企画費における補助金の追加補正、及び参議院議員通常選挙費における報酬の追加補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費の給料等の減額補正、及び保育園費における委託料の追加補正であり、4款衛生費については、予防費における需用費等を追加補正いたすものであります。

6款農林水産業費については、農村総合整備事業費における繰出金の追加補正であり、7款商工費については、商工振興費における需用費等の追加補正、及び財源更正であり、9款消防費については、消防施設費における補助金の追加補正であり、10款教育費については、幼稚園費における委託料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い14款国庫支出金、19款繰越金、及び20款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第33号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1億6,045万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費につきまして、一般管理費における給料等を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、議第32号、及び議第33号について、一括でご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番(鈴木重行議員) 1点説明をお願いしたいと思います。3ページにあります15款県支出金でありますけれども、いきいき雪国やまがた推進交付金とあります。交付金の目的についてと、1行上に市町村総合交付金、同額が減額になっているわけですが、関連があれば合わせて説明をいただきたいと思っております。

○議長(小林茂吉議員) 本間総務課長。

○説明員(本間 明総務課長) 質問にありました、いきいき雪国やまがた推進交付金の追加補正でございますが、これにつきましては、当初予算において、県からこういった内容のものについて、市町村総合交付金においてこれを算定しますということで連絡をいただいていたものでございますが、今回県の方から当初予算の提示があった中では、その部分については、市町村総合交付金から除いて、今回いきいき雪国やまがた推進交付金ということで制定をした旨の通知がございました。それに伴いまして、この三川町に割り当てられる交付金分を市町村総合交付金から除いたものでございます。

いきいき雪国やまがた推進交付金につきましては、例えば、要援護者が身体的かつ経済的理由から雪下ろしや除雪が困難な者に対する支援を行う事業、あるいは住民からの除雪依頼の対応向上業務、そういったものについて充てる目的で交付されるものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 交付の仕方ですけれども、自治体規模によるものなのか、人数割的なもので交付されるのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思ひますし、本町では除雪のボランティア等、何か計画している事業について、あれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この算定にあたりましては、基準額がございまして、どういったものを取り組んでいくのかというようなことで算定するものでございます。実は、この交付金そのものは、30年度までについて雪対策総合交付金という名前で県から交付されておりましたが、30年度におきましては、これを市町村総合交付金に含めるということで、当初予算のあとになりました。内容的には、名前が変わって、事業内容としては概ね同じものでございます。具体的に町の方では、社会福祉協議会において除雪の取りまとめをする、あるいは過去には、建設環境課において臨時職員を配置いたしまして、除雪の依頼に対する電話の受付をしたりとか、そういったものに活用してきたものでございます。この内容につきましては、それぞれ各担当課の方に振り分けて事業を行う予定でございます。先程の計算の中では、特に雪対策総合事業費ということで、事業費の1/2が今回交付になるものでございますので、事業費規模としては、すでに持っております当初予算の中で市町村総合交付金の該当となる事業は変わりませんので、当初予算のとおりでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの説明に関しまして、私からも1点お聞きしたいと思ひます。いきいき雪国やまがた推進交付金に関しまして、事業費の1/2の補助があるというようなことでありました。町として考えられる補助の最大限を申請してのこの金額になっているのかどうか。さらに、この交付金を拡充して獲得できるようなアイテムと申しますか、コンテンツが町として考えられるかどうかといったところを1点お伺いしたいと思ひます。

もう一点になります。歳出の方であります。4款衛生費、4・5ページにまたがっておりますけれども、予防接種委託料ということで、こちらの具体的な対象者、年齢であったり人数など、具体的な内容の説明をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは、最初にご質問ありました、いきいき雪国やまがた推進交付金につきましてのご質問でございましたけれども、この事業につきましては、社会福祉協議会の方にそれぞれ委託をいたしまして、要援護者の対策事業、それから、ボランティア導入向上事業、除排雪の資機材の整備事業ということで事業をとっていただきまして、それに対して補助率の1/2ということで、この度21万円の交付金の方を充当していると

いうものでございます。

事業費につきましては当初予算の方で計上しているところでございますが、今後事業の追加等におきまして、県の方の総合交付金等の申請の中で最終的には数値的に変わってくる場合がございます。

続きまして、予防接種に係りましての委託料についての具体的な内容というご質問でございますが、こちらにつきましては、平成30年に流行いたしました風疹の拡大を防止するための施策といたしまして、一定年代の成人男性に対して風疹の予防接種の追加を行うというものでございます。具体的には、その年代といたしましては、昭和37年の4月生まれの方から昭和54年の4月1日生まれの方までの男性の方に限定されておりまして、今後3年間にわたって、この予防接種の事業が実施されるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程のいきいき雪国やまがた推進交付金に関しましては、事業の内容によっては今後変動あるというような説明だったかと思われまして。こちらの事業について、県として上限を設けているのかどうかというところの情報があれば説明いただきたいと思っております。

予防接種に関しましては、3ヵ年で行うということで、今年何割程度の受診を見込んでいるのか。100%に近づけるための施策といたしますか、こういった形で展開していくかというところをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 1点目のいきいき雪国やまがた推進交付金の関係でございますけれども、この交付金につきましては、先程、健康福祉課長も説明申し上げたとおり、その事業内容で、最終的に実績金額で精算されますので、下回ることはございます。ただ、上限という形では、県は申請額の合計が予算の範囲内で交付をすることになっておりますので、それが実績で最終的にどの額で入ってくるかについては変動があるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは、予防接種に関しての受診率につきましてのご質問でございましたので、お答え申し上げます。

今回の風疹の予防接種に関わりましての受診につきましては、本町の中で見込んでいる町民の全対象人数は750人を見込んでいるところでございます。その中で、おおよそ受診される見込みといたしましては、本年度の予算につきましては70%ということで見込んでおります。これにつきましては、これまでの集団検診の受診率等からおおよそそのところで見込んだ数値でございまして、数値にいたしますと750人の70%ということ、約525人程度の抗体検査の実施ということで見込んでおります。さらに、抗体検査の中で該当するとなった場合、予防接種を行う方々というふうになりますと、またさらにその30%程度というふうに見込んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 1点だけお願いします。歳出の5ページ、商工費の特定プレミアム

付商品券発行事業の中の業務委託料 167 万ありますけれども、たぶんこれは出羽商工会だと思えますけれども、この委託料の算定の根拠をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の特例プレミアム付商品券発行事業に関わる委託料の関係でございますが、これにつきましては、出羽商工会で商品券の販売等の業務を行います。その際に、主に人件費として算出して委託料として組んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 私の方からも 1 点、総務費の参議院議員通常選挙費の報酬、これが金額が少ないというか、内容をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 参議院議員通常選挙費の追加補正でございますが、これにつきましては、後日、議第 3 5 号で提案させていただきます「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、この中で投票管理者等の報酬について、今回国の規定が投票管理者においては 200 円アップとなりました。その分を人数分で計算いたしました結果としての補正でございます。

○議長（小林茂吉議員） 5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 投票管理者報酬は確かに 200 円ですけれども、その他の投票立会人報酬 4 3 人で 5,000 円、1 人で割ると 116 円、開票立会人報酬 1 5 人で 2,000 円、1 人で割ると 133 円ということで、この辺は 200 円ではなかったんですけれども、この辺の数字。また、国の方からそういうふうなことで示されたとすれば、国の国庫補助金、県支出金か何か補助があるのかなと思ったら、財源は一般財源ということで、町の財源を使うというふうなことになっておりますけれども、この 2 点お知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程、投票管理者を例に出して 200 円ということで申し上げました。この 200 円掛ける 2 0 人で 4,000 円。さらに、立会人についても 100 円掛ける 4 3 人で 4,300 円、これを切り上げて 5,000 円。投票立会人も 100 円掛ける 1 5 人で 1,500 円、これを切り上げて 2,000 円という形で、千円単位で追加補正をしたものでございます。

また、歳入につきましては、委託費として最終的に交付される金額がございしますが、中には一般財源等もございしますので、今回この歳出の計上にあたりましては、まずは一般財源において手当したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9 番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 私から 1 点、プレミアム付商品券の件です。歳入の方で、国庫補助金ということで 325 万 4,000 円入っていますが、歳出においては全体で 272 万ということで、財源の内訳を見ますと、一般財源 5 3 万 4,000 円マイナスにしているということで、普通の補助金をもらって事業を行う際のやり方というのは、先程、明許繰越しにありましたとおり、補助金満額、あるいはそれに一般財源を足して事業を行うというような流れが一般的だったように私は思うんですけれども、今回どのような内容によって、こういった財源処理なり内

容になっているのか。その辺、まず伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の特定プレミアム付商品券発行事業の中で、係る事業の経費については100%国が措置するという形で進めております。その上で、前年度の3月に補正をもって一部事業予算を計上し、繰越明許をし、この度町としての、いわゆる経費の目安が国の方から示されましたので、町として対象になるだろう想定される人数に伴いまして事業費額を確定しております。その事業費額を一応経費として、全額歳入として予算化したわけですが、事業を実施する上で、多くの産業、事業については、先程の質問ありました委託料という形で、出羽商工会の方に商品券の販売等を行っておりますが、一方で、町として、対象者に対して商品券の意向確認ですとか通知等、かなりの業務がございます。その町として行う業務につきまして、産業振興課の商工観光係の方で対応いたしますので、今現在、商工観光課にある臨時職員の賃金等では一般財源として組まれておるところでございますが、その経費を、いわゆる特定財源に組み替えるといった形で、財源更正する形で対応した結果、歳入と歳出の部分について五十数万ほどの差異が生じておるところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 繰越明許になる分と合わせての事業ということですので理解します。この件については、国の消費税対応、今言った対象者に対する低所得者といいますか、そういった対象者に対する発行でございますが、一方、三川町において、町単独の小売店業者振興支援事業、いわゆる三川版のプレミアム付商品券発行があります。これとの関連性について、あるいは調整といいますか、同時に行うのか、あるいは国が先行して町があとかなのか。あるいは、逆なのか。そういった町と国の同じようなプレミアム付商品券、国は20%で町は15%ですけれども、そういったプレミアム付商品券の発行事業について、どのように整理しながら進めていくのか。その辺、伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） まず最初に、三川町の特定プレミアム付商品券でございますが、これにつきましては、前に説明を申し上げたとおり、対象者が限定されております。3歳未満のお子さんを持つ世帯が子どもの人数に応じて商品券を使えるということと、もう一つが、低所得者が商品券を使えるということで、対象者が二つに限定されております。その率につきましては25%ということで、最大2万円プラス25%プレミアム率を付けて2万5,000円というような形になってございまして、三川町の対象、今現在は1,200名と想定しております。

したがいまして、事業全体としては2,400万円ほど、それにプレミアム付商品券の600万円を付けて3,000万円ほどの事業費ということでございます。これについては、消費税率の増税を前提にしたものでございますので、10月1日以降にこの券が使えるという形になりますので、それ以前の9月上旬・中旬、この辺りには対象者に対して商品券が届くような形で準備を進めているところです。

一方、三川町のプレミアム付商品券については、これは町民対象、また、町内事業者対象という形になりますので、これまでどおり希望者に対して提供できるという形になります。プレミアム率については15%ということで、7,000万円の予算化の中で15%、1,050万円の8,050万円という形になります。これについては、前段の特定プレミアム付商品券発行との関連を調整しまして、券の販売については9月21日を今現在予定しています。さらに細かく言いますと、その日については町民を優先させるという形で、それ以降、9月22日からは一般の方への販売をするという形になります。特定プレミアム付商品券と三川町のプレミアム付商品券、それぞれの商品券については、対象の違いから、今のような販売時期等については調整を行っているところですが、最終的に使用期間については一緒にしております。翌年の年明けの1月31日まで使用できるという形で、双方については調整を行っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今、梅津議員から質問ありました商工費の国庫補助金と一般財源化の話につきまして、所管の課長の方から、いわゆる臨時職員の、今現在、一般財源で充当している賃金を今後国からの交付金に特定財源化するという答弁を踏まえての質問ですが、本来、補正予算（第2号）につきましては、きちんと特定財源と一般財源を明確化して補正予算を組む。つまりは、この第2号の補正予算の中で特定財源と一般財源の関係性についてもコンプリートした形で予算化しないと、いわゆる特定財源を、国庫補助金を他の事業に一般財源化することによって、他の事業に流用したというふうに認められることになるわけです。そういった面で、この補正予算については、本来であれば商工費の人件費、臨時職員の賃金ということであれば7節になるんでしょうけれども、その部分の財源構成の組み替えをここに盛り込まない限りは、この補正予算は不完全なものというふうに指摘せざるを得ないところですので、その件についての所見をお伺いします。

それから、もう一点、3ページ、民生費国庫補助金で子ども・子育て支援事業費補助金が入っているわけですが、これがいわゆる電算処理委託料ということで、保育園、幼稚園にそれぞれ分配されていますけれども、この事業の狙いというものについて説明をお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 1点目の財源充当の関係の質問でございますけれども、議員の質問の中で、人件費の補正がなければならぬのではないかと質問がございました。これについては、先程、担当課長の方からありましたとおり、一般職非常勤職員の賃金に充てるということで行っております。この賃金については、物件費で現在扱っておりますので、人件費ではございません。財源充当として、7節賃金に、これまで当初予算である分を振り替えて充当したものでございますので、先程あった人件費を明らかにするという点については充たらないものと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありました歳入、民生費国庫補助金の子ども・子育て支

援事業費補助金 270 万 6,000 円、こちら今回歳入で追加補正させていただいておりますが、議員が質問しているとおり、歳出の方の民生費、保育園費の電算処理委託料と 10 教育費、幼稚園費の電算処理委託料、こちらの二つの歳出の財源として見込んでいるものであります。この補助金につきましては、国の方が幼児教育の無償化を本年 10 月から行うにあたりまして、それに伴い各自治体でシステム改修なりが必要だということで、それらの改修費用に充てる補助金として交付されるものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7 番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 私の質問が不十分だったのかもしれませんが、人件費と物件費についてを正す質問ではありませんので、今、総務課長の方から、7 節に臨時職員の賃金を物件費として盛り込んでいるということであれば、この補正予算の中では、7 節の臨時職員賃金の一般財源の減額をして、特定財源に 53 万 4,000 円という財源組替の更正補正予算を出さない限りは、この補正予算の中では、単純に 53 万 4,000 円を国庫補助金という特定財源にもかかわらず、町で勝手に使う一般財源化しているということになりますので、この補正予算は不完全だという指摘をさせていただいたところです。その件についての答弁はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程、担当課長から申し上げたとおり、1 / 10 の補助がございます。その補助については、認められた経費に対して充当することができるものであります。それを今回それぞれ充当先を明示いたしまして、今回財源更正という形で補正をしたものでございます。目的が補助金の交付先、それが認められた経費であるとするれば、今まで一般財源としていたものをその補助金にとっての特定財源として充当させていただく補正でございます。

○議長（小林茂吉議員） 7 番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） まさにそのとおりの答弁なんです。ですけれども、この補正予算書には、その財源充当を切り替えることが表記されていけませんので、第 2 号補正予算としては不完全だという指摘をさせてもらっているわけですが、その件についての所見を伺っています。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今質問ありましたとおり、5 ページの商工費、一般財源を減額して補正をしているわけでございます。その分、補助金という特定財源をここに充てたというものの財源更正でございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。7 番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） それでは、私から議第 3 2 号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第 2 号）」に関しまして、反対の立場から討論させていただきます。

先程来、質問の中で指摘いたしましたとおり、歳入といたしましては、14 款国庫支出金

の7目商工費、国庫補助金として325万4,000円を歳入に見込んだところ、その事業費支出に充てる部分につきましては、7款商工費の2目商工振興費に充当ということでありましたが、その充当額は272万ということでありまして、本来、特定財源として、しかるべき事業に充当しなければならない国庫補助金たる特定財源を一般財源化したこの補正予算書につきましては、不備があるということを指摘させていただいたところであります。本来であれば、11節、12節、13節となっておりますが、説明にありましており、7節賃金についての財源更正、つまりは国庫支出金に53万4,000円を計上し、一般財源からマイナスの53万4,000円という補正を組まない限りは、この第2号の補正予算を見る限りにおいて、三川町は特定財源たる国庫補助金を勝手に一般財源化しているという関係性になりますので、この不備を指摘し、反対といたします。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、採決します。令和元年度一般会計及び特別会計補正予算2件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

初めに、議第32号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立7名 不起立2名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第32号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第33号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第7、請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願」の件を議題とします。本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。

6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 「核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願」について、趣旨説明を行います。

人類史上初めて核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連会議で2017年7月7日、国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成で採択されました。この条約の採択と推進に大きな力を発揮した「ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）」の貢献が認められ、2017年ノーベル平和賞を受賞しました。

核兵器禁止条約では、核兵器の非人道性を告発し、国連憲章、国際法、国際人道法から、その違法性を述べ、さらに唯一の戦争被爆国である日本の広島と長崎に言及して核兵器廃絶

の必要性を明確に記し、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なものです。日本はアメリカの核の傘により守られているため、条約に参加すべきではないという見方もありますが、地球全体を何度も滅ぼすことのできる核兵器が力のバランスによって成り立つ現状は、一触即発の危険性が高く、世界終末時計は今残り2分を示しています。核対核の力のバランスではなく、友好、協調のバランスが今必要かと思われま

す。以上の観点から、議員諸兄の皆さまには、本請願の趣旨を理解のうえ、採択いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託します。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。

ただいま付託しました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時47分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前11時10分）

○議 長（小林茂吉議員） 日程第8、「一般質問」を行います。

一般質問は、6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上1名の議員が一般質問を行い、残る5名の議員については、第3日目に行うこととします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含め、質問者一人につき、1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も、答弁者も、明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

4番 佐久間千佳議員、登壇願います。 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- | | |
|-------------------|--|
| 1. ごみ処理における課題について | 1. 2021年4月供用開始予定の鶴岡市ごみ焼却施設について、最終処分場等を含めた総事業費、及び本町の施設償還負担割合など、現在の協議状況と今後の見通しを伺います。 |
|-------------------|--|

2. 新ごみ焼却施設の運営においては、公共が資金調達を負担し、設計、建設、運営を民間に委託する「DBO方式」が採用されていますが、運営費に係るこの方式の影響、並びに本町の負担をどのように捉えているか伺います。

3. 新たな施設による負担の増加が見込まれる中、更なるごみ減量化の取り組みが重要と考えます。現在行われている「ごみ減量化等推進対策事業」における、減量目標と達成状況、事業効果を伺います。

4. 家庭から排出される可燃ごみの約4割は生ごみと言われています。大きな割合を占める生ごみを堆肥化することは、ごみの減量化だけでなく、循環型社会の醸成・協働のまちづくりにつながると考えます。町民、食品取扱事業者、農協、行政が一体となり、本町における生ごみ堆肥化に向けた検討をすべきと考えますが、所見を伺います。

2. 介護予防事業について

1. 本町において、団塊世代が75歳に到達する2025年には34.8%が65歳以上になると推計されています。健康寿命の伸長はもとより、増加する介護保険料と介護認定者率の抑制に資するため、介護予防事業が更に重要になると考えます。現在の取り組み状況と2025年に向けた対策を伺います。

2. 介護予防事業の1つとして、「いきいき100歳体操」を推進していますが、事業効果と今後の事業展開を伺います。

3. 介護予防をする上で地域コミュニティが重要だと考えますが、老人クラブ数が減少する中でその希薄化が懸念されます。「サロン」や「コミュニティカフェ」など、独自の組織が立ち上がる中、地域コミュニティの重要性についてどのように捉え、支援していくのか伺います。

4. 更なる介護予防ニーズの増加に対応するため、有償ボランティアの導入など町民を巻き込んだ事業展開に向けた検討をする必要があると考えます。所見を伺います。

令和元年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、ごみ処理における課題についてであります。

2021年4月供用開始予定の鶴岡市ごみ焼却施設について、最終処分場等を含めた総事業費、及び本町の施設償還負担割合など、現在の協議状況と今後の見通しを伺います。

新ごみ焼却施設の運営においては、公共が資金調達を負担し、設計、建設、運営を民間に委託する「DBO方式」が採用されていますが、運営費に係るこの方式の影響、並びに本町の負担をどのように捉えているか伺います。

新たな施設による負担の増加が見込まれる中、さらなるごみ減量化の取り組みが重要と考えます。現在行われている「ごみ減量化等推進対策事業」における、減量目標と達成状況、事業効果を伺います。

家庭から排出される可燃ごみの約4割は生ごみと言われていています。大きな割合を占める生ごみを堆肥化することは、ごみの減量化だけでなく、循環型社会の醸成・協働のまちづくりに繋がると考えます。町民、食品取扱事業者、農協、行政が一体となり、本町における生ごみ堆肥化に向けた検討をすべきと考えますが、所見を伺います。

二つ目に、介護予防事業についてであります。

本町において、団塊世代が75歳に到達する2025年には34.8%が65歳以上になると推計されています。健康寿命の伸長はもとより、増加する介護保険料と介護認定者率の抑制に資するため、介護予防事業がさらに重要になると考えます。現在の取り組み状況と2025年に向けた対策を伺います。

介護予防事業の1つとして、「いきいき百歳体操」を推進していますが、事業効果と今後の事業展開を伺います。

介護予防をする上で地域コミュニティが重要だと考えますが、老人クラブ数が減少する中でその希薄化が懸念されます。「サロン」や「コミュニティカフェ」など、独自の組織が立ち上がる中、地域コミュニティの重要性についてどのように捉え、支援していくのか伺います。

さらなる介護予防ニーズの増加に対応するため、有償ボランティアの導入など町民を巻き込んだ事業展開に向けた検討をする必要があると考えます。所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1のごみ処理における課題について、1点目の最終処分場を含めた総事業費と本町の負担に関するご質問ですが、「鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画」による現時点における総事業費の見込みは、約210億円と計上されておりますが、最終処分場、及び焼却施設等の整備に係る事業費については確定していない状況にあり、今後、事業の進捗に合わせて、費用負担にかかる協議を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「DBO方式」に関するご質問ですが、DBO方式については、民

間業者が施設の設計、建設、維持管理、運営を行うことにより、建設費、維持管理費の縮減が見込まれることから採用された方式であり、本町の負担においても軽減が図られるものと考えているところであります。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における「ごみ減量化等推進対策」につきましては、循環型社会の推進を目指し「一般廃棄物処理基本計画」を策定するとともに、本計画に基づいた一般廃棄物処理実施計画を毎年策定し、ごみの減量目標を定めているところです。そのような中、昨年度においては、目標とする1日1人当たりの家庭ごみの排出量596.8gに対し、約2g少ない結果となり、目標を達成することができたところであります。

また、家庭から排出される生ごみの堆肥化につきましては、堆肥化に供用される生ごみの分別の徹底、回収方法、堆肥の品質確保と活用方法、さらには、生産コスト等の課題が多く、堆肥化の推進については、慎重な検討が必要であると捉えているところであります。

今後とも、ごみの減量化・再資源化につきましては、町民・事業者等の皆さまからのさらなるご理解とご協力の基に、各施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の介護予防事業に関しまして、1点目の2025年に向けた介護予防の対策に関するご質問であります。団塊の世代の方々が、すべて後期高齢者となる2025年を見据えて、介護保険法等の改正や介護保険事業計画の策定が行われてきたところであり、少子高齢化が進んでいく状況の中で、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの推進を図っていくことが重要であります。引き続き、介護予防に繋がる地域支援事業などの施策を展開しながら、この地域の中で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、地域の中での支え合いの仕組みの充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「いきいき百歳体操」の事業効果と今後の展開に関するご質問であります。本町においては、平成29年度に開催いたしました「介護予防セミナー」をきっかけに、現在、町内会等12団体が「いきいき百歳体操」を実践しているところであります。

この取り組みは、筋力の維持・改善はもとより、高齢者の閉じこもり防止や地域での支え合いの効果も期待できるものであることから、今後も、町内全域への拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

地域コミュニティの重要性に関しましては、ご質問にありましたように、これからの介護予防の取り組みには欠かせないものであり、「地域での支え合いの体制づくり」として「介護予防・日常生活支援総合事業」等を展開しているところであります。地域での支え合いの取り組みについては、住民の方々が地域の課題を我が事として捉え、主体的に展開していくことが重要なことであり、先程の「いきいき百歳体操」や「サロン」、「コミュニティカフェ」など、地域のキーパーソンの方々が実施している活動を支援しながら、さらなる地域コ

コミュニティの強化に向けた支え合いの体制づくりについて充実を図ってまいりたいと考えております。

また、「有償ボランティア」については、全国的に先進事例として紹介されているところではありますが、その運営方法や仕組みについては、まだ検討を要するものと認識いたしており、町民の方々と一緒に導入の可能性について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、ごみ処理における課題ということで、最近、新聞報道もかなりされています。ごみの問題としては、全国的に人口減少が続く中、可燃ごみに関しましては増加傾向にあるということであります。要因としては、企業の景気動向の影響であったり、個人消費の増加、また、事業の活発化というものが挙げられており、また、人口減少している中においても、世帯数がさほど変わっていないと。ある程度の世帯からは一定のごみが出るというような計算もされているようであります。本町においては、人口減少というものは緩やかなものでありまして、世帯数というものが増加しているという状況においては、やはり可燃ごみは増加している傾向にあるというふうに思われます。平成29年度の対比では、7.45 tほど増加しているというふうに事業報告書の方にも報告されておりました。今、新施設建設にあたって町民が不安というところが出てきているのが、やはり鶴岡市との協議の状況ではないかというふうに感じております。新施設稼働において、国からの補助というのが、先程、町長答弁にもありました。循環型社会形成推進地域計画という中において協議されているというふうに思われますが、こちらにおいては、一部報道では事業費の1/3ほどの補助が出るというような報道をされております。こちら、総事業費210億円ほどというふうに町では見込んでいたという答弁でありましたが、この国からの交付金と廃棄物処理施設整備交付金というものを負担をするうえで、どのように町として鶴岡市との協議に持っていくのか。こういった姿勢で、この補助金を捉えて話に向かうのかということところを1点、まずは伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 私の方から、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

1点目、ごみの増加の状況でございますが、本町においては、皆さんの協力もございまして、ごみについては、ある程度なだらかな状況になっています。平成28年から平成29年につきましては、ご指摘のとおり増えた状況となっておりますが、平成29年から平成30年におきましては減ということで、マイナスの傾向にあるということとなっております。

また、今、新聞報道等でも話題にはなっていますが、事業費の関係でございます。今現在、平成30年11月現在における鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画においては、先程述べました金額になっているところです。この補助の関係でございますが、この計画の中には各々の事業がございます。この各々の事業において、補助金等、また、その他、算入

の部分が変わってまいります。こういったことを踏まえまして、全体の中を見ていかなければならないかなと思っております。

協議の部分についてでございますが、この費用負担協議につきましては、この地域循環型社会形成推進地域計画を策定したときからいろいろな変更がございまして、内容の詰め方といたしましては、平成28年3月10日付におきまして、計画変更時点において、委託費、また、処理に係る費用、こちらにつきましては、鶴岡市より処理に係るすべての費用を含めたあらゆる項目に関して、鶴岡市が検討したうえで三川町に示し、三川町の同意が得られた場合、受託をするということを前提として協議をするということになってございます。先程ご答弁にもございましたが、まだ事業費が確定しておらないところです。見込みが立った段階で協議がされるものと認識しておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まずは、協議にどのように向かうかという姿勢をお伺いしたわけですが、鶴岡市から、平成28年度の段階では、すべての項目、あらゆる項目において、三川町の承認が得られれば供用できますというような今の段階の話し合い、協議状況になっているのかどうか。それに応じて、こちらの負担金、三川町としての捉え方を鶴岡市に伝えることはできないのかどうか。まず一旦その姿勢をお伺いします。負担金といいますか、総事業費に対する補助、こちらの考え方を協議の段階ではできないのかどうかというところをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 協議に関するということで、補助金というお話がございましたが、補助金につきましては、国からの支援措置でございます。内容については、変動していくものと思われま。先程申し上げたとおり、この事業に係る総費用、また、どのような経過になっているか。それは、まず三川町の方に示していただくと。これに対する内容を確認し、検討したうえでの同意ということになりますので、すべからく、すべての事業について、その内容を確認したうえで状況の判断となります。ですので、この協議をしていくうえでは内容を精査していくと。その中において、応分の負担をしていく、その委託費用について検討してまいるといふところになっているようでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） これから協議するということで、この話に関しましては、そこまで深く今の段階ではできないかなと思っておりますが、今後の協議に関しまして、鶴岡市との日程といいますか、こういったスケジュールで行うというようなことがあれば説明いただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 先程も申し上げましたが、概ねの事業費の見込みがついた段階ということになってございます。ですので、一応、本年度中には、ある程度見込みがつくのかなと思われるところです。この段階において、速やかな部分で協議の申し出が来るものと考えてございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 総事業費といえますか、すべての経費が明らかになった段階でというところから協議が始まるというような説明だったかと思われま。現在、話がかかり町民の間でも心配されております。売電に関わるお話であります、平成29年3月時点の鶴岡市ごみ焼却施設整備運営事業というところの実施方針の中には、循環型社会の構築のための熱エネルギーを利用した発電を行うことを目的とするというふうな文言が謳われております。電力事業者への余剰電力の売却収入は市に帰属するものというふうに明記されており、運営事業者は当該売電収入の控除を十分考慮し、運営、維持管理業務を行うとあります。3,000キロワットの発電のうち、1,000キロワットは施設内、また、余剰の2,000キロワットは売電するという計画であるようです。工事負担金として18億6,000万円ほど、工期11年と報道されております。年間約1億8,000万の減収見込みだということでありまして、売電のための工事負担金に関して、本町への影響、また、売電できなかった場合の減収分の影響ということをどのように捉えているか。また、今後の協議において、どのような姿勢で向かうのかということをお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま報道等により、鶴岡市の焼却施設における熱回収施設、こちらの方の影響ということのご質問でございます。すべからくと申しますか、多少なりとも影響はあるものとは思われます。ただ、今現在の鶴岡市においても、報道にもあるとおり、売電の方針については変えないということ謳っております。また、それに対する調整につきましては、県・国に支援を求めていると。本事業自体が国が推奨している事業でもございますので、その動向を見て考えていかなければならないかなと考えておるところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） まずは動向を見てというところで、これ以上は事業の進捗を見ながら議論できればというふうに思います。

続きまして、ごみ減量化のお話であります、まず一般廃棄物の適正処理、減量化の推進、水質汚濁等の生活環境への影響評価、防止対策等において、三川町廃棄物減量等推進審議会というものが、ごみ減量化等推進対策事業において行われているということで、5月27日にこの審議会が開かれていたようであります。この審議会において、どのような審議が行われたのか。また、こちらの審議会では、資源化というようにお話はされているのかどうか。こちらをお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまご質問にございました、審議会の会議内容ということでございます。この会議におきましては、三川町におけるごみの減量化の取り組みについて、いろいろな方針を決めております。大きなところといたしましては、今年度における各家庭のごみの減量の目標値と申しますか、こういったものも、この審議会の中で決めておるところです。31年度におきましては、まず前年度比1%減を皆で目標としてやっていき

ましようというようなことをお話しして承認されているところとなっております。

また、ごみの減量化、再資源化に向けたものと申しましては、家庭ごみには少し及んではおられないものの、ごみの発生の抑制ということでレジ袋、また、包装紙等、プラスチック系のごみ、こういったものを取り扱わないような、減量していくという形の協議もなされているところとなっております。

また、ごみの収集状況、家庭で使用した廃食用油の回収の状況ですとか、今現在までのごみの排出状況、こういったものをお知らせしながら、推進の計画に努めてまいっているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 資源化の話し合いはされていないというような答弁だったかと思えます。その中でも、レジ袋の削減であったり、そういったごみの減量の話し合いはされているということですが、レジ袋に関しては、無償で配布するのは禁止というような動きになってきていると思えますので、その辺の対応も今後話し合われるのではないかというふうに思われますが、こちらの審議委員について、条例を見ますと20名以内というふうになっているようでありました。関係機関及び団体等の代表者と。他に、町長が必要と認める者となっているようであります。具体的に、どのような団体であったり機関の方々に構成されているのかということをお聞きしたいと思いますし、現に、先程の答弁では、29年度対30年度比で、個人廃棄といえますか、個人の排出するごみがマイナス2gということで、対策としてはどういった対策が功を奏したのかということをお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまのご質問についてでございますが、審議会の委員のメンバーについてでございますが、今資料を持ち合わせておらないところとなっております。こちらについては、先程議員が申し上げられましたとおり、各地域の代表者、または認められた者ということで、学識経験者等が入っているところでございます。

また、ごみの量の1%減ということで、先程2gという部分がございましたが、これについては、1日1人当たりの排出量についてです。概ね1日排出量のものにつきましては、計画といたしまして、合計の部分について596.8gと1日の目安を決めておるところです。これに対するグラム数ですので1%、自ずと2%前後かなという形になってこようかと思えます。

また、ごみの減量化に関する取り組みですが、これにつきましては、地域で開催される学習会等へ講師を派遣いたしました。また、町で行っておりますごみの減量ということで、平成29年度より生ごみ減量実証実験事業などを行っております。こういったものにより啓発を行いまして、ごみの減量を推進していくというところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今の答弁ですと、研修会であったり、生ごみの減量化といえますか、堆肥化というところの効果が出てきているというような答弁だったかなと思えますが、そのまま継続して減量化を推進できればと思いますが、やはりこういった事業に関しまして

は、体系的にと申しますか、継続的な審議ができると。長期的な視点に立った構成員メンバーであるとか、そういったことが大事ではないかなというふうに思われます。任期が2年ということで、少し形式的な組織になっているのではないかなというふうに思われますが、今後の審議状況等を踏まえて、また議論させていただければと思います。ただいまの答弁の中にも、生ごみというふうに出てきました。平成29年度の事業報告ですと、一般家庭ごみで1,516 tということで、そのうち生ごみには検量しておりませんので約40%ということで、大体600 tぐらいが生ごみとして排出されているのではないかと見てとれます。

また、本町においては、公設市場などもあり、そこでは、植物性残渣として、昨年度の場合で468 t排出しているというようなことでありました。そちらの方は、処分に557万円支出しているというようなことでありましたが、やはり一般の家庭ごみ、こちらを堆肥化することによって、新施設を稼働した場合の負担の軽減であったり、そういった町内の方たちを巻き込んだ分別であったり、堆肥化に関する事業というのを今後検討するべきではないかなというふうに考えております。町長答弁においては、様々な問題から、自治体としては、やはり慎重に検討を重ねていかなければならないというような答弁でありました。鶴岡市の新施設に関しまして、それ相応の負担をするというスタンスから、やはり本町において生ごみを堆肥化するということでは、町のごみの減量化、資源化の姿勢を強く示すということで、町民を巻き込み、協働のまちづくりというところをし、それが地域づくりに繋がっていくのではないかなというふうに考えるわけであります。経費としては、どちらを調べても黒字化というのはかなり難しい事業だというふうに捉えております。

しかしながら、循環型社会の構築に向け、取り組むべき課題というふうに捉えております。一例を申し上げますと、佐賀県伊万里市の方のNPO法人の例では、市民と地域の事業所が協力し合って、ごみを地域で出たカンナくずや籾殻などを使って堆肥化しているということで、そちらを販売して、市民に関しては、1世帯月額500円、事業所は分量に応じた額を納めていると。その納入金で、常勤スタッフの人件費や生ごみ回収車の維持に充てているというようなことでありました。地域社会、地域全体の循環型を考えると、やはり生ごみの資源化というものは避けられず、地域発信力の一つとして今後位置付けられてくるのではないかなというふうに私は思います。本町において、稲作地帯でありますので籾殻は豊富にあると。また、木質チップといった面では、剪定枝の利用が可能ではないかなというふうに思われます。その際、シルバー人材センターなどでは剪定講座などを行っておりますので、そういったものと一緒に協力し合って、様々な人材の参画というものが考えられると思います。将来的に町で堆肥化した肥料を使った農産物を発信する場合、農業振興においても一つの有効な手段というふうに考えますが、そちらの部分に関して所見を伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 生ごみ等の減量化に伴いまして、それを資源として活用する。具体的には、堆肥化して農業生産に繋げていくという循環型の農業の立場であれば農業生産に関するご質問でありましたが、現在、三川町内での農業者が活用している堆肥につきましては、100名ほどの農業者の方が利用してまして、その面積としては280ヘクタール、

それから、堆肥の量としては、延べ2,200 tを超える量を散布し、活用しているところがございます。過去に、今使われている堆肥に対して、生ごみを有機資材として投入し活用できないかということで実験をした経過もございました。現在のところ、取り組まれておらないというのは、実は上手く堆肥化にならなかったという経過がございます。堆肥として利用する場合については、その堆肥の品質の確保、安定化等、いろいろな課題がございますが、将来的には、そういった資材を利用して、結果、減量化に繋がるような取り組みについては多くの理解を得られることと思います。

ただ、多くの課題を克服するために、その循環型の堆肥化についてのサイクルを拡充するためには、長井市のレインボープラン等、先進事例を見ても、かなりの投資と時間を要するものと研究しておりました。今現在、町としては、そうした規模の循環型の堆肥化利用については考えていないところがございますが、引き続き循環型という視点で安心・安全な農業生産に繋げるという視点で、今後とも研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 以前の議会でも、今後とも研究を続けるというような文言があったかなというふうに思われます。研究はし過ぎてしまうことはないと思いますので、十分に研究を重ねて、その成果が出るように、または、この庄内地域の先手を打てるように本町としての検討を重ねていただきたいと。現在の化成肥料に関しましては、ほとんどが輸入に頼っているという状況でありますので、今のアメリカ対中国の貿易摩擦の影響がどの辺まで出るか。また、資源の枯渇といった問題がどの辺まで出るか。この話題は、おそらく50年後とか、そういった問題になるかもしれませんが、やはり食料自給圏といいますか、地域で賄えるような環境を、これからは作っていかなければならないのかなというふうに私は思います。地域の資源を充分利用した農作物の栽培、管理というものが今後必要になってくるのではないかなというふうに思われますので、十分に研究を重ねていただきたいと思います。

それでは、介護予防事業の方に移らせていただきます。本町において、団塊世代が75歳に到達する2025年、2,400人ほどが65歳以上になると。高齢化率が19.3%というふうに、やはり介護予防事業に関しては喫緊の課題であるというふうに捉えております。大量に要介護者といいますか、そういった方々が出てくるというような時期がもうすぐ来るというふうに思いたくはありませんが、現実そのようになってくるというふうに捉えております。やはり予防というのが大事であるというふうに思います。現在、やはり事業の一つとしては、いきいき百歳体操というのが、かなり効果を奏しているのではないかなというふうなお話でありましたが、やはり男性の参加率というのが課題になっているというふうなお話でもありました。男性の参加率に関しては、実態といいますか、そういったものはどのぐらいになっているのか。まず、そこから伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは、佐久間議員のご質問に答弁申し上げます。

ただいまの質問につきましては、2025年の団塊世代の方々がそれぞれ75歳以上になるというときを迎えるにあたり、そういった中で、介護者が当然のように多くなっていくという

ふうに見込まれるところでございます。先程の町長からの答弁にもございましたが、2025年を見据えて、本町といたしましては第7期の計画を策定し対応するというところで、現在行っているところでございます。その中で、いきいき百歳体操の男性の参加率ということでございますけれども、やはり実態といたしましては、男性の参加については、お聞きするところによりますと1割、多くて2割というような参加率というふう聞いておるところでございます。やはり実施する内容につきまして、介護予防に繋げるということで行っているわけでございますが、そういった中には、女性の方が非常に多く、男性の方々が参加しづらいというような声も聞かれているのが実態であります。こちらの考え方といたしましては、男性がどのようにすれば参加できるかなというようなことで、男性のみを対象にした事業であったり、今までも様々な、男性が多く参加しやすい雰囲気を作るための取り組みなども行ってきたというような経過がありますが、なかなかそこら辺が持続しなかったというようなことも聞いておるところでございます。男性の参加率促進につきましては、傾向といたしましてですが、男性の方に役割をしっかりと与えて、地域に貢献するような形にすると、男性の方々が参加しやすくなり、これまでもいろんな形で参加されている方がいらっしゃるよう存じております。

そういったことで、参加のやり方につきまして、いろいろと工夫をしながら、今後男性の方の参加促進につきまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 男性に対しても、これまでも様々な施策を打ってきたんだというような話でありましたが、どうも持続しなかったというようなことで、持続しなかった要因といたしますか、どういった原因があつて男性が事業に参加できないのか。男性というのは、やはりどんどん孤立しがちなのではないかなというふうに思います。やはり閉じこもり防止といたしますか、そういった意味でも、少しの近距離でもいいので外に出られるような取り組みというのが必要ではないかなというふうに思いますが、これまで男性の対象者といたしますか、そういった方に対するニーズ調査などは行ってきた経緯があるのかどうか。その持続しなかった要因とともにお伺いできればと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 男性の参加につきまして、持続しなかった要因ということでございますが、これまでもアンケート調査等は、こういった事業を開催する度に行っておりまして、その中で、いろんなご意見を聞いております。やはりどうしても女性が大半を占めるという中に男性の方々が参加するという環境というか、非常に男性の方が2回目、3回目と参加しやすい雰囲気なのかなというふうに考えますと、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに思っております。そういうことで、いかに持続して男性が参加できるような場を提供するかというのは非常に課題というふうに捉えております。やり方など、上手くいく工夫をしながら、さらに取り組んでまいりたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 男性も女性も参加できるような、ちょうどいいような事業という

のはなかなか難しいと思いますが、そんな中でも、両方参画しやすい老人クラブというのが、大体両方声かけして参加しやすい組織ではないかなというふうに思います。そういった老人クラブが減少してきているということで、庄内地域全体としては傾向としてどのようになっているのか。把握していればですが、庄内地区老人クラブ連絡協議会というところに三川町が参加しているということで、やはり老人クラブの役割としては、高齢者福祉に関わる活動であったり社会奉仕活動、子どもとの交流事業など、本町にとっては大きな役割を果たしていただいているというふうな認識があります。その老人クラブが減少しているという要因をどのように捉えているのか。または、老人クラブの位置付けというものを本町ではどのように捉えているか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問は、老人クラブの減少の要因とか位置付けに関してのご質問というふうに受け取りました。庄内全体での老人クラブの数とかにつきましては、正確な数字の方は現在把握していないんですが、本町につきましては、平成29年段階で7クラブ、平成30年で6クラブ、平成31年に5クラブということで、クラブ数も減っておりますし、人数についても現在のところ350人ということで、非常に大きく減少しているというふうに認識しているところでございます。

そういった中で、老人クラブの減少の要因といたしますと、一般的に言われていることといたしましては、今現在、60歳を過ぎても元気に働き続ける方々が非常に多いということで、ご自分も老人ではないというような意識を持って活動をし、就労されている方も多くいらっしゃいます。それから、それぞれのニーズとか、いろんな趣向、多趣味な環境にある中で、いろいろな活動に参加できる現在の環境にあるということで、特に老人クラブに入らなくても自分としての生きがいくつくりでありますとか、様々な活動に参加できるというような現在の社会の実態があるのかなというふうに思います。

もう一つとしては、やはり役員になるということについて、非常に煩わしいとか、役員になるということに対しての、なかなか手がいないという現在の実態がある中で、老人クラブに入ると、そういったものを引き受けなければならないというようなことで、どうしても老人クラブに入ることを敬遠される方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うところです。本町での位置付けというふうなことでは、やはり老人クラブの役割といたしましては、一人暮らし老人の方との関わりだったり奉仕活動、それから、いろんな交流、様々なイベントなどを含めたいろんな機会を創出するというところで、高齢者の方々の生きがいをつくる場として、これからも老人クラブそのものを支えていかなければならないというふうに町では考えておりますし、老人クラブはそういった存在であるというふうに思っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 老人クラブの役割というのは、やはり重要だと私も思いますし、加入される方がまだまだ元気だということも確かだと思います。

しかしながら、役員という部分が負担が大きくなっているというところで、今後、減少は

しておりますけれども、ニーズと申しますか、必要性は自ずと高まってくるというふうに思われますので、その際の町としての支援を十分検討していただきたいと思っております。今後の地域コミュニティというものを考えますと、老人クラブ等も消滅、減少している中では、先日、地域包括支援センターの委託で認知症キャラバンメイト、いわゆるにこにこメイトが開催した、にこにこ介護者ほっとカフェというものを見学させていただきました。中では、多くの介護に関し悩みを持つ方々が、それぞれの思いを話し歓談していたという大変和やかな雰囲気のある会でありました。聞き手や進行という方も介護職経験者であったり、有資格者等で行われており、非常に安心感のある有意義な会になっているというふう感じたところであります。組織自体も有志の方々が集まっているということで、他にはない、他市町にはない、すばらしい、これからの本町にとって、介護予防事業だけでなく、町民と一体となった取り組みの鍵となる組織だなというふう感じたところであります。にこにこメイトの取り組みに関して本町ではどのように捉えているか、一旦所見を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） にこにこメイトの活動、介護予防に関してのカフェということで開催をしておりますけれども、ご視察をいただきましたこと、本当に御礼を申し上げますところでございます。

本町では、そういった認知症の予防に関しての取り組みの中で、先程、地域包括ケアシステムの中でも、やはりそういったカフェであるとかサロンといった取り組みを重要と考えております。今のところ、そのにこにこメイトの皆さんが主体となって、介護をする方、それから、介護に携わる方というか、介護でお世話をしている方々などのいろんな悩みですとかいろんな声を聞きながら、その場の中で介護に関する様々な知識を得たり、日頃思っていることを話し合ったりしてカフェを開催しているという状況です。今は町の方が主体的に、そのにこにこメイトの皆さんと地域包括ケアセンターが主体となって実施しているところでございますけれども、できれば今後地域の方に、そういったにこにこカフェのようなものを開催できる地域の中でのキーパーソンの方々が多数これから誕生して、それぞれの地域の中でこういった活動が日常的に行われるようになればいいのではないかなというふうに思っているところです。今現在の活動はまだ始まりというふうに思っておりますが、これから裾野を広げて、各町内会の方にもこういった活動が広がっていけばいいなと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 地域に繋がっていけばいいというのは私も同感であります。こういった活動というのが、全町内会型と申しますか、三川全町型ということも必要だというふうに思っておりますけれども、やはりおっしゃるとおり、各町内会規模のコミュニティで行うことが重要ではないかなというふうに思われます。老人クラブ組織自体が減少している中、介護予防に特化したコミュニティというものを推進すべきと考えます。

厚生労働省において、介護予防のあり方に関する有識者検討会というものが行われておりました。その中では、高齢者が身近な施設で体を動かしたり交流したりする通いの場というところの普及や効果が議論されている最中であるようであります。年内には報告が取りまと

められるということでありましたが、まさに公民館など、近い、歩いて通える範囲の場所で体操をしたり、趣味を楽しんだりする取り組みということで、実施主体というのが市町村というふうに厚生労働省では捉えているようでありました。しかし、本町のここにこメイトの協力や指導をもらいながら取り組みを各町内会で行うということが、おっしゃるとおり大事だと思いますが、こういった国の動きに対して本町としてはどのように対応しているのか。この辺を1点お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問について、ご答弁申し上げたいと思います。今、国の動きに対して、こういった介護予防に関わる事業をどのように進めているかということでございますが、今、国の方でも支援として進められております地域包括ケアシステムというものを、それぞれその地域に合った形で運営をしていくということで、現在、本町でも行っているところです。また、特徴的な取り組みと申しますか、国の支援に合わせた形といたしまして、本町では、地域包括支援センターの方に地域支え合い推進員を設置いたしまして、地域にどんどん入り込んで、こういった介護予防に関する事業を展開しているということもございます。さらには、令和元年度、今年度から社会福祉協議会の方に地域福祉専門員ということで設置をいたしております。やはり地域の中に、そういった支え合いの仕組みと申しますか、通いの場ということで先程お話ございましたけれども、そういったものをこれから設置しまして運営するにあたりまして、そういった福祉専門員並びに地域支え合い推進員を地域に派遣して、こういった場の提供、それから、こういった場を設置するように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後そういった地域に根ざした取り組みというものを各種展開していただきたいというふうに思います。広い意味で介護予防と言いますと、やはり厚生労働省の方ではフレイル、いわゆる健康な状態と要介護の間の虚弱状態というものの予防に取り組まなければならないというふうに捉えているようであります。筋力や認知機能、社会とのつながりなどが低下した状態とされ、放って置くと介護が必要になる。加齢に伴い、心身の活力が低下する事象だというふうに捉えられています。予防には、軽い運動や食事の改善などが有効とされ、タンパク質不足が影響していると考えられるということでありました。本町においても、体操だったり、そういった介護予防も必要ではあります。全体的に見た食事であったり、そういったフレイル予防に関してどのように捉えているか、所見を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今質問ございましたフレイルに関しましてですけれども、まさにフレイルに対応する仕組みとして地域包括ケアシステムもございまして、やはりフレイルというものを認識して、若いときからこういった介護というものに知識を持って取り組んでいくことが必要ではないかというふうに思っております。まさにフレイルというのは、人間が年齢を重ねることによりまして、どうしてもフレイルの状態ということで、健全な状

態から要介護に差し掛かる中間をフレイルというふうに一般的に言っております。そういった虚弱というふうな状態に陥ったときに、いろいろケガでありますとか病気になってしまうと、一気に介護状態になってしまったりというようなことが非常に懸念されるというふうに思われます。そういった中で、やはり若い世代から、介護というものが今は身近にあるんだということを認識して、そういった知識をしっかりと持って取り組んでいかなければならないのではないかとというふうに認識しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） こういった介護予防というのは、大変数値としては表れにくいと。表しにくい問題だなというふうに捉えております。国の方でも、認知症の数値目標を取りやめるというようなことで、判定しづらいというようなところがあると。逆に数値を設けると、予防可能だと誤解を招くということで、数値を取りやめるというような動きも出ているようでありますし、厚生労働省の委員の中では、やはり介護予防の効果というのを数値として把握するのは難しいというような声も上がっているようであります。まずは、介護予防に関しまして、三川町では健康マイレージチャレンジ事業などがありますけれども、そういったインセンティブを生かしながら、町独自に介護予防事業に取り組んで、有償ボランティア等も含めた取り組みにすべきではないかなと。そこには、フレイル予防としての研修であったり、そういったものが含まれるわけでありますので、そういったものに町民も参加していただき、介護予防の事業に取り組んでいくということが大事ではないかなと思われま。

慎重に検討すべき事案だということでありましたが、これからも積極的に検討していただければということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって散会とします。

(午後 0時08分)

令和元年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 6月6日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 請願審査委員会報告(総務文教厚生常任委員会)

請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に
関する請願

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

通告順に従い、最初に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員）

1. 国保制度の改正による影響と今後の運営について

1. 市町村と都道府県がともに保険者となる制度改正による影響と今後の対策について伺う。

2. 平成30年度の国保税が大幅増税になったとの不満の声が聞こえてくるが、この度の制度改正による国保税の変遷と今後の抑制策について伺う。

3. 低所得者に対する国保税軽減制度のほかに「子どもの均等割額減免」を制度化している自治体が複数存在している。本町も新生児に課税する均等割額を減免することは、子育て支援策の一環として有効と思われることから、この動向に関する所見を伺う。

2. 健康増進事業の必要性和今後の拠点整備について

1. 国保税の増税抑制策に止まらず、後期高齢者医療保険制度並びに介護保険制度にも影響すると思われる健康増進策について、今後の具体的方策を伺う。

2. 子育て交流施設との役割分担を明確化する観点から、三川町公民館ホールに所要の改修を施し、同館を健康増進拠点施設として整備すべきと考えられるが、このことについての所見を伺う。

3. 人事評価制度の活用状況と定員適正化計画について

1. 昇任等人事管理における人事評価制度の具体的活用状況を伺う。

2. 今年度の人事異動により課長補佐が11人となり、特に総務課は各係の長が課長補佐という体制になるなど、課・局の数よりも多くの課長補佐が存在するという人員配置はいかなる考え方によるものなのか、その所見を伺う。

3. 現行の定員適正化計画による職員配置では厳しいものがあると危惧されるところであるが、当該計画の見直しや人員配置に関する所見を伺う。

4. 厳しい定員適正化計画のなか、各課等における行政事務の増大傾向に対する効果的改善策が必要と考えられるが、その具体的方策を伺う。

令和元年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、国保制度の改正による影響と今後の運営についてであります。

市町村と都道府県がともに保険者となる制度改正による影響と今後の対策について伺います。

この改正により平成30年度の国保税が大幅増税になったとの不満の声が聞こえてきますが、この度の制度改正による国保税の変遷と今後の抑制策について伺います。

また、低所得者に対する基本的な国保税軽減制度の他に「子どもの均等割額減免」を制度化している自治体が複数存在している状況にあります。本町も新生児に課税する均等割額を減免することは、子育て支援策の一環として有効と思われることから、この全国的な動向に関する所見を伺います。

次に、健康増進事業の必要性と今後の拠点整備についてであります。

国保税の増税抑制策にとどまらず、後期高齢者医療保険制度並びに介護保険制度にも影響すると思われる健康増進策について、今後の具体的方策を伺います。

また、新たに建設される子育て交流施設との役割分担を明確化する観点から、今の三川町公民館ホールに所要の改修を施し、同館を健康増進拠点施設として整備すべきと考えられますが、このことについての所見を伺います。

最後に、人事評価制度の活用状況と定員適正化計画についてであります。

昇任等人事管理における人事評価制度の具体的活用状況を伺います。

また、今年度の人事異動により課長補佐が11人となり、特に総務課は各係の長が課長補佐という体制になるなど、課・局の数よりも多くの課長補佐が存在するという人員配置はいかなる考え方によるものなのか、その所見を伺います。

一方、現行の定員適正化計画による職員配置では厳しいものがあると危惧されているところではありますが、当該計画の見直しや人員配置に関する所見を伺います。

厳しい定員適正化計画の中、各課等における行政事務の増大傾向に対する効果的改善策が必要と考えられますが、その具体的方策を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の国保制度について、1点目と2点目につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

まず制度改正による影響につきまして、被保険者数が小規模な本町にあっては、医療費の短期的な変動に左右され、財政運営が不安定な傾向にあったところではありますが、平成30年度の制度改正により、山形県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととなったことから、保険給付に関しては安定する一方で、町は県に対し、国保事業費納付金等を納めることとなり、任意給付や特定健診等、町が実施すべき事業費等を含め、その財源の確保が必要となったところでもあります。

国保事業費納付金等の算定につきましては、市町村ごとに「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映し、その額が決定されるものでありますが、県下でも所得の高い本町にあっては、1人当たり保険税額の比較においては、唯一増となったところでもあります。

このようなことから、平成30年度は国保税率の見直しを行い、結果として、平成29年度との比較において、1人当たりでは1,219円、1帯当たりでは4,779円の増となったものであります。

今後の本町の国保運営につきましては、必要に応じ税率を改正しながら、健全運営に努めるとともに、保健事業等についてもこれまで同様に進めてまいりたいと考えているところであります。なお、保険税率の改正にあたっては、激変緩和を図るうえで国保事業基金を活用してまいりたいと考えています。

次に、3点目の「子どもの均等割額減免」に関するご質問ではありますが、子どもの人数が保険料に影響する仕組みは、同じ医療保険制度である被用者保険等にはない制度であり、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている本町においては、課題と捉えているところであります。しかしながら、国保は加入者の相互扶助制度であることから、減免相当分の財源確保が課題となることと併せ、全国知事会などが均等割の見直しを求めていることから、その推移を見守りたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の健康増進事業の必要性と今後の拠点整備について、1点目の健康増進策に関するご質問ではありますが、健康増進法では、健康の保持増進、健康寿命の延伸など、様々な健康増進事業の展開が求められており、本町では「三川町健康づくり計画」を策定し、成人期・若年期からの健康づくりに関する意識の醸成と健康な生活習慣の実践、さらに、高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりなどの取り組みを展開しているところであります。そのような早い段階からの取り組みが、健康寿命の延伸や介護予防にも繋がり、結果的に国保税や各種保険料などの抑制とともに、社会保障制度の適切かつ安定した運営にも繋がるも

のと考えております。

2点目の健康増進拠点施設に関するご質問でございますが、現在、町民の健康増進を図るための施設については、それぞれの健康増進事業の目的や規模に応じて、町内の各種施設を利用しながら実施しているところであります。ご質問にありました三川町公民館ホールについては、子育て交流施設の完成後は、ホールとしての貸し出しはしない考えであることから、これまでどおり、それぞれの事業目的に応じて、各施設を有効利用してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項3の人事評価制度について、1点目の人事評価制度の活用に関するご質問でございますが、この制度は平成28年度施行の改正地方公務員法により義務付けられた制度であり、本町においても同年度から制度の運用を始め、今年度は4年目の制度運用となっております。

この人事評価制度は、一般職の職員及び技能労務職の職員を対象とし、職員に求められる能力や資質について評価する能力評価と、それぞれの職員が定めた個人目標の達成度と通常業務の執行状況による業績評価について、それぞれ評価年度の勤務実績に基づき絶対評価を行うものであります。

その評価結果につきましては、昇任・昇格や定期昇給、勤勉手当の支給基礎として活用するものであり、毎年度の実施状況を踏まえ、制度の運用方法の見直しを図りながら、実施しているところであります。

2点目の人員配置に関するご質問でございますが、平成30年度末に一般行政職3名、保育士1名が定年退職を迎えたことにより、欠員補充も含めて一般行政職3名、保育士2名を4月1日付けで採用し、これらに伴う人事異動を発令したところであります。

職員の採用や人員配置につきましては、各課等における政策推進と円滑な行政サービスを基本とする事務事業の展開を図るため、定員適正化計画に基づいた人員の確保や、各課等の業務量に見合った人員の配置に努めているところであり、さらに、昇任・昇格につきましても、人事評価制度の結果も活用しながら、適材適所の人員配置に意を配しているところであります。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

平成28年度から令和2年度までの5年間を対象年度とする三川町定員適正化計画につきましては、来年度が最終年度となることから、その見直しに着手しなければならないところではあります。行財政改革推進プランとの整合性を図るとともに、令和3年度を初年度とする第4次三川町総合計画の施策の実現に向けて、必要な職員体制を確保していく必要があるものと考えているところであります。

また、各課における行政事務については、地方分権改革の進展に伴う行政事務の多様化や高度化、さらに事務の委譲などもあり、業務量が増加傾向にあります。現計画にもありますように、組織機構・事務事業について不断の見直しを図るとともに、一時的に業務の増嵩が生じた場合などは、再任用職員や一般職非常勤職員の活用、民間委託等のさらなる推進、

協働のまちづくりや人材の育成などに取り組み、適切な行政事務の執行を心がけてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは、引き続き質問させていただきたいと思います。

まず1点目の国保制度の改正については、今ご答弁にありましたとおり、基本的な制度改正が図られ、各市町村の負担軽減という一面は確かにあろうかと思えます。そういった中で、本町においてその県に対する納付金につきましては、説明にありましたとおり、県全体の平均的な所得額よりも本町の場合は1人当たりの所得額が大きいというようなことで、当然結果的に増税に結び付くという要素になるわけですが、これを何とか抑える方策というものがなかろうかということ考えているところであります。

特に国保制度の場合、これは全国的な話になりますが、1人当たりの医療費として、国保ですと平均33万円ほど、協会けんぽですと約半分の16万円程度、逆に後期高齢者医療になります93万円という、約5倍近く膨れ上がるというようなことで、その中での保険料の負担率については、所得に対しての国保料の負担が10%、協会けんぽですと7.5%、医療費が高かった後期高齢者医療でも8.3%にとどまっているというようなデータがございます。

こういった中での国保制度全体の構造的な課題があるわけですが、この平成30年度からの新たな制度の中で、どのような改善策、要は、医療費を抑制するというような改善策等が必要になってこようかと思えますけれども、その具体的な方策等がありましたらご提示いただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 医療費の抑制という部分で、国も大きな課題として捉えているようでございます。一番には健康寿命の延伸ということで、国を挙げてこの取り組みをしていこうという議論が昨年度から盛んに進められております。本町におきましても、長年こういった考え方のもとに健康診断、また、健康増進事業等の各種事業を展開してきておるところでございまして、そういった意味合いからしてイコールなのかどうかは定かではありませんけれども、本町における医療費、中でも国保の医療費につきましては、県内でも低水準というところがございます。

こういったことから、ますます今後国においても、この健康寿命の延伸、健康で長生きできるような体制づくりを進めていくものと考えておりますし、また、本町においてもこれまで進めてきた事業、さらに、国で進めようとしている事業を加えながらの事業推進をすべきというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） まさに今答弁にありましたとおり健康寿命の延伸、これが二つ目の項目になります後期高齢者医療制度、また、介護保険制度に大きな影響が出てくるということになろうかと思えます。そういった点で、これを具体的に進めるにあたっての考え方ですが、唯一国保制度だけが医療費総額に対しての財源補てん、財源補充というような形での運

用になっているわけですが、これが各市町村での活動に大きな影響が与えられるという制度になっているわけです。そういった面でより一層、国保制度参加市町村のモチベーションを高める方策としては、都道府県から請求を受ける納付金をいかに抑えるかというようなことになり、再三申し上げている医療費水準の反映、つまりは、均等割、所得割に乗ずる指数、医療費水準の指数、多いところもあれば低くなるところもあるわけですが、この指数を現行よりも増幅した調整率というような形で制度化することが、健康寿命を高めるための活動を誘導する方策になるのではなかろうかと考えているところであります。

こういったいささかの制度の改正になるかと思いますが、基本的には大きな制度改正に結びつくことになろうかと思いますが、三川町として県当局へ働きかけをするというような考えはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 現在の納付金の算定におきましては、先程町長の答弁にもありましたとおり、医療費の水準についても加味された算定というふうになってございます。さらに、各市町村のモチベーションを上げるために、その医療費水準の反映部分を増幅するというご意見でございました。県におきましては、将来的にはこの医療費水準をゼロに持っていきたいという考え方でございますが、医療費水準の低い本町、また、鶴岡市もそうですけれども、そういったことはしないで、これまでどおり、今現在の水準反映をゼロではなくて1というふうに継続することをこれまでも要望してまいりましたし、今後も同様に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今の答弁にありまして、いささか驚いたところではありますが、医療費水準の調整を反映させないという国・県の考え方があるとするならば、これはまさに後期高齢者医療制度が最たる現象を表現しているとおりに、一定の保険料を払うということで、それぞれ個人の健康づくり、また、市町村がその後期高齢者医療の方々に働きかけをする健康増進事業というものがモチベーションの低下を招くというようなことから、国全体の医療費の増嵩を招く要因になろうかと思えます。ぜひ、医療費水準を反映させるという制度については、先程ご提言申し上げましたとおり、逆に2倍、3倍という調整率の増幅した形で進められるよう強く求めていただきたいと思えます。

それから、国保制度の3番目の質問ではありますが、いわゆる均等割の減免についてであります。これにつきましては、つらつら考えてみますと、先程答弁にもありましたとおり、他の保険制度にはない、所得のない方々に負担を求めるといったような制度になっておりまして、相互扶助、公益割負担という考え方も十分認識されるところでありますけれども、いづらか見直しが図れないだろうかというふうに感じているところであります。

これは、たまたま知人からお借りした資料ではありますが、鶴岡市の保険年金課では、これについての言及した資料も作成しているようでありまして、参考までに鶴岡市の報告をいたしますと、18歳以下の被保険者が2,160人いらっしゃる。均等割3万3,600円を乗ずることによって、約7,200万円の均等割の減額が必要になるという試算も出している

ようであります。全国的な動向としましては、全額免除というところには至っておりませんが、18歳未満の子どもの場合については、3割減免を適用しているという一宮市の例がある他、3人目以降については全額免除するというような市町村も複数見られるというところでもあります。

通告の質問の中には「新生児」という表現で記載したところでもありますけれども、この考え方については、一般的な話ではありますけれども、生後半年間ほどは免疫力が強いというようなことから医療機関にかかるという比率は低いというようなこともあることから、せめて、新生児の均等割の減免はできないものかということで提案させていただいたところでもあります。その減額分については、先程の答弁にもありましたとおり財源の補てんが必要ということになるわけですが、これまで三川町では踏み込んだことのない、不可侵と言うべき領域かもしれませんが、一般会計からの法定外の繰り出しということでの財源補てん等を考えながら、何とかこの新生児にかかる均等割の減免というようなことについて対応できないものか、所見を伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 新生児に関する均等割の減免のご意見でございました。これにつきましては、先程町長から答弁ありましたように、本町におきましても様々な子育てに関する支援策を講じているところです。一つには、子育て支援医療ということで0歳から中学生までの医療費につきましては全額無料、また、出産祝金ということで、第1子、第2子、第3子とはそれぞれ違うわけですが、そういった出産があった場合に祝い金を出すなど、その他にも様々な施策を講じているところでございます。

議員のおっしゃられましたとおり、均等割の減免をすることで、その財源の確保というのが私どもの一番の念頭に浮かぶものでございます。そういったことから、先程もありましたように全国知事会、また、全国市長会などがこの均等割の見直しを求めいている状況でございます。そういったことから、国の方でしっかりとした支援がなされることが、第一ではなかろうかというふうに考えているところですので、0歳児の均等割の減免という部分につきましては、ご意見として承っておきたいというふうに思います。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 動向として均等割の見直しが全国的な動きになっているということであれば、先程紹介しましたとおり、実際に均等割の減免制度を行っている市町村に倣って、より多くの市町村が実施することによって、また、国に対しての働きかけが強くなるものと考えられますので、ぜひ、三川町も率先した形で取り組んでいただければと思います。

次に、二つ目の健康増進事業の必要性と今後の拠点整備というところについてであります。

最初に一つ確認したいのが、この健康増進事業を行っていくにあたって、この議会開会中にあたっておりましたが、「健さんのからだつうしんぼ週間」ということで、体組成計での測定をする週間になっていたようであります。個人個人の体調管理が健康増進策としては非常に重要な話になっていると思いますけれども、確か昨年度まではこれが毎月のように

に1週間設定していたと思いますが、これは偶数月に開催するという、ある意味後退した形になった理由を最初にお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは、私の方から健さんのからだつうしんぼ週間が、これまで毎月行っていたものが本年度から偶数月の開催になったということについての答弁を申し上げたいと思います。

健さんのからだつうしんぼ週間ということで、本町では町民の方々の健康増進に向けた取り組みといたしまして実施をしているところでございます。昨年度までは毎月の開催でございましたけれども、本年度は、今は6月で行っておりますが、偶数月にそれぞれ開催しております。毎月第1週の月曜日から金曜日までということで5日間開催をしているという状況でございます。これは「インボディ」という機械を使いまして、体の中の筋肉量ですとか、脂肪量等を測定できるというような機械を用いまして、さらにはそれぞれ個別な相談に応じて町の保健師の方が対応しているというような状況で事業を進めてまいりました。

まずは、なぜその開催日数が減ってしまったかというふうな考え方でございますが、このインボディという機械を使って体の変化を見るには、大体スパンといたしましては3ヶ月ぐらいが適当というようなことでございました。その中で、毎月毎月ということで開催するよりも、そういったある一定のスパンを設けた方がいいというのがまず一つの理由であります。それから、インボディを購入いたしまして、それが平成27年でありました。それから、平成28年の2月からのスタートになるのですが、開催をしてある一定の啓発期間が終わったのではないかというふうに理解しております。啓発の意味も含めて毎月毎月の開催をしてきたところでございますが、今現在は2ヶ月ということで、先程も申し上げましたけれども、ある一定のスパンを置いた形で開催をしているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 確かにインボディという測定器の考え方からすれば3ヶ月に1回、自分の体の状態がどうなのかというようなことで測定するだけでも効果がたぶんあるかと考えられますが、ただ、1週間のキャンペーン期間中に、その期間多忙な方で検査に来られないと、インボディで測定することができないという方から見れば、なかなか不便な話になるかと思えます。そういった意味では、鶴岡市の健康管理センターなどでは、この体組成計が常設になっているという状況で、いつでも個人の都合によって測定することができるというような体制もあります。そういった面では、常設することによって、そのキャンペーン期間中に合わせて、所管の職員の方々が衝立を立て、機械を設置してというような、また、終われば終わったで撤去するというような作業も省略できるというようなことになります。一昨日に同僚議員からも質問がありましたとおり、非常にマイチャレ事業という部分では、町民の皆さんも積極的に取り組まれているという状況を踏まえて、常設する方向で検討いただければと思います。

そこでの話ですが、その常設する場合のスペースの確保という観点では、その二つ目になる公民館を健康増進拠点施設という活用ができないだろうかというところに結び付くわけで

して、今の役場庁舎内に設置している健さんのからだつうしんぼ週間のコーナーを公民館のロビー等に設置するというようなことを、ぜひ検討いただければと思います。実際に、今現在は公民館の管理人ということで、事務室には職員がいらっしゃるわけですので、具体的な方策で進言させていただきますと、測定結果の用紙を公民館に備え付けておく、そして、気になる方は役場の健康福祉課にその測定結果を持ってきて健康相談をするというような仕組みだけでも、かなり町民の皆さんが積極的な健康管理に努める誘導策になるのではなかろうかというふうに感じるところでありますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

さらには、その通告にあります公民館ホール、先程の答弁の中では、今後は貸し出しをしない方向で考えているという答弁でありましたが、実はこのホールにつきましては、3月の議会定例会におきましても同僚議員から質問ありましたとおり、高齢者の方々が福祉センターと一体的に公民館ホールを活用しての事業を展開している。また、調理室と公民館ホールを利用している民間の方々も多く見受けられるということからしますと、非常に貴重な施設というふうに考えられます。平成25年度に、本来は公民館ホールのアスベスト対策、それから耐震補強というようなことで試算したところ、3億7,000万円ほどでアスベスト対策と耐震補強ができるであろうというような計画も出ていたわけでありまして、これまでの経過を踏まえ、さらに現状を踏まえますと、仮の名前ではありますが「健康増進センター」というような健康づくりの拠点というような位置付けで、ぜひとも有効活用すべきと考えられますが、この考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 私の方からお答えさせていただきます。インボディの常設についてのご質問でございました。インボディという体組成計そのものの装置につきましては、機械の取り扱いが非常に難しいという部分もございますし、また、メンテナンスについても非常に精巧な機械でございます。今現在の測定につきましては、保健師が帯同いたしまして、その町民の方が測定をされる際に一緒に測定を見ているという状況でございます。また、今回の健さんのからだつうしんぼ週間についてもそうなんですけれども、こういった体組成計で筋力量等を計るということ以外にも、やはり町民の皆さんが求めているのは保健師等にその健康相談をしながら、そういったことが非常に楽しいというような声が聞こえます。

1人の方の測定と相談に要する時間といたしましては、大体15分から、長い方だと1時間ぐらいの時間を要する場合もございます。そういったことで、大体1週間で70人ぐらいの町民の方々が訪れて、この体組成計での健康づくりを行っていただいている状況でございます。そういった中で、機械の取り扱い等も含めて、役場の方で管理をしながら、これまでの形で進めていくのが望ましいのではないかとこのように思っているところです。ただ、町民の皆さんからいろいろ声を聞きながら、今後改善できる点については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） なかなか体組成計の取り扱いが難しいというような、いろいろと問題もあるようですが、ぜひ、そういった部分の解決も図りながら、町民の皆さんの利便性を

考えていただいて、対応をお願いしたいと思います。

問題は公民館の今後の施設管理というところになりますが、公民館機能、ホールを有して、なおかつ調理室もある、2階には図書室もあると、そういった施設についてはなかなか一般では見られない、ある意味三川町の特長的な施設というふうに考えられるわけですし、ぜひとも健康増進も含め、生きがい対策といった形での施設利用というふうに、これからも何とか維持管理できる方向で検討いただきたいというところでもあります。幸いに3月末には、現在建設工事が始まっています子育て交流施設建設事業に対しまして、思いがけず6億1,200万円ほどの地方創生拠点整備交付金という国からの交付金が舞い込んで来まして、ふるさと寄附金繰入金4億3,800万ほど減額補正したという経緯もあります。この減額されたふるさと基金の一部を充当するだけでも、公民館ホールの改修が可能になるのではなかろうかというふうに考えられるところではありますが、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、三つ目の人事評価制度の活用についてでございます。最初は人事評価制度の活用状況という部分につきまして、二つ目の人事異動との関連性ということにつきましては、答弁の中では「評価制度を活用しながら」という言葉でとどまっていたわけですが、これを具体的に人事異動、昇任・昇格等に反映させるという部分については、どのような方針の基に実行されているのか、三川町として制度化になっている部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 本町の昇任・昇格等の基準に関するご質問でございますが、これにつきましては、一定のきちんとした基準によって数値化したものとか、そういったもので運用しているところではございませんで、職員の作業能力や知力、性格など、適性を基本としながら、その任用、昇任等を行っているところでございます。また、ご質問にありました課長補佐への昇任というご質問もございましたが、これにつきましては、全職員と同様、やはり能力、知力、性格などの適性が基本になってきているところでございます。それに、人事評価の結果も合わせて総合的な判断をしているところであります。

また、課長補佐につきましては、特に課長という人材を確保するという観点から、課長補佐の任に就きながら、管理職としての課長の職務を複数年学んでもらう、そういったことも任用の目的としているところでございます。また、その人数については、何人という基準は設けていないところでございますが、将来の課長の退職人数等も考慮しながら、任用を行っているところでございます。まずは組織を円滑に安定して運営するという観点での総合的な判断によって、昇任、任用を行っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今のご答弁にもありましたとおり、昇任に関しての明確な基準というものはない中での、総合的な人事評価という考え方と理解しておりますが、実は、ある意味国から制度化からされた人事評価制度についての国の狙いというのは、人事に関してこの評価制度を反映する、その反映させるということがより可視化された形で、公平性を確保するというような狙いの基での評価制度の実施を各市町村に求めたという経緯が

あるわけです。

国で示しています昇任等の場合については、3年間において、最高ランクのAランクの評価が1回はあることと、中位の評価が残り2年間、2回あることというような昇任の基準があります。おそらく国はこの制度、基準にのっとって実施しているのだろうと思いますけれども、そういったことで市町村に対しては、国で示している基準をある程度参考にしながら、さらには各市町村の実情に応じた形での昇任発令の基準というものを設けるべきというようなことで、これを制度化したという経緯があるわけですが、その点について今後の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 人事評価制度の制度設計につきましては、国においては、今ご発言ありましたような形になっているということは承知しております。ただ、実際の制度設計については、各市町村の実情、実態に合わせたものにするということは許されているところでございます。そういった中で、本町においては三川町に合った人事評価制度はいかなるものかということで、協議を重ねて平成28年4月に法律事項であるということからスタートさせたところでございますが、その実際の運用につきましては、毎年検討を重ねて見直しを行っているところでございます。その中においては、連絡調整会議というものを設けて、この中で毎年制度のチェック、検証を行いながら改善を図っているところでございますが、まだ4年目でございます。この評価制度については、評価レベルがある一定の水準に達するというような大きな課題もございまして、それについては4年目に入りまして、一定の標準化といいますか、各評価者の考え方の意思統一はだいぶ図られてきたところでございますが、まだまだ課題は多く残っているところでございます。

昇任・昇格に関しましても、一定の数値化したもので、可視化したもので行っていくというのは、将来的な目標、課題とは捉えておりますが、そこまでの基準を策定するという段階にはまだ至っていないというのが現状であります。将来的にはそういったことになり、可視化した中での評価、それによる昇任・昇格という人事も行っていくというのが将来的な目標ではあるとは考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今答弁にありましたとおり、本当に国から示されている現在の人事評価制度というのは複数の問題が内在しているというふうに私も認識している中で、今後充実を図っていくというお話もある中において、聞こえてきた話としては、今回、昨年度体調不良によって休職された職員につきまして、人事評価制度に基づき勤勉手当の成績率を反映した形で減額を執行するというような話も聞こえてきたところではありますが、実際のところ、もし差し支えなければご答弁をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありました人事評価制度に基づきまして、この制度においては給与に反映させる能力評価、そして期末勤勉手当に反映させる業績評価がございまして。今ご質問ありましたとおり、平成30年度の人事評価制度におきましては、その勤

勤勉手当に反映させる業績評価において、低位の評価をされた職員がおりましたので、基本的にはその成績率を用いて勤勉手当に今後反映させるものでございます。と言いますのは、平成30年度の評価結果に基づいて、令和元年度の勤勉手当に反映させていくものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） その反映を受ける職員の人数は何人か、支障がなければお答えいただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この人事評価制度の結果につきましては、それぞれの被評価者と1次評価者の間で点数、あるいは記号による個別評語と申しますが、その評語に基づいてランクを決定いたします。その際に1次評価者から被評価者に対しましてその成績が公表されますが、それぞれの個々の結果については公表しておりませんので、差し控えさせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今答弁ありましたとおり、被評価者と1次評価者、この両者の関係によって評価点が決まっていくという部分においては、非常に難しい部分があるかと思えます。まさに能力評価については、ある程度、常日頃からの勤務状況等、仕事の処理能力によって、目に見えた形で分かるわけですが、勤勉手当に反映させる業績評価については、つまりは被評価者が目標を低く設定することによって、常に完璧に執行できましたというような報告になるということは、これはつまりは、全体の業務のレベルダウンを招く要因になってしまうのではなかろうかという問題も内在しているというふうに考えられます。

こういったことから、民間でも取り組んでおります360度評価制度というものがございます。上から下を評価するだけではなくて、下から上も評価する。360度ですから、つまりは横の繋がり関係者もその人事評価に関わるというような仕組みもございます。民間企業では、職員のモチベーションを高めるためには、人事評価制度を実施するにあたっては、各職員とのコミュニケーションを十分に図ったうえで、納得したうえで執行するべきというような考え方で取り組んでおられるので、ぜひ今後これからもいろいろと制度の見直しを図って、より有効な制度化を図りたいというお話でもありましたので、ぜひとも検討していただければというふうに思います。

最後の項目になりますけれども、なかなか今現在の定員適正化計画に基づいた職員配置では、非常に行政運営は厳しいというようなことになるわけですが、今後も行政事務の委託を進めていくというようなことでありましたけれども、先程も触れましたとおり、体調を崩して休職に至ってしまった職員、これまでになく複数の方々が生じているというようなことからすれば、ぜひ喫緊の課題として、可及的速やかに行政事務を委託すべきというふうに感じているところであります。

その中で、先程も健康福祉課長の答弁にもありました諸々の福祉政策の計画の中からいきますと、これまでの包括支援センター、いわゆる介護の包括支援センターにとどまらず母子

保健包括支援センター、これはつまりは、介護保険制度の包括支援センターを振っての制度のようではありますが、さらには障害者の地域生活拠点整備というものも求められてきているということでございます。これらのタイムリミットが令和2年度末まで、つまりは残すところ1年半ほどしかないというような状況の中で、町当局としての、これらの業務に関しての民間委託についての考え方等をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは、私からただいまのご質問にありました包括支援センター、それから母子保健包括支援センター、そして、生涯に係る地域の生活支援拠点について、それを今後民間等の委託も含めてどのように考えるかというご質問というふうを受けとめさせていただきました。今現在、包括支援センターの方は三川町役場の健康福祉課の方でございますし、母子保健包括支援センターは令和2年までに包括支援センターを新たに設置すること。それから、障害に係る地域生活支援拠点につきましては、町の障害者福祉計画の中で、令和2年度までに設立をするということで、計画の方に定めているところでございます。

まずは考え方といたしまして、地域包括支援センターの場合ですと、他の市町村につきましては社会福祉協議会でありますとか、様々な施設等に設置をしている市町村がございます。本町の場合は庄内の中では唯一直営ということで進めております。直営である良さというものを考えますと、やはり三川町の場合、町民の皆さんと非常に距離が近いということが私考えられるのではないかと考えております。まず困ったら役場に行くというような、こういった役場と町民との繋がりの中で、役場の中に地域包括支援センターがあるということでの安心感というのがあるのではないかと考えています。また、それを社会福祉協議会等に委託したとかというふうになりますと、それでコスト削減であるとか人員削減に繋がるのかといったらそうではなくて、今の社会福祉協議会の方にその地域包括支援センターを設置いたしましても、さらなる人員の整備でありますとか、様々なコストもかかってくるのではないかと。また、新たな相談員の設置であるとか、そういうものが考えられます。

そういった分で考えますと、まず三川町の場合はその地域包括支援センターに限定して考えますと、役場の中にあって地域包括支援センターだけではなく、福祉の関係、それから健康の関係、そういった健康福祉課として一体的に町民の皆さんに対して困ったときに対応できる、様々な相談ができるという内部でのそういった良さもあるのではないかと考えています。そういった、本町の内情といいますか、本町の状況に合った形で、本町では直営を選び、地域包括支援センターをこれまで運営してきたということがございますので、今のところそういった委託をするという考え方はございません。

また、母子保健包括支援センターにつきましては、役場庁舎内の方に同様に設置をいたしまして、これにつきましては、新たな部屋を設けるとか施設を建てるとか、そういったことではなくて、庁舎内にそういった相談コーナーをまず設けて、母子の健康増進に繋がる取り組みについて、今現在のそういった母子の様々な悩みですとか、妊娠期から子育て期までのいろんな取り組みに対応できるような体制を内部の方で構築していくというような考え方で

現在は考えておるところでございます。

障害に係る拠点についても、これについても令和2年度までに設置をするということで定めているところでございますけれども、障害に係る様々な状況につきましては、やはり専門性を有するものというふうに理解しております。もし、本町の方にそういった施設を作るといふふうになりますと、相談の業務ですとか、いろんな部分で体制整備を図らなければならないというような状況が考えられます。

また、国の方での方針として示されておりますが、これは圏域単位での設置も可能というようなことも定められておまして、やはり他の市町村、庄内全域の中でのこういった障害に係る地域生活支援の拠点を整備していくのが一番よろしいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 時間がなくなってしまいましたので完結に申し上げますが、今答弁にありましたとおり、ある程度の資格を有する組織が必要ということでは、NPO法人という選択肢もあろうかと思えます。また、社会福祉協議会に委託しているという調査もあるわけですし、またさらに、先程話をしました三川町公民館福祉センターの一体的活用による健康、それから福祉の拠点施設という形での位置付けが有効ではなかろうかというところでもありますので、ぜひNPO法人等の委託も視野に入れていただきたいと思えます。

さらには、今は本当に職員の間でも疲弊感が充満しているというふうに感じられるところでもあります。幸いにも役場庁舎内には係長以上で構成されている行政事務協議会という組織があるわけですが、これまでの行政事務協議会では何ら意見がなかったということで、さくさくと会議が進行していたということでもあります。誰も発言がなかったということで納得しているのかどうかという部分についても真摯に耳を傾けていただきながら、組織全体として、民主的に職員各位の意思を吸収した形での、今現状の打開策をぜひ組織全体で見直しを考えていただければということをご提言申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1. 農業経営基盤の強化促進について | 1. 今年度の本町における生産調整への取り組み状況について伺います。 |
| | 2. 各転作作物の栽培面積の推移と今後の見通しについて見解を伺います。 |
| | 3. 三川町地域水田農業ビジョンにより、戦略作物に指定さ |

	<p>れている土地利用作物「大豆」「麦」「ホールクroppサイレージ」「飼料用米」「米粉用米」の栽培状況と、輪作体系についての見解を伺います。</p> <p>4. 近年、カラスによる水稲への被害が発生しています。広域的な対策が必要と考えますが、有害鳥獣駆除への取り組みについて伺います。</p>
2. 子どもたちの教育環境と交通安全対策について	<p>1. 本町におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への取り組み方と課題について伺います。</p> <p>2. 集団登校中の列に車が追突する事故が全国的に発生しています。子どもたちの行動だけでは防ぎようのない事故への対策を伺います。</p>
3. 三川町かわまちづくり事業について	<p>1. かわまちづくり事業の進捗状況と完成箇所の供用予定について伺います。</p> <p>2. 両田川橋下流は冬期間、狩猟可能区域となっています。カヌーコース、散策路利用への安全対策について伺います。</p>

令和元年三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、農業経営基盤の強化促進について。

今年度の本町における生産調整への取り組み状況について伺います。

転作作物の栽培面積の推移と今後の見通しについて見解を伺います。

三川町地域水田農業ビジョンにより、戦略作物に指定されている土地利用作物「大豆」「麦」「ホールクroppサイレージ」「飼料用米」「米粉用米」の栽培状況と、輪作体系についての見解を伺います。

近年、カラスによる水稲への被害が発生しています。広域的な対策が必要と考えますが、有害鳥獣駆除への取り組みについて伺います。

次に、子どもたちの教育環境と交通安全対策について。

本町におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への取り組み方と課題について伺います。

集団登校中の列に車が追突する事故が全国的に発生しています。子どもたちの行動だけでは防ぎようのない事故への対策を伺います。

次に、三川町かわまちづくり事業について。

かわまちづくり事業の進捗状況と完成箇所の供用予定について伺います。

両田川橋下流は冬期間、狩猟可能区域となっています。カヌーコース、散策路利用への安全対策について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の子どもたちの教育環境と交通安全対策につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の農業経営基盤の強化促進に関しまして、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

米づくりを中心とする本町農業が、農業生産環境の変化に対応し持続的に発展していくためには、主要農産物である米の需要に応じた生産への取り組みとともに、水田農業の経営基盤の強化を推進していく必要があると考えております。そのため、水田農業の活性化に向けた振興方針を「三川町地域水田農業ビジョン」に示し、農業者・農業団体の主体的な経営判断と実践により総合的に推進しているところであります。

令和元年の米の生産調整につきましては、主食用米の作付面積から推計し、現時点ではその達成が見込まれるものと捉えているところであります。

一方、米の生産調整にかかる転作作物につきましては、年により生産面積の増減はあるものの、平成30年度の実績は「大豆」190ha、「飼料用米」65ha、「麦類」26ha、「その他野菜類等」で88haほどとなっており、作物別の割合としては、例年とほぼ同様の数値で推移しており、今後におきましてもこの傾向が継続するものと見込んでおります。このような戦略作物として位置付けられている土地利用型作物の多くは、連作障害の回避が課題となっており、関係機関等による技術指導や水田畑地化事業でも取り組まれているブロックローテーション等の輪作が実践されてきた経過を踏まえ、本町においてもこの取り組みを推奨しているところであります。

4点目の、有害鳥獣駆除の取り組みに関してであります。本町においても多い年で数件の被害情報が農業者等から寄せられており、その内容は、鴨やカラス等による移植苗の食害や抜き取り、鳥や小獣による食害など様々であり、現在のところ、専門機関からの指導や助言により、防鳥テグスや爆音機、カイトでの威嚇など、農業者の自衛により対応されているところであります。今後とも被害の発生状況等を確認し、広域的な対応の必要性について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項3のかわまちづくり事業について、1点目の事業の進捗状況等に関するご質問であります。町が整備を行っております桜づつみの整備につきましては、昨年度に八重桜の植栽工事を完了し、また、公園施設の整備については、現在、休憩広場と駐車場の整備を進めているところであり、工事完了後、使用が可能となる施設から随時供用を開始してまいりたいと考えております。

また、国が整備を進めております親水護岸、船着き場、散策路等につきましては、整備工

事が完了し、河川施設として供用が開始されており、さらに、本年度においては、河川広場への連絡通路となります堤防坂路の新設、拡幅工事が実施される予定となっているところがあります。

2点目の冬期間における狩猟可能区域に関するご質問であります。狩猟を行う場合においては、その周辺の安全確認を十分行うことが義務付けられているところであり、散策路の利用者がいる場合、また、河川にカヌー等の船舶が往来している場合においては、銃器などの特定狩猟用具については使用が禁止されているところがあります。注意を喚起する看板の設置等については、河川管理者と協議してまいりたいと考えているところあります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項2の子どもたちの教育環境と交通安全対策について、1点目のコミュニティ・スクールに関するご質問であります。平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が施行され、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校を実現するための仕組みである学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置が教育委員会の努力義務となったところあります。

本町におきましては、現時点においてコミュニティ・スクールは設置されていない状況にあります。国、及び県において積極的に推進している状況にあることから、本町においてもコミュニティ・スクールの設置について検討を始めたところあります。

また、コミュニティ・スクールの設置と同時に、地域が学校運営に必要な支援を行う地域学校協働活動の取り組みについても並行して進めることが求められており、この活動を推進するためのコーディネーターが重要な役割を担うことから、その人材の確保が大きな課題であると認識しているところあります。

次に、2点目の集団登校中の交通事故対策に関するご質問であります。日々、交通事故の報道がされる中で、小・中学生が登下校時に交通事故に巻き込まれるという悲しい事故も多くあります。このため、本町の各小・中学校においても、改めて交通安全指導の徹底を指示したところであり、児童・生徒においても、日常生活に潜む危険を予測し、自らの身は自ら守るという安全教育の基本について徹底したところあります。

また、通学路等の危険個所については、PTAからの聞き取りを基に危険個所マップを作成し児童生徒に注意喚起するとともに、施設管理者や警察、学校等による危険個所合同点検を毎年実施しているところであり、今後とも、その対策に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 詳しく説明いただきました。順を追って再質問させていただきたいと思っております。

初めの米の生産調整についてありました。平成30年度産米から政府の生産調整が廃止さ

れまして、また、米の直接支払いが廃止されたことによって、生産調整に取り組まない農家の増加が懸念されたところではありますが、先程の答弁にありました、本町では県より示された生産の目安は守られているといったことがありました。生産組合、また、町内会での調整や行政、農協による生産調整への取り組みの呼びかけによるものと考えます。

本町における生産の目安は山形県が、政府が提供する全国の受給見通しを需要実績に占めるシェアを乗じて算定し、水田面積と反収を基本に、各市町村に配分したものとなっております。この基準となっております反収の見直しを図るべきと考えます。この件についてお伺いしたいのですが、現在山形県では各市町村へ配分する面積の算定に用いる、本町の基準反収は606 kgとなっております、庄内においては、酒田市の613 kgに次ぐ高い数字となっております。

一方、農業共済組合では毎年、各農家の基準反収を示しております。各5年間の収量の最高、最低を除いた3ヵ年の平均でありまして、天候に左右されない、実質的な数字と考えますが、本町における農家の基準反収の平均を伺いますと、590 kg余りということでありました。一経営体当たりの耕作面積の増加や、「つや姫」「雪若丸」などの高品質米の栽培、有機特別栽培への取り組み、直播き栽培など、天候以外の減収要因が増加傾向にあることから、実質に基づいた反収にするべきと考えますが、この県よりの配分の仕方、また、基準反収について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問につきましては、米の生産の目安に関わる面積基準反収について、実際の反収と乖離があるのではないかということで、見直しができるかということでございました。ご質問にありましたとおり、本年度、三川町に使われている基準反収につきましては10a当たり606kgでございます。昨年度は605kg、平成29年度については604kgと、1kgずつ上がっているような状況でございます。これにつきましては、いわゆる生産の目安の生産量を面積に変えるための基準反収ということで、過去7年間の反収のうち最大と最低の二つを除いた5年間を平均したもので、ルール計算により県から提示されているものでございます。これにつきましては、一定の基準を設けないと、そういった面積に置き換えることができないということでそれを採用しているわけで、実際に現場からの声は現実と大きく離れているのではないかということで、話を出しております。ただ、これは課題としての受けとめ段階になっておりまして、実際にはルール計算上の提示だということで、それを受けとめざるを得ない状況となっております。

それから、実際の反収でございます。こちらの調べの中では、確かに平成30年産は500kgを切るような状況もございました。しかしながら、平成26年からの数字を見ますと、実際には600kgを超える反収ということになってございます。ですので、今言った面積換算するための基準反収についての三川町の606kgというものについても、実際面との課題は感じながらも、これを採用せざるを得ないということで判断をしているところです。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 県から示された数字は受けざるを得ないというような答弁だったか

と思います。山形県では本年の市町村段階での生産の目安の算定は、地域、生産者の混乱を避けるために前年と同様にしたということもありました。本町の基準反収 600 k g を超えたという答弁もあったわけではありますが、やはり品質方式、実際出荷されたデータを基に共済組合がはじき出した数字となっており、より実質に近い数字になっていると思います。

今回、農業共済組合に他の市町村の収量、また、農家の基準反収の平均も伺いましたけれども、県の算定とはかなり違う数字となっているようでありましたので、来年度以降の算定によりましては、県の方でも地域の意見を聞きまして検討するとしております。本町以外にも実際と差異が基準反収で算定されている市町村もあるようでしたので、実情に即した見直しを図るように進めていただきたいと思います。

転作についてでありますけれども、先程栽培状況については答弁いただきました。ここ数年は同様の面積で推移すると、また、これからもこのような傾向が続くのではないかというような答弁だったと思います。戦略作物としての位置付けと、今後の取り組み方ということでお伺いしたいと思います。

近年加工用米、備蓄米に加えまして飼料用米が栽培可能となりまして、農業経営が多様化しているものの、栽培作物は少数に限られてきているように思います。園芸作物への誘導もある中で、遊休農地、耕作放棄地を出さないためにも、土地利用型作物の推進は重要と伺います。麦、大豆を戦略作物として推進するにあたりまして、今後の産地形成のための方策について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 本町の農業生産の基本となる部分については、言うまでもなく「米」でございます。その米について生産調整をすることによって米価の維持をし、農業経営を支えていく、安定的なものに持っていこうということで、各種施策を展開しているところでございますが、その生産調整を行ううえで、米以外の作物を作っていくといったこととございます。大豆を中心に麦等、三川町の場合は転作作物として、また、戦略作物として栽培を進めているところでございますが、これらについては、言えば米を生産して、そこから所得を得るといような基本的な考え方の基で生産調整をするということは、米からの所得が減るということとございます。

したがって、それに代わる転作作物については、生産調整をするための作物という捉え方から本作化を進めていくと。いわゆる、大豆、麦からも所得を上げていくという形での進め方で今現在取り組み、支援等をしているところでございますので、今の面積的なものについては、大豆等の割合で今後も推移するとは思いますが、その作物から所得を上げる方策の中で、そういった生産物を維持していくというような考え方で、今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 大豆、麦の本作化を進めて所得を上げるというようなことでありました。先程の町長答弁にもありましたブロックローテーションを推奨するといった方策は、非常に優れた方策だと思いますし、その進め方といったものは一つの課題になるのかと思

ます。近年、独自にその輪作に取り組んで、連作障害、または、病害虫からの被害を防いで、収量、品質の向上を図ったり、または、新たに大豆の作業グループを結成しまして、機械の有効利用、また、コスト削減に繋げるといった作業受託をする農業者も見受けられます。以前はそういった大豆の作業集団等の形成には支援といったものがあつたかと思われまじけれども、こういった取り組みへの支援というものについて、どのようにお考えかお聞きしたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程申し上げた代表的なものとして大豆等がございますが、この大豆の栽培につきましては、複数年同じ圃場で生産すると、連作障害が起きて収量、品質とも急激に落ちるといふ状況がございます。こうしたことから、ご質問にあつた、いわゆる栽培圃場を変えていくといふ形でのブロックローテーションといふような手法がこれまでも取り組まれてきた経過がございます。ただ、このブロックローテーション、面的に、いわゆる大豆の圃場でも1枚、2枚に対応ではなくて、ある程度の一定規模、面積で集約したうえで、その集団圃場を変えていくといふようなことでは効果があるのですが、現実の状況の中では、集団営農的な取り組みですとか、本当に50町歩以上の大規模な営農法人ですとか、そういったところでは考え方としては可能ですが、現実的に個人個人の栽培圃場について、ブロックローテーション的な圃場を変えていくといふようなことについては、現実的には難しい面がございます。

ただ、今ご質問にあつたとおり、1作ローテーションといふようなやり方で、個人であっても、1年水稲を作つたら来年は大豆、大豆の次の年は水稲といふ形で、1年ずつローテーションをさせて取り組んでいる方々が出てきました。この方々の栽培になれば、実際にその作業的な時間的、労力的なものでも可能であるといふことでございましたので、そういったやり方について、農家の方が自分もやろうといふように判断していただければ、このやり方も有効かと、広がっていくものと考えております。

また、そうしたことについての支援でございますが、農業者の方からは、いわゆる田んぼを移すだけでなく、共同でやることによつて機械の有効利用も合わせて行うことで、今言つた1作ローテーションといふのは可能になっているといふふうにお聞きしています。したがひまして、そういった経営の内容について必要な資材、もしくは、ソフト的なものであつても求めがあれば、そういったことに対応して支援をしていきたいといふふうを考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 農村地帯におきましては、高齢化や農家戸数の減少に伴ひまして、これまでの共同意識よりさらに大きな町内会、生産組合の枠を超えた組織の結成や、独自に高品質な大豆、麦等の生産に取り組む農業者が見受けられます。産地形成に結び付くような支援の検討をいただきたいと思ふところであります。

次に、カラスによる被害についての質問をいたします。

現在、被害を把握する窓口といひますか、体制は整つているのか。そのうえでの被害状況

の確認だったのかという疑問点もありますが、実際町内では移植した苗が抜き取られまして、踏みつけられて欠株になるというような被害が発生しております。農業共済組合での保障につきましても、減収に係るものに限られまして、植え直しやまき直し、また、補植に係る経費は対象とされておりません。先程の答弁にもありましたが、テグスを張った対策等がされているわけでありまして、短時間での被害、また、どこの圃場が被害に合うか分からないといったこともありまして、個別では完全な対策はできない状況となっております。

農林水産省によりますと、野生鳥獣による農産物の被害は、平成29年度ですけれども、全国で164億円と被害金額は高い水準になり、営農意欲の減退も伴っておりまして、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしておると。このため、対策としまして農林水産省では、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別処置に関する法律に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって実施する、野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取り組みを支援するとしております。

山形県では本町を除く34の市町村、ほぼすべてと申してもよろしいと思いますが、鳥獣被害防止計画を策定しまして対策を行っております。本町におきましては、中山間地がないために、他で問題となっておりますイノシシやシカ、猿などからの被害はありませんが、ハクビシンやスズメ、ムクドリ、鴨類、カラス等、鳥類の被害は以前からありました。また、他市町村の中山間地において耕作する町民もおります。その方々が被害で困っているというような声も聞こえます。さらに、鳥類の被害防止は困難なものとしておることから、早急な被害状況の把握や、生態調査のためにも本町でも対策が必要と考えますけれども、鳥獣被害防止計画への取り組みについて見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） まず最初に、農作物に対する鳥獣被害の部分についての窓口的なところについては、今現在は産業振興課の農政係の方でその情報いただいておりますので、それに対する対応についてはその係を中心に行うというふうを考えております。

それから、実際に鳥獣被害防止計画、法律に基づいた計画を策定する考えはあるかというようなことですが、今現在は三川町ではその計画の策定はしておりません。その理由といたしましては、いわゆるこの策定計画、法律に基づいた防除計画につきましては、相当量の面積、被害、額等が発生する、もしくは、実績を踏まえて今後も継続されるというような状況に対して、具体的に法に基づいた計画を立て、それに対する、いわゆる捕殺ですとか、ライフル、散弾銃等による防除ですとか、そういったものができるようになるということでした。

いろんな事例を調べておりましたが、いわゆるご質問にあったとおり、カラス、カルガモ、それから中山間地の方ではニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン等、いろんな鳥獣によって大規模な被害が起きているということです。これは鶴岡市の例ですが、3,000万円の被害があって、それぞれの鳥獣について具体的な被害面積まで載っております。三川町であれば水田という形で、水稻の被害について、まず最初に例を出しますが、この実践されている計画の中では、3ha以上の被害があったということでした。それについてもカラス

の数が、駆除計画を見ますと 2,000 羽を駆除するというような大規模なものでございました。今現在、では、実際の被害が三川町でもあるものの、どう対処するかということになりますと、町長答弁にございましたとおり、まずは農業者の皆さんが自分の圃場を経営の視点で、いわゆる防除すると、自衛ということでの対応になってございます。この自衛の対応が、広域的にやるかどうかという部分については規模的なこともございますので、引き続き情報を集め判断をしてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 広域的な対応も検討なされるかと思えます。ただいま鶴岡市の例が出されました。その鶴岡市においては、住宅地のカラスの害も膨大なものであるということですが、当時に西郷地区のカラスの害というものが重要地点となっておるということでありました。当地域の農家の中には、その西郷地区から追われたカラスが本町にも飛来しているのではないかと。鶴岡市の計画を見ましても隣接する市町村や関係機関と連携を図っていくというようなことがありました。本町においても、鶴岡市との連携を図っていく組織が必要かと思われます。被害がなくても被害を防止するといった形にも支援があるというようなことでありますし、鳥獣被害防止計画への取り組みによりまして、地方交付税の拡充や補助事業による支援など、財政上の処置が講じられるということもありますので、被害の軽減というものを見込んで、取り組みの検討をいただきたいと思えます。

次に、コミュニティ・スクールについてお伺いします。

新たに学校の運営に対しまして地域の声を生かすといった意味で、コミュニティ・スクールの設置を検討するというような動きでありました。これまでも各学校では地域に根ざした学校運営と地域住民からの声や評価を学校経営に反映させながら、地域に開かれた学校づくりが目指されておりました。さらに、学校、家庭、地域が一体となりまして教育目標を共有したうえで、学校を拠点とした地域の教育力の向上を図る取り組みといったものが行われてきました。

このたび計画予定されておりますコミュニティ・スクールというものは、これまでの取り組みとどう違うのか。また、その設置、制度の導入の目的について説明をいただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） コミュニティ・スクールに関するご質問であります。ただいま議員がおっしゃったように、これまでの各学校で行われてきた地域と学校との連携活動、及びそういった会議との違いはどういったものかというような内容でありました。確かに三川町では、これまで各小学校に、横山小学校であれば「横山っ子育成ネットワーク会議」、東郷小学校であれば「廣文の会」、また、押切小学校では「幸福押切っ子懇談会」といったような組織立てがあり、そこで学校と地域の方々が懇談する、話し合う場というものが設けられておりました。

一方、これから町が検討をしようとしておりますコミュニティ・スクールにつきましては、「学校運営協議会」という名称になりますけれども、内容的には学校と地域の方々との連携、

協働、こういったものを重要視しながら、学校の運営の基本方針ですとか学校の教育活動、こういったものを学校と保護者のみならず、地域住民も交えた形での協議会を設置し、その中で話し合いながら熟議を重ねていくというような制度であり、基本的には、これまでの三川町の各小学校で行われてきた組織を発展させたようなものというふうに捉えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 政府、文部科学省が推奨する取り組みになろうかと思いますが、その説明の中に、コミュニティ・スクールの三つの機能というものが載っております。一つ目には、校長先生が作成する学校運営の基本方針を承認する。二つ目に、学校運営に関する意見を教育委員会、または校長に述べることができる。三つ目に、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができるというような、非常に責任の重大な任務なのかなと思います。

このようなことをできる人材の確保といったものもまた難しいのかなと思われまして、地域住民が教師を選ぶといったようなことも読み取れるわけでありましてけれども、学校運営上、本当に円滑な運営を可能にするためのものなのか、少し疑問が残るところでありますし、学校経営に対しても意見ができるというようなことは、学校運営を逆に妨げるのではないかというような懸念もあるわけでありましてけれども、この辺についてどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問あったように、この国の制度に基づく運営協議会にあたりましては、先程も申し上げましたが、地域住民などから入っていただく組織を作らなければなりません。そういった中では、確かにこの人材という部分のお言葉も質問の中にもありましたが、どういった人をその協議会の委員とするか、こういったことが先進地の事例でも課題であるというようなことは言われております。ただ、実際に三川町でも、先程申し上げたように、各学校の組織に関わっていただいている方々がおりますので、そういった方々を中心に、さらに委員を広げながら、今後の組織のあり方を検討していきたいと考えております。

また、その中で、教職員の任用の部分のお言葉がありましたが、これはあくまでも意見として、この運営協議会で述べるにとどまるものでありまして、教職員の配置などを決定する権限はありませんので、あくまでも意見というふうにとらえられるものだということになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） より良い学校運営、子どもたちの健やかな成長のための学校となるような、三川型のコミュニティ・スクールというものがあってもよかろうかと思っておりますので、この示されたものを、地域に合わせた持っていく方もあろうかと思っております。

次に、通学路の件であります。東郷地区におきまして、今年度に入って猪子青山間が通学路になっておりますけれども、3件の交通事故が発生しております。全国的に見ても、通学路での事故が多発しているということでありまして、毎日全国で見れば50人の子どもが登

下校時の事故にあっているというようなデータもあるそうです。その事故の原因の多くが不注意であり、脇見、ぼんやり運転だそうです。東郷地区の事故では、通学時間帯ではなかったものの、電柱が折れるような大事故もありました。安全運転等の呼びかけも重要ですが、先程来、通学路の安全点検を行っているということでありましたが、従来の交通環境とはまた違った、さらに上の対策が必要なのかなと思うところでもあります。

交差点への追突事故も記憶に新しいところでもありますけれども、通学時に待機するような交差点へのガードパイプの設置や、歩道を明確化するために境界ブロック上へポストコーンの設置、また、一部の町内会では行われておりますけれども、通学路であることを示すのぼり旗の設置や看板の設置をして、運転者に注意を促す環境づくりが必要かと思っておりますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 通学路におけます道路施設の整備、もしくは安全施設の確認というご質問でございます。議員おっしゃったとおり、町道及び県道との交差点において重大な事故が2回、同じ場所で発生したと。この部分につきましては、道路管理者、町と県とお互いに話し合いを進めているところです。内部事情がございますが、安全対策に係る道路管理者ができる施設については、おっしゃったとおり、視線誘導標などの目に訴えかけるような施設の整備、こういったものについては、今後維持の中、また、通常業務の中で整備をしてまいりたいと考えているところです。

また、のぼり旗等、そういった部分につきましても、当該する警察署、また、学校との協力を得ながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程の答弁では、PTAからの要望といったこともありましたけれども、町として町内通学路の安全対策というようなことで、要望がない場所でも総合的な取り組みといったものが重要になってくるかと思っておりますので、対策をお願いいたします。

三川町駐在所でも小学校の児童に対しまして、登下校時は下をうつむくことなく、目線を上げて周囲を見渡して、事故の危険の早目の察知に気をつけるようにと指導しているということでありました。運転者への注意喚起も重要と思っておりますので、対策を検討いただきたいと思います。

次に、かわまちづくり事業についてお伺いいたします。

休憩広場が整備されまして、おぼこ大橋の上から見えるということで、町民の関心も高まってきております。養生期間ということでロープに張られた区域の中ではありますが、最近では芝生の中から雑草が伸びてきているというような状態も見受けられるようになってまいりました。住民の期待を損なうことのないように供用の開始、また、整備、管理等、今後必要なことになってくるかと思っておりますが、先程の答弁にありました、カヌー等発着所、河川等は供用開始されているというようなことを発信するべきだと思います。広報、またはSNS、地域おこし協力隊であります伊藤さんから発信いただきまして、活発な公園になるように対策を取るべきだと思いますけれども、現在の計画についてあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくり整備事業につきましては、皆さんのご協力を得ながら鋭意進めておるところです。昨年度につきましては、休憩広場、及び駐車場、まだ未完成ではございますが、整備が着々と進められておるところでございます。維持管理につきましては、常時見ながら行っていきたいと考えています。植栽なものですから、雑草駆除についても考えながらやりたいと考えておるところでございます。

また、供用開始に係るPR活動、また啓発活動という観点でございます。現在国の方の施設がほぼ完了しておると。ここにつきましては、管理者同士の打ち合わせが必要になってまいります。これについて本年度実施をいたしまして、この中においていろんな方策等を進めてまいりたいと思います。また、町民の代表者から組織しておりますかわまちづくり推進協議会、こちらの中においてもPR活動等を検討してまいり、皆さんにお知らせしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） せっかくの整備であります。交流人口の拡大、また、町民の憩いの場の整備ということで、町民、また、町外の方々も期待した整備となっていることから、随時情報を発信しながら楽しめる公園になることを望むところでございます。

その公園整備の中で、両田川橋の下流ということでもありますけれども、両田川橋上流部分は銃による狩猟の禁止区域となっておりますけれども、両田川橋下流は狩猟可能な区域となっております。山形県内は11月1日から翌年の2月15日までは狩猟期間となっております。11月になりますと、町内会の堤防の上からライフル銃を持ったハンターを見受けることがあるわけでありまして、暖冬の影響から、11月でありますと天気の良い日も多く、河川にも人は見えるわけでありまして、今度はカヌーコース等が供用開始になるとなれば、青山地区から猪子地区までのカヌーでの利用者も想定されます。また、散策路ということで整備された道路、サイクリング、また、ランニング、ウォーキング等で利用する方もおられるかと思えます。人影を見たら狩猟はできないというような決まりではあるとありますけれども、狩猟事故の多くは、人と動物を間違ったとか人に気づかなかったといったことで起きる事故がほとんどであります。

この狩猟期間は立ち入り禁止にするか、また、公園内の整備として禁猟区にするかといった安全対策が必要かと思えますけれども、その点について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくり整備事業の区域内における狩猟区域の部分というご質問でした。三川町町内における特定猟具使用禁止区域というのは2カ所ございまして、1カ所についてはただいま議員が述べました猪子地内、赤川の下流から両田川橋までの間、これについては禁止になっておらず、そこから上流部については、三川町内の特定猟具使用禁止区域になってございます。また、もう一つは藤島川部分、土口長沼の部分ですが、こちらの方も特定猟具使用禁止区域となっております。それ以外は、まず禁止されていないところとなっております。ただ、この特定猟具を使用するにあたっては、寺院、学校等、また、

人が多く往来するところは禁止されていない区域であっても、猟銃の使用は禁止になるところでございます。

この区域の設定につきまして、どのような経過で区域になったかという部分もお伺いはしております。この部分については県と猟友会の方で鳥獣の保護、また、猟区ということで、採取可能な動物が多く集まる場所、ここについての安全確認を行うということでお決めになったそうです。この段階で、現在決めたところにつきましては、学校が近くにある、また、住居の近くにあるということで、この2カ所を特定したと。この特定にあたっては、10年ごとに見直しを行うということになってございます。今申された三川地内につきましては、令和4年10月31日まで規制されるところですが、それ以降、見直しによって区域の変更が可能と伺っております。この部分については、町といたしましても状況等を見ながら、その設定については協議してまいりたいと思っております。

当面の部分につきましては、猟友会の方では猟をする場合については届け出が必要となっております。この場合、ここについては散策路がありますよということで、猟友会の方へ申し出を行うこととして考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 安全安心に利用できる公園整備であるべきと考えます。令和4年には変更可能だというような答弁でありましたけれども、供用が開始されているということもありますので、その点も含めて、周知の徹底をお願いしたいと思います。

整備が進みまして町民の関心は非常に高まってきております。町民の憩いの場となるような整備をお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時43分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

1. 通年交流人口の増加策とその戦略について 1. 現在の交流人口の増加策と課題について伺います。

2. 観光イベントの成果と現在の課題について伺います。

3. 「食の都庄内」と三川町の関わりについて伺います。

4. 景観を生かした集客方策について伺います。

2. 生涯現役社会の実現に向けての戦略について 1. 三川町における高齢者就労の特徴について伺います。

2. 定年退職者の地域との関わり方と課題について伺います。

3. 高齢者の生きがいがいづくりに必要と思われる、新しい場作りについて伺います。

令和元年第4回三川町議会定例会において、一般質問を行います。

第1点目、通年交流人口の増加策とその戦略について伺いたいと思います。

具体的には、現在の交流人口の増加策と課題について。

また、観光イベントの成果と現在の課題について。

「食の都庄内」と三川町の関わりについて。

景観を生かした集客方策について。

第2点目、生涯現役社会の実現に向けての戦略についてであります。

三川町における高齢者就労の特徴について。

定年退職者の地域との関わり方と課題について。

高齢者の生きがいがいづくりに必要と思われる、新しい場作りについて伺いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

初めに、交流人口の増加策とその戦略に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

観光振興につきましては、交流人口の拡大による賑わいの創出を目指し、三川町観光協会や株式会社みかわ振興公社等と連携し、各種事業に取り組んでいるところであります。具体的な事業といたしましては、季節ごとに開催する集客イベントや広域観光事業により、温泉や田田の宿、ホール、さらに遊具など周辺設備の利用に係る来訪者が増加している状況にあり、一定の評価が出来るものと考えているところであります。また、さらなる交流人口の拡大のためには、イベントについては、より魅力ある内容の検討とともに、いろり火の里の施設の一層の充実が重要なことと考えているところであります。

3点目の、「食の都庄内」と本町との関わりについてであります。本年10月に開催される「新潟・庄内エリアにおけるデスティネーションキャンペーン」は、新潟県と山形県庄内地域の自治体、観光関係団体等がJR東日本と一体的に誘客を図るものであり、本町においては、庄内観光コンベンション協会での広域連携活動にわりながら、「食の都庄内」を前面に出した観光PRを実施しているところであります。昨年度のプレDCでは、「みんなで秋の感謝祭」を町の連携イベントに位置づけ、「雪若丸と庄内カレー」を「米どころ庄内の魅力」として提供したところであり、今後ともさらなる情報発信に努め、交流人口の拡大と賑わいの創出の拠点施設である、いろり火の里への誘客に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

4点目の、景観を生かした集客方策に関するご質問であります。本町は、北に秀峰「鳥海山」、東に霊峰「月山」を望み、庄内のほぼ中央に位置する美しい田園に囲まれた町であ

り、景観そのものが本町の魅力の一つであると感じているところであります。今後ともイベントを含め様々な誘客活動と併せ、本町の景観の魅力の発信にも努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の生涯現役社会の実現に向けての戦略につきまして、1点目の高齢者就労の特徴に関するご質問であります。平成27年度に実施されました国勢調査における本町の就業状態については、全体で3,941人が就労しており、そのうち65歳以上の就労者数は636人となっております。就労する職種については、農林業に従事の方が最も多く、全体の約46%、292人となっております。基幹産業である農業に従事される方が圧倒的に多いのが本町の特徴となっております。続いて、生産工程従事者が57人、運輸・清掃等従事者が49人という順になっているところであります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における定年退職者については、近年、特に定年退職を向かえた後も、引き続き就業される方が多く、また、家業である農業に従事したり、町内会等の役員として地域の中にかかわりを持ちながら活動されている方など、それぞれの状況に応じた生活や生きがいがいづくりに取り込まれていると認識いたしているところであります。

人生100年時代を見据え、高齢者の方々がこれまで培ってきた多くの知識や経験を生かし、引き続き地域の支え手として役割を担っていくことは、現代社会が求めていることと考えているところであります。そのような中、本町においては、65歳以上の就労者の多くが基幹産業である農業に従事し、その維持発展の一翼を担っていただいているところであります。また、シルバー人材センターにおいては、高齢者の方々に様々な就業機会を提供し、高齢者の多様なニーズに対応しております。

さらに、一昨年に開始しました「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、専門職のほか、ボランティア等住民主体による生活支援・介護予防サービスの展開が求められているところであり、いきいき百歳体操やサロンなど地域のキーパーソンとしての活動を期待しているところであります。

今後とも、シルバー人材センターや社会福祉協議会、老人クラブ等関係団体との連携により、高齢者の活動の場の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に、タイトルに通年交流人口の増加策というふうに出しましたが、先程のお答えにありましたように、観光イベントの成果というふうな意味とか、それからいろいろ火の里を中心の温泉も含めた施設利用者での交流人口の増大を図るというふうな話でありました。

ただ、イベントのときの集客というのは、かなり成果があつて、大きな意味を持っていると思うのですが、いわゆる観光と言った場合に、イベントに参加するだけではなくて、ふらっと暇なときに来て何かがあるというふうな、そういうものといいいましょか、そういう

雰囲気といいたまいますか、そういうものがあれば一番いいわけですが、残念ながら三川町には有名なそういう温泉街とか大きいレジャーランドとか、それから文化財というのはいりません。なかなか通年、周年の観光に適してはいりないのかもしれませんが、そういう意味ではイベントを中心に頑張ってきたというふうな成果は当然あると思います。

第3次総合計画の交流人口拡大策をこの機会に拝見いたしましたところ、かなり細かに、これらの交流人口の増加策について計画があるんですね。これを読んでいただければ一番あれですけども、中には食文化健康テーマ型観光の創造、そして、グリーン・ツーリズム事業の開発、それと同時に特産品の開発による観光振興、それからそれを支援するための地域活動の支援センター機能の整備、それから地域団体グループ交流活動との連携強化、たくさんのメニューを持っておられるようですが、その辺のところでの交流人口との絡み、増加策との絡みにおいて、どのように総括なさっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 交流人口の拡大に向けた取り組みに関するご質問でございました。ご質問にあったとおり、本町では、いわゆる史跡とか大勢の誘客を迎えるようなものは存在していません。そうした中で、観光というような言葉を使いながら、いわゆる賑わいの創造に向けた取り組みをこれまでも行ってきたわけです。ただ、どうしてもその観光という言葉を使う中では、今言ったとおり、そういった誘客施設等がありませんので難しさがあるなということで、数年前から交流人口の拡大による賑わいの創造というような形で、観光の言葉の定義を三川町流に捉え直したところがございます。その長年の中で、四季折々のイベントについても、いろり火の里で開催しながら三川町に来ていただくというような流れを今現在作って取り組んでいるところでございます。

一方で、さらなる交流人口の拡大という部分では、確かにプランの中ではグリーン・ツーリズムですとか、今言われとおり、その支援センターの設置ですとか、いろんな形で具体策、構造を挙げております。具体的にそれぞれが進んでいるかということになりますと、お答えしづらいところがございますが、ただ、考え方としては交流人口の拡大に合わせて、本年度、昨年度より関係人口の繋がりを深めるというようなことを付け加えて取り組みを進めようと計画をしております。具体的には、本日も来ておりますが浦島小学校等の交流ですとか、いろんな民間交流がございます。また、三川町に縁故のある望郷みかわ会の方々との関わり、こうした関係する人たちの繋がりを深めていこうという形で計画をしているところであります。その視点を持って、グリーン・ツーリズム等、いろんな手法を挙げておりますが、関わるものとして取り組みを進めてまいりたいと今現在考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 関係人口の拡大という方策で、いろんな意味で、ある意味ふるさと応援寄附金なども関係人口の拡大の一種ではないかと思ひますし、そういう意味では関係人口は確実に膨らんではいりるというふうには判断できると思ひます。ただ、イベントのときではなくて三川町に行ってみたくなるようなものが、対外的に発信するものが少ないというふうには思ひます。いわゆる、関係人口拡大の中で、イベントはイベントでいいのですが、その前

後も含めて、極力通年型で周年を通して見せるもの、体験できるものを作っていくという発想が必要ではないかと思います。例えば、菜の花まつりは、祭りが過ぎますとすぐ刈り倒して、田んぼにしたという話になりますが、これは翌年の連作障害回避をするための準備というふうに考えられますけれども、非常にもったいない話で、菜の花は今も咲いているところがあります。これは栽培のところになりますが、ですから、きちんと肥料をやったりすればかなり長い間咲くことができるものなんです。ですから、イベント用ではなくて、やはりイベントも経過しながら通年で、具体的に菜の花なら菜の花を極力長く見せられるように、菜の花の町というふうなイメージが広がるように、これはやれないことではありませんので、そういう発想に立つべきではないかと思います。

イベント用に次の年のことを考えてということはありませんが、この間、観光協会の総会の中でも菜の花については話題になりましたし、私も私なりに発言をしまして、イベント会場は連作障害で無理だから、あそこの場所はやめたらどうですかという話もしましたが、考えようによっては、これは皆さんから言われますけれども、なぜ、野原や川端とか、麦の畑もあります、種をまかないのになぜ生えてくるのかという話です。要するに、野生化したものは強いということがありますので、発想としては野生化させるということも必要で、品種を取っ替え引っ替え、とにかく長い期間見せる。そして、例えば種になる、それも一応立派な菜の花の一種でありますので、できれば本当は収穫まで持っていければいいのですが、それを油にするのは交雑が激しくてたぶん無理なんですけれども、そういう意味の菜の花の里としての、周年にはなりませんけれども、長い期間見せるような工面。そういう意味の観光の考え方をやはり持つべきではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 通年、周年の観光の視点で今取り組んでいることも含めて、もっとイベント当日のみならず来ていただけるような状況を作れないかと。その一例として菜の花についても菜の花まつりだけではなく、菜の花の特性を生かしながら、ある程度長い期間、春の時期に多くの人から見てもらえるような状況を作れないかというようなお話もございました。いわゆる、具体的にイベント等の手法によって、多くの方から来ていただくという視点だけではなく、やはりこの三川町については、誘客化すべき、でき得る景観資源的なものはあるかと思います。春夏秋冬のみならず、朝から夕方、その時間の移り変わりでも、この風景・景観というのは人によって、見方によって魅力あるものであろうと思います。それに気づいて、また、その気づくことによって、そういった要素を全面に出していくということでは、議員の言われるようなことについては、同じ様な考え方を持っているところでございます。菜の花について一つ例として出されましたが、含めて、そういった視点をこれから盛り込んでいくような考え方で、取り組んでいければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 景観資源型というふうなご回答をいただきましたので、その関係で若干質問の順番を変えてもう一度質問したいと思います。

景観を生かした集客方策の検討について伺いますということで、一応質問させていただき

ましたが、景観については、これはお互いに何とかしなければと思いつつ、ただ、具体的にその景観を生かした誘客の方法というのは、まだ不十分だと。散歩道の設置はなされておりますよね。ですから、そういう努力は非常に結構ですが、ただ、実際にそこを看板を見ながら散歩するというのを対外的に発信しているかということ、その辺は疑問があるわけです。総合計画の中に、貸出用の自転車導入とありますが、これについては非常に面白い。景観を見せるためには、では「車で回ってください」と言うと、行った方の迷惑になりますので、自転車で回るとするのは非常に面白い方策だなと私は改めて思いましたけれども、これは総合計画にあります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町内のいろんな農道等を通りながら、その田園風景の中を散策するというこの手法としては、本当に自転車というのは一つのツールかと思います。また、実際に全国的な例を2、3知っておりますが、貸し自転車を設置しながら、具体的な観光の場所ではなくても、自由に乘っていただいて、その町を味わっていただくというようなやり方をしているところはたくさんあることは事実です。町としても、そういった手法としては可能性があるなということでの計画への盛り込みかと思いますが、具体的にできるかということになれば、なかなか難しい部分もあって、実現するには少し時間がかかるのかなという感じはしております。

ただ、先程の答弁について1点付け加えますと、自然関係について、鶴岡市から酒田市まで通り過ぎてしまうような、どこからどこまでが三川町なのか分からないというような声も聞かれますけれども、田園風景そのものに対して魅力を感じるということについて取り組みができれば、また違った視点での関係人口の拡大に繋がるだろうと思っております。過去にフィールドビューギャラリーというような取り組みをしたことがございます。型枠を屋外に設置しまして、その枠から除いた風景がまるで写真のようだと、絵画のようだと、三川町にはこんな角度から見るといろんな風景があるという取り組みでした。そういった視点を持って、改めて多くの人たちから三川町には景観等の素材があるんだと、誇れるものがあるんだというようなことの周知についても、努力していく必要はあるかとは思っています。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） この景観についてですが、私はより具体的に、例えば水田はどこにもありますし、菜の花も他にあったり、今はついでに鴨がいるという、鴨街道というふうなものもありますけれども、その辺も立派な誘客に役立つことになるかと思います。ただ、あまり人が来られても困るということがあるのですが、そういう意味では、ある意味ビューポイント、ここに行けば何があるというふうな、ここに行ったら眺めがいいよ、少しスペースがあるよというふうな、鳥海山、月山が見えますよとか、そういうビューポイントをガイドとして案内をするというふうな工面も必要ではないかというふうに思います。

また、景観に関して、昔にトピア創造委員会で最初の段階で、三川町の景観を生かすために展望台を作って、そこにその誘客をしたらどうかと、それはきっと上手くいくという話をしましたが、それは予算が取れないということで流れました。私はよくよく考えてみますと、

展望台を今作れと言ってもそれは少し無理がありますので、今最新の機械がありまして、ドローンというのがあります。ドローンを利用して水田景観を中継するなり、四季折々の景観を映し出して見せるとか、そういう工面をしたらかなりあれじゃないでしょうか。お金もかかりませんし、それがなの花ホール辺りで見られるスペースを作るとか、できれば立体的になれば一番いいのですが、そういうふうな工面で、割とお金がかからなくて景観を見せる工面、それを1回見てからそれから現場に行くというふうなこともできますので、それも周年の立派な観光に役立つのではないかと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまのご質問に関連することですが、ネットでの情報です。民間の「じゃらん」ですとか、それから「Yahoo」でも「三川町のビューギャラリー」というような名称を入れると、スポット配信といいますか、三川町のことが配信されております。同様に、議員が言われるような形で、いわゆる構えてやるわけでもなく、そういった形での景観を提供するといった行為はできるかと思えます。ネットに載せてやるという視点では、ただいただいた、最先端であろうドローンを使って上空からこの広大な田園風景を映し、また、四季折々の姿を配信するというような、本当に夢のあるようなアイデアについてはいただきたいと思えますし、そういった視点での取り組みも検討してまいりたいと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ネット配信で見られる方はかなりいると思いますが、できれば現地に行き、なの花ホールで見られれば、より集客に役立つ。なの花ホールも温泉も利用するという形になりますので、どこでも全国から見られるものでは誘客になりませんので、関係人口の拡大になりますが、来てもらって見られるような仕組みが必要だと思えます。

それから、今の誘客の中で、食の都庄内と三川町の関わり方について移りたいと思えます。

今、デスティネーションキャンペーンというふうな話がありましたが、これは列車の話になりますので、鶴岡駅で降りて三川町まで来るという、そういう人は果たしているのかなという思いもあります。それはやっていけないという話ではありませんが、三川町と食の都庄内との関係において、一つの課題として挙げられるのが、食の都庄内という考え方は、庄内の地場の原材料を使って、伝統料理なり新しい創作料理などを食べてもらう、そして、楽しんでもらうというのが狙いでありまして、その地場の原料を生かして提供するという食の提供が、三川町にはないのではないかと私を私は考えております。

ホームページに掲載しております食の都庄内の登録店とありまして、三川町関係者というのは13団体でした。庄内全体で433団体、数の問題ではないのですが、その13団体の中で、本当に地場の、三川町の食材にこだわって食料を提供しているお店があるかといいますと、少し見当たらないです。意図的にそのような運動といたしまししょうか、働きかけもなされていないのではないかと思いますけれども、その点はどのようにお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 食の都庄内の取り組みの中での町との関わり方の一つとし

て、今地場の産品について提供していくというのも一つの目的であろうと、それがなされているのかというようなご質問かと思えます。まずこの食の都庄内というのは、単独の市町村の事業ではなく、庄内地域ということテーマに置いた、県を中心に関係民間の団体、市町村が共同して行っている事業になります。その大きなテーマとして「食」を挙げているということでございました。町としては、直接生産者と消費者と飲食店業者という、それぞれの繋がりを付けながら、その食の都庄内を出していこうという流れになってございますが、まだ言われるとおり、そのような状況については途中だろうと思われま。三川町は具体的に、町長がご答弁申し上げましたとおり、「みんなで秋の感謝祭」という秋のイベントに際して、「雪若丸」という新しい米の品種、これは実際には三川町が生産者が生産したお米ですが、これに対してカレーを付けて食の提供をしたという形で、これからそういった形を意識しながら、言われるような地場産品の地産地消に繋がるようなことに繋げていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） より具体的に地産地消を進める方法として提案したいことがあるのですが、一つは、これはお店との話し合いが必要ですが、モデル店を指定することと、それから地産地消メニューに対する支援策を講ずると、そういう制度を作ったらいかがなものかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 言われることについては有効な方策かと思えます。実際に私どももこの食の都庄内の戦略会議のメンバーとして、いろいろ具体的な手法等についても検討している立場にございますが、その中で言われた食の都庄内の協力店のネットワークを構築する、登録店を増やしていこうということと、あとは、それを活用する人たちについても、サポーターの拡大という形で二本立てで、今言われているようなことについて具体化していこうというふうに取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 細かい話になってあれなんです、地産地消を考えた場合に、では三川町にどれだけ特色のあるものがあるのかと。例えば海のものはない、肉はない。でも、本当は肉はあるんですよね。畜産をやっている方もおられます。あとは、魚も川魚はいるんです。その辺は難しい問題もあります。私は地元のフランスレストランのシェフに野菜の紹介等をしますが、野菜ではメインにならないというふうにつくづく言われまして、なるほどという思いがあるのですが、その辺も含めて、メインになる肉、魚ももしかしたら地産地消にできないかというふうな思いにかられることがあります。それは一つの提案です。

それから、私どもで食として大事にしなければいけないのは伝統料理だと思います。それは、今我々の年代のお年寄りがいる家ですと伝統料理、行事料理になりますけれども、それを作ることもあるでしょうが、私たちの子どもの時代になるとほとんどの伝統料理が失われるのではないかと思います。これは三川町の食生活改善推進協議会で地域に伝わる行事食というのがあって、私たちが料理で食べるような「はりはり大根」「たけのこ汁」

「からかい煮」とか、季節料理で「笹巻」「よもぎ」、それから「黒豆ご飯」、年末の料理で「納豆汁」とか、そういうものが載っているんですけども、これは立派な三川町の伝統料理として対外的に紹介して食べてもらうことができるものだというふうに思っております。それを提供するということが自体は、その料理自体が残っていくこととなりますので、それを何とか地元のお店で提供する工面がないかなど。それを県外から来た人たちに食べてもらう方法がないのかなど思っているんです。

ですから、そういう方策といいましょうか、やはり観光の一番の思い出といいましょうか、景観もそうですけれども、やはり味がないと、美味しいものがあつたなというのが思い出になると思うんです。ですから、そういう味もきちんと、三川町の特徴を生かしたものを生み出すないし、あつたものを提供できるようにするという工面が今必要ではないかと思えます。その辺は、具体的な戦略は今すぐ出せませんが、そういう意味では道の駅などで出したらどうかという話にもなりますが、それはかなり無理な点があります。私としては、迎賓館的といいましょうか、誘客できる雰囲気を持ったところで言えば、やはりアトク先生の館で伝統料理を振る舞うというようなことができれば、これは最高ではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 交流人口、関係人口の拡大ということの中で、ポイントとして食と景観、さらには、それを提供できる場所というようなことでの、新たな魅力ある提案であったというふうに受けとめております。そういった視点というのは本当に大事であり、実際にそういったものを具現化することでできるなというふうなことについては考えておりますので、いただいた部分については、いろんな面で活用させていただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今後の方針を作るうえで、今検討を始めております第4次総合計画に関してですが、これの担当の方はどなたか私は分かりませんが、今の第3次総合計画で出されております。一つは交流人口の増加策というのがたくさんあって、かなり具体的な戦略的なものも書いてあるというふうに思いますので、そこをきちんと総括して、次の第4次総合計画にきっちり生かしていく、そういう方針が必要ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 第4次三川町総合計画の策定にあたりましては、現在庁舎内において現行施策の課題、それから整理を行っているところでございます。その中で、毎年行政評価もしているところでありますけれども、総括的にこの第3次総合計画に掲げております施策全般について評価して、次の第4次総合計画に反映してまいりたいと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 残された課題たくさんありますので、ぜひ第4次総合計画に生かしていくべきだと思います。

次の課題に移りますが、生涯現役社会の実現に向けての戦略ということで質問させていただいておりますが、過日同僚議員によって、介護予防事業としての高齢者の生きがいくくりというふうな話の中で、いろいろ討論ございましたけれども、私は介護予防事業というふう限定しないでいいでしょうか、高齢者の仕事といいましょうか、それについて特化して再質問させていただきたいと思えます。

先程ありましたように、高齢者で、いわゆる65歳以上で就労している方というのは636人、数的な割合ははっきり今すぐ分かりませんが、その中で、やはり三川町の特色として農家が非常に多いという意味では、高齢者の就労は家業を継続するというので、かなり満たされているというふうな感じもあります。これはとてもいいことでありますし、農林業の維持継続のためにも、ある意味高齢者農業と言いますけれども、それは必要なことではないかと思えますので、それはとても健康維持も含めた生きがいくくり役立っていると思えます。

一つ大きい課題として、農業者ではなくて、これは定年退職者というふうに書きましたが、いわゆるサラリーマンの方で退職なされた後に、では、家の中でどのように老後を暮らしていくかというふうな課題を皆さん持つわけですけれども、先程回答いただきましたように再雇用される方とか、新たに農業を始める方、自家用野菜を始める方とか、それから各種団体の役員をされる方というふうな話もありましたが、中にはそういう再雇用もしないで、家の中にいて時々散歩という生活スタイルで過ごされている方もおるかと思えます。関係の知人がもう80歳前で、散歩も犬が死んでしまったのでやめてしまったというような話で、散歩をやめたら、やはり生きがいも肉体的な運動もなくなってしまうと、やはり人間、認知症にかかるのが早いというのがはっきり実感しております、やはりなというふうには思いました。そういう意味では、趣味などを持っていけばいいんですけれども、むしろ勤労退職者で、団体職員とか事務職の方、そういう方が退職なされますと、意外と生きがいをなくしてしまって、認知症になる率が高いというふうには私は認識しておるのですけれども、その辺の実態はどうなんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問いただきました件に関しまして、日常サラリーマンとして勤められていた方が退職をされて、その後の生活をどのように送っていくかという部分での質問でございましたけれども、退職されてからいろいろ仕事に就かれたり、さらには、地域の活動に一生懸命取り組まれている方もたくさんいらっしゃいます。そういった中でも、このように毎日の散歩であったりとか、自分を満たすようなものとして何か見つけ出そうとしている方もたくさんいらっしゃるのではないかと考えております。

本町の第7期の高齢者保健福祉計画の中でもいろいろ定めておりますけれども、地域の中には老人クラブの活動であったり、生きがいくくりといたしまして、スポーツですとかレクリエーション、それから生涯学習といった様々多岐にわたっての趣味と、そういったものに関わるような、いろんな取り組みなども行っております。さらには、高齢者といたしましても、就労の機会を求めてシルバー人材センターに通われている方もいらっしゃいますし、また、ボランティア活動といたしまして、様々なボランティア活動がございますけれども、地域の

様々な支え合いの中で、取り組みに参加されている方々もいらっしゃいます。

町といたしましても、そういった様々な取り組みを町民の方々にどのようにお知らせしていくかということが一つの課題というふうに捉えているところでございますけれども、そういった方々へも自分として参加したくなるようなイベントであったり、ボランティア活動であったり、そういったものを広く町民の方にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） いろんなボランティアも含めた機会はあると思いますが、ただ、一つ、シルバー人材センターの限界といいたまいますか、それはそういう特色なわけですが、農作業補助とか、そういう環境整備とか、ある意味、肉体労働に伴ったものが多くて、事務管理職を経験なされた方は取り付きにくい面があるのではないかと。いわゆる、事務職的、管理的な仕事というのは、シルバー人材センターにはないと私は思っております。ですから、そういう意味での高齢者の、いろんな人がおりますから一概には言えませんが、事務職系統のそういう能力を持った方を生かすような仕事の場づくりが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問については、シルバー人材センターの中にそういった、これまで事務職として働いてきた方々が、シルバー人材センターの作業の中で請け負うような仕事がなかなかないのではないかとご質問だったと思います。事務職という仕事につきましては、一般的にも求人倍率も低いようでありまして、なかなか正職員としての求人そのものが少ないというふうに統計的にも言われております。パソコン等の普及でありますとか、または、最近ですと自動化A I化といった形で、先進的な技術が発達いたしまして、そういった事務職という部分が削減されてきているといった社会情勢にあるのも現実というふうに捉えております。シルバー人材センターの中で、どうしても多くなってしまうのが、作業の補助であったり、そういった肉体労働というふうに先程おっしゃられておりましたが、一般的な仕事としてよりも、作業の一部分的な仕事というような形で就労をされているという状況の中で、なかなかそういった事務職というのは、実際には難しいのではないかと考えております。

そういった事務としてお仕事をされてきた方々ですと、地域の中での町内会の活動でありますとか、町内会の会計的な業務でありますとか、そういった就労だけに限らず考えれば、いろんな面で活躍される機会はあるのではないかとご質問だと思います。ぜひ、そういった面での、地域の中で様々な活動をしながら生きがいを感じていただけるような、地域の中での活動ができればというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 例えば民間の方が事務職として高齢者を雇用するというのは考えられないわけですので、通常の事務職としての就労の機会を作るというのは難しい、逆に言えば、民業圧迫になる可能性もありますので、そうではなくて、今新しく必要とされる事業と

いいでしょうか、それは福祉事業もありますし、いわゆる公益活動的な事業、環境事業、ある意味まちづくり支援的な仕事といいでしょうか、それは課題として、すでに行政の中で、私は過去にいろんな提案をしてきましたけれども、グリーン・ツーリズムを支援したり、地産地消を進めたらどうかとか、そういう話をしましたけれども、これはなぜできないかというものはっきりしております、役場の職員では手が回らないという話ですよね。そういう意味では、やはり民間で、高齢者で力のある人をいかに活用するかという、その活用する仕組みをどうやって作るかが一番の課題ではないかと私自身は思っております。

その方法としては、通常ですとNPOとか、そういう儲けを目的としない社会貢献のための組織で、若干の対価をいただくというような有償ボランティアも含めた、NPO的なそういう仕組みを作るということが、これからいろんな意味での必要性で、他の市町村ではかなり大きいところになりますけれども、作っておりますので、必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 本町におきまして、そういったNPO等の団体等が、今現在なかなか設立というふうな状況には至っていない状況ではありますが、近隣の大きな市でありますとか、そちらの方ではこういった公益的な活動に対しての支援を行ったり、相談に乗る業務をされている方々もいらっしゃることは存じております。本町の場合ですと、町の方もそうですが、社会福祉協議会等でもこういった活動に対しての支援、並びに相談等も行っておりますので、そちらの方で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） NPOを社会福祉協議会が組織するのは、ある意味難しい面がありまして、要するにNPO自体は奉仕団体ではないんです。社会貢献をする事業団体というふうに考えられますので、通常は社会福祉協議会で組織化する場合には、基本的には無償のボランティアが前提になるというふうに私は思っているんですけども、その辺はそういう解釈で間違っているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 確かに議員がおっしゃられるとおり、NPO法人と社会福祉協議会とは、設置の考え方について違う部分があるというふうには存じております。ただ、本町の場合ですと、こういった公益活動での関わりという部分に関しましては、今のところその相談する受け皿といたしましては、町なり社会福祉協議会の方での対応にならざるを得ないところがございます。こういった部分につきましては、引き続き町の方で対応していくことになる、町並びに社会福祉協議会の対応というふうに現在のところは考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 現実としてはそういう対応をせざるを得ないと思いますが、今後の町の運営も含めまして、介護事業やそういういろんな事業を考えた場合には、いわゆる、その独立した民間の社会貢献団体をどうしても生み出さざるを得ない宿命にあるのではないかと私は思っております。これは、新たな事業として、まず一つは、その場所を作るというこ

とと、それから民間を育成するノウハウを持った方がある意味雇う、雇って民間を育成する仕事をしてもらおう。いわゆる中間組織、NPOを作るためのNPO、そういう機能をまず作ることから始まるのではないかと思います。

たぶんこれは財政負担を伴う話になりますが、結果的には、今求められているたくさんの役場の事業、先程も伺いましたけれども、健康福祉課も含めまして、いろんな国からの押し付け的な役場の業務が増えてくる中で、本来は民間でもできるような仕事も抱え込んで、そのままになっておりまして職員が苦勞しているという状況の中で、これはやはり何としても民間の組織を作るということを優先しながら、方針として出しながら、それで新しい事業に関してはそちらに委託できるような仕組みを意図的に作っていくと。それがこれからの行政のあり方としては必要ではないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問は、それぞれの問題に対して、民間のそういった団体を立ち上げて対応していくべきではないかというご質問とお伺いしました。確かに、そういった民間団体を設立して、専門的な知識を持った方々が地域の中でそういった取り組みをされれば、早々にそういったものも育成されてくるのかなというふうには思うところであります。しかし、本町の今の現状の中におきまして、そういった団体が簡単に設置できるというふうには考えられないところもあります。

ただ、本町におきましては、様々な形で住民の方々の中に、そのボランティアでの活動を大きく展開されている方がおります。確かに町の職員としては、非常に人数も少なく、手薄なところがございまして、それを支える地域のボランティアの方々がたくさんいらっしゃいます。一つの例を挙げれば、先だつての中でもお話をいたしましたけれども、介護予防に関わるボランティアの団体の中にも、そういった地域の中にどんどん入って、町の方で手薄な部分を支えてくれる方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々と一緒になって、まず三川町としては今後の活動を展開していきたいというふうにございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 現状はその通りなので、職員の方としては今後の方針を今話するわけにはいかないと思いますが、町長いかがなものでしょうか。やはり民間を活用して、中に、今回テーマであります高齢者の有能な能力を活用しながら、公益的な事業を広めていくと。その創設のために役場、町が一肌脱ぐと。そうすれば、自立した外部委託もできる民間もできますので、今後の方向として、これからの第4次総合計画にも絡みますが、検討なされてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀議員が言われますように生涯現役社会、これは私も含め、これからの2025年問題ということからすれば、まさに町内のその対象の方々が自ら自立、そして、自助努力ということで、この地域社会の中でいろいろな役割を果たしていかなければならない時代になると受けとめていくところであります。こうした中、国の現在の働き方改革にお

いては、来年から民間企業に、定年を70歳まで延長するというようなことで、努力義務でありましたけれども、その法案が成立しようとしております。

そういう中においては、やはりこれからは今の現状の課題という部分は、5年後、10年後、この社会が現役で暮らすことのできるような地域を構築していかなければならないということからすると、その活動の拠点となる部分で行政がどのように関わるか。あるいは、民間がその受け皿としてなれるかということについては、芳賀議員から言われましたような内容については、今後検討をしていかなければならないと、このように感じたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 前向きな回答をいただきました。ありがとうございました。

他の地域を紹介するのは、あまり参考にならない面はありますが、これはだいぶ前からあります酒田市のボランティア・公益活動センターという、最初は「公益活動センター」だったのですが、酒田市自体が、やはり社会福祉協議会との連携が必要だということでボランティア団体の活動と公益活動センターと一緒に場づくりをして、組織は少し変わりましたが、ここに福祉団体やいろんな団体がありまして、123団体というふうにあります。やはり拠点を作って、そこが自主的に運営できるような、当然市がバックアップしていると思いますが、規模は本当に小さくなるかと思いますが、ぜひ三川町でもその方向で、民間の組織を育成するための工面、そして、その中で高齢者の力を生かす、ある意味では高齢者の力を活用するのでもいいんです。

有償ボランティアでは、大体労働というふうな考え方でいくと少し問題があるのですが、時給200円とか、それぐらいで働いてもらうような仕組みが一般的らしいのですけれども、でも、生きがいがあれば働く人は出てくると思います。これはまさしく社会貢献。そのような仕組みをぜひ今後作られますよう申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 1時58分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 安全・安心の町づくりに
ついて | 1. 町内に有る県道と町道、農道が交差する道路の除雪・街
灯・交差点等の安全対策の対応は。 |
| | 2. 町道の通学路を含めた交差点の安全対策は。 |
| | 3. 普通の道路をロードレース用の自転車での運転は危険を
感じるがその対策は。 |

2. 環境の保全について	<p>1. ペットボトルの資源循環型社会の実施が困難な状況にあるがその対応は。</p> <p>2. 「食品ロス」を減らすために「食品ロスの削減の推進に関する法律案」では地方自治体は削減推進計画を策定し、実施することを責務として、国民運動と位置付けているが、本町での対応は。</p>
3. 「かわまちづくり」について	<p>1. 「かわまちづくり整備事業」竣工後の維持・管理経費の考えは。</p> <p>2. 完成した箇所の利用方法は。</p>
4. 社会教育、三川町公民館体制について	<p>1. 「子育て交流施設」完成後の同施設並びに町公民館の職員体制は。</p> <p>2. 「三川町農村環境改善センター・ホール」の活用と解体の計画は。</p>

令和元年第4回議会定例会において、通告に従い一般質問します。

初めに、安全・安心の町づくりについてであります。

町内にある県道と町道、農道が交差する道路の除雪・街灯・交差点等の安全対策の対応は。町道の通学路を含めた交差点の安全対策の考えは。

普通の道路をロードレース用の自転車での運転は危険と感じるがその対策の考えは。

次に、環境の保全についてであります。

ペットボトルの資源循環型社会の実施が困難な状況にあるがその対応は。

「食品ロス」を減らすために「食品ロスの削減の推進に関する法律案」では地方自治体は削減推進計画を策定し、実施することを責務として、国民運動と位置付けているが、本町の対応は。

続いて、「かわまちづくり」についてであります。

「かわまちづくり整備事業」竣工後の維持・管理経費の考えは。

完成した箇所の利用方法の考えは。

最後に、社会教育、三川町公民館体制についてであります。

「子育て交流施設」完成後の同施設並びに町公民館の職員体制は。

「三川町農村環境改善センター・ホール」の活用と解体の計画は。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項４の社会教育、三川町公民館体制に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項１の安全・安心のまちづくりについて、１点目と２点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における交差点の安全対策につきましては、道路の交通量、路線の重要性、国が定める構造基準、通学路としての利用形態等を考慮し、国道・県道等の道路管理者、公安委員会との協議により、交差点における除雪、さらに、街路灯など交通安全施設の設置等、安全対策に取り組んできたところであります。また、整備後においては、定期的な施設点検や構造基準に沿った改善等により、交差点の安全確保に取り組んでいるところであります。

次に、３点目のロードレース用自転車に関するご質問であります。平成２７年６月に道路交通法の一部が改正され、自転車による交通違反が厳しく取り締まられるようになり、ブレーキの無い自転車や、一定の性能を満たさないブレーキが装備されている自転車の運転は、違反行為となっております。

ご質問にありましたロードレース用自転車の危険性についてであります。当該自転車がいわゆるロードバイクであれば、一般道における道路交通法を遵守している限り、その運転が規制されるものではないため、他の車両と同様に、交通マナーを守った運転をお願いするところであります。

次に、質問事項２の環境保全について、１点目のペットボトルの資源循環に関するご質問であります。本町におきましては、以前より資源としての回収により再資源化を図ってきたところであり、今後も同様に資源の循環を推進してまいりたいと考えているところであります。

２点目の「食品ロス」に関するご質問であります。その削減を目指す「食品ロスの削減の推進に関する法律」については、本年５月２４日に可決され、今後、国民運動として推進されることとなったところであります。

本町におきましても、国で定めた方針等に基づき、消費者、食品関係事業者、農業生産者等の協力をいただきながら、その推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

質問事項３の「かわまちづくり」に関しまして、１点目と２点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

かわまちづくり事業につきましては、平成２５年度に国の「かわまちづくり支援制度」への登録を受け、以降、国、町がその整備に取り組んでいるものであり、その施設の利用方法や維持管理手法については、三川町かわまちづくり推進協議会の意見をいただきながら決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項４の社会教育、三川町公民館の体制について、１点目の子育て交流施設、及び三

川町公民館の職員体制に関するご質問であります。子育て交流施設の管理運営体制につきましては、施設内の3つのエリアごとに課題等を整理し、社会教育係、シルバー人材センター、及び民間事業者等による管理運営を基本とし、詳細について、現在、検討を進めているところでもあります。

また、三川町公民館の職員体制につきましては、子育て交流施設に社会教育係職員を配置したいと考えていることから、その後の公民館事務室は三川町シルバー人材センターに貸付しながら、公民館の管理を委託する方向で協議を進めているところでもあります。

次に、2点目の三川町農村環境改善センター・ホールの活用と解体計画に関するご質問であります。三川町農村環境改善センターの多目的ホールは、平成24年度に行った耐震診断により、ホール部分の耐震性が低い結果となっていることから、子育て交流施設が完成した後の農村環境改善センター多目的ホールは、不特定多数への貸出利用はできない施設であり、その後の活用方法等については、解体時期も含めて検討してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、安全・安心のまちづくりについてであります。

国道、県道の場合、管理者との協議のうえの整備を図っているということでありましたけれども、例えば手順として、県道、農道の交差点等の県設置の街灯等が故障している場合は、どういう手続きを取ればいいのか。町に言って町が県に要請するのか。それとも、利用して困っている人が県に直接要請するのか。どういう手順になっているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 国道、県道における道路施設の故障等のご質問でございます。国、及び県においても、道路管理者として一般の方の苦情の受付の窓口を持っているところです。また、本町においてもそういった形で、国道、県道の街路灯が壊れていたという情報がありましたら、こちらでお受けして、その旨を当該道路管理者の方に伝えて見ていただき、また回答するような仕組みを取っておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 安全対策を取っているということですが、その整備後の点検であります。町道、県道等が交差しているところ、おそらく日中は点検して歩いていると思えますけれども、夜間の状況も点検しているのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 道路の安全施設の方の点検というご質問でございます。道路の施設につきましては、本町におきましては月1回以上、担当職員が見回りをし、また、皆さんから情報を得ながら管理をしているところです。国におきましては、道路の維持を全面的に業者に委託し、日中間わらず行っているような状況となっています。県道におきましても、基本的には委託しているようですが、夜間等につきましては、職員の方が月1回パトロールを兼ねて行っていると伺っております。本町においても、状況を見ながら夜間見ている

ところですが、ただ、本町については狭いものですから、夕方、暗くなってから現場に行ったときに、路線ごとに確認をしながら、状況の把握しているところとなっています。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 点検の基準が分からないのですけれども、やはり利用者から見ると、夜間この交差点は見づらいというふうな意見も伺いました。やはりその箇所は町の方に届け出をして、町の方からもう一度点検いただくように県の方に伝えるという方法はあるという解釈でよろしいのか。それとも、県道と交差しているので、直接県に夜間危ないというような対応を求めてよいのか。身近な役場に言った方が住民は言いやすいのですが、この夜間の状況を、やはり役場の箇所付けをして、その箇所を言って見てもらった方がいいのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまのご質問ですが、交差点の整備に関わるものということで捉えたところです。交差点を整備する際の要件としましては2点ございます。原因者が行うということで、例えば町道を改修して、県道に繋ぐと、こういうときには町道側で基本的に交差点の協議をしております。また、県道の方が行うと。両者が行う場合については上位者ということで、県であれば県、国であれば国がその施設整備を行うという取り決めがございます。

また、街路灯等の要望についてですが、国、県、町もそうなのですが、道路構造令というものがございます。道路については、ある程度法律で定められた基準、これに基づいてものの設置がなるところです。それがすべてとは申しませんが、これに基づいて、例えば、5,000台以上の交通がある交差点であれば、街路灯の設置が必要ということになれば、これに基づいて設置されるところです。設置位置につきましても、すべて基準で決まっております、ここにほしいからといって設置できるものではないところとなっています。ただ、安全上、どうしても必要だというご要望があれば、それを受けまして、町の方から県、国の方へは理解をしつつ、お願いをするところがございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町が県等に対しての要望等を通じて、安全対策に努力しているというのは、私は認めます。例えば、この間、交通安全週間で横山小学校の前で立哨しておりましたけれども、前議会でも指摘しましたけれども、中学生が県道の交差点のないところを横切って毎日通学しているという現状を訴えましたけれども、この間、立哨してみましたら、横断歩道設置がおそらく、信号機がある交差点が近いということで設置できなかったからかと思っておりますけれども、遠回りをしてまで横山小学校前の押しボタン式の信号を押して、中学生が横断するようになりました。本当に両者努力して、良い方法を見つけて、そして、中学生の認識も安全、そして、学校長の通学路の指定も的確になっているのではないかと。その辺の努力を認めて、私は理解して、交通安全教育がなっているなという感じを受けました。

それから、今度は県道等の除雪等であります。今冬もそうでしたけれども、吹雪の状況で、町道の場合はポール、竿に赤いものを付けて、高い位置で本当に見やすいのですが、県道の

方だと、同じ吹雪の日でした。見えにくくて危なかったところが、町道の方は見えて、地吹雪ですので、高い位置で赤い布が見えたので、車で走ることができたのですが、そういう住民が良いと感じる点を、県の県道の除雪の安全策として提言してほしいのですが、できるものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 冬期間における道路交通の安全という部分でございます。町の方も場所を見ながら必要な箇所に旗等、目印を付けると。県の方でも同じような形でやっているところですが。ただ、その見づらさという部分については、年1回、県の方とシーズン前に打ち合わせをしております。そのとおりにいかない部分も多々あるかもしれませんが、その段階で、今聞いたようなお話についてはお話ししてまいりたいと考えてございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、自転車についてです。前に道路交通法の規定が変わって、自転車側に賠償が求められるということは何回も提言して、安全策を知るべきで、保険に入るべきという提言をした経緯があります。今回私が感じたのは、このロードレース用の自転車、実際集落の中を県道が通っているところ、バイク、車等は音、あるいは車の大きさを見て来ているなど感じるわけですが、県道沿いの一般家庭の出入り口からは、その辺気づかないで、あの自転車は40キロ以上出るんです。私も怖い目にあつたので、車で後ろから行って見たら、集落内でも40数キロを出して走っているという状況でした。本当に危険なものが走っているという状況です。例えば、大型バイクは左端を走らないで、左側の真ん中を走っている現状を見ます。自転車は左端をあのスピードで通っているということで、自宅の出入り口先で急に来ると、本当に危ない目を経験いたしました。と同時に、その自転車を運転している人も危険ではないかと思われましたので、その辺の対策、あるいは、これから事故があってはならないですので、その事前の対策は考えられているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 車両の通行に関するご質問でございました。実は私も自転車に乗ります。今乗れるものとしましてはロードレースで、なお、安全装備が必ず付いているものでございます。ただ、高性能になっておるものですから、おっしゃるとおり何もない部分については、速度が40キロ程度、速いものでありますと50キロ近く出る車両もございます。これについても、すべからず安全装備が付いていると。一時期、安全装備の付いていない車両が頻りに横行したため、先程申し上げた規制が厳しくなったと認識しております。ただ、載る側としても本来道路交通法は守らなければならないということですので、スピードについても本来は規制されたスピードで走る、集落内については徐行をする、危険なところは降りて自転車を引っ張るといったことが、本来はやるべきということになっております。協会、また、サークルプラーク等もございますが、その中でも危険なときは声をかけましょうというような運動もなさっているようです。そういった部分も踏まえて、そういった方々への啓蒙活動については推進していかなければならないのかなと考えているところです。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 啓蒙については、今年の予定ではなの花ホールスタートの大会もありますので、そういう愛好者に啓発を。大会に出る人たちですから分かっていることだと思いますけれども、ただ、住民に対しても、こういう40数キロ出るものが走っていると、気づかないうちに近づいて走り去っているという危ない状況があるので、音がしない、見えないものでもこういう危険性があるという、住民側にも啓発が必要と思われるので、その啓発をお願いします。

続きまして、ペットボトルの環境の問題です。行政は家庭ごみで対応ですけれども、中国でペットボトルの再生、環境保全のため引き取らなくなって、国の方は焼却炉で燃やせるところの基準のところは事業ごみのペットボトルを燃やしてくださいというような状況になっております。変な言い方ですけれども、そのうち家庭ごみのペットボトルのあり方も問われてくるのではないかと思います。まだ家庭ごみはリサイクルされているという解釈でよろしいのか。山形県で平成31年4月に出したリサイクル認定製品の中に、確か広島県の事業所でありますけれども、山形県の寒河江市に工場があって、ペットボトルを回収したものでトレー等に再生するところがあるところがあって、山形県のリサイクル認定製品になっております。そういうところへの回収したもののルートを持って、これに参加しているのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ペットボトルの問題についてでございます。平成29年におきまして、中国政府によりプラスチック製の廃棄物を受け入れないということが発表され、なお、今まで行ってきたものがなくなったということで問題視されている部分です。ペットボトルの部分ですが、本町においては資源回収関係のシステムを利用して、国外での循環に努めているところです。ものについては、今どこに行っているかという部分についてもお聞きはしているのですが、資料が手元にないところです。鶴岡市に持ち込まれるペットボトルにつきましては、秋田へ持って行かれて、その部分からまたペットボトル等のプラスチック製品の再生という形で循環しているところです。本町の部分についても町内の業者でありますところに回収をかけて行っているところです。

この部分ですが、これについては町のみならず、今朝のテレビ等で行われておったところです。大手飲料メーカーもこの問題については乗り出しておるところです。施設については、まず循環を図るということで、一つとして今朝報道にあった部分ですが、容器のリバースベンディングマシンというものを大手飲料メーカーがご購入なさいまして、これをコンビニエンスストアに置いて、それで良質のペットボトルを集めて再利用をかけるということになっているようです。今後こういった活動が広く広まっていくものと思われるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 我々も何年前にこの循環型ということでドイツに勉強に行きました。ドイツでは今言ったとおり、ペットボトルのまま再利用という方法も構築しておりました。ただ、そこは最近になったことであります。やはり従来あった酒の一升瓶のような

リターナル瓶、前の牛乳はほとんどそうでしたけれども、やはり消費者にそういう状況を伝えて、商品を選ぶ場合そういうリターナブル瓶の商品を選びましょうという行政側の考え、指導、これは消費者が選ぶのは自由ですので、ただ、環境を考えた場合、こういうリターナブル瓶等の商品を、環境を考えれば求めましょうというような啓発も必要ではないかと思われます。ということは、ごみの減量化の推進と同じとなりますので、そういうごみにならない商品を選びましょうというような、実際この間のニュースでは、アメリカではそういうことをやっている州が、割高でも、実際そこもビニール商品の再生化ができなくなって、行政がそういう運動をやって、消費者は高いけれども、やはりそれが良いということでした。行政として住民の消費者にそういう運動啓発をする考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ペットボトル等のリサイクル関係、啓発活動についてのご質問でございました。行政側としましては、平成31年3月12日、農林水産省の方でこういったプラスチック関係がかなり問題になってきております。民間を交えて一生懸命循環にしましょうということで、実はプラスチック資源循環アクション宣言というのを行っております。行政一体になってやるべきということで、各業者から宣言していただく、それを取りまとめたものについてはホームページ上に掲載されております。こういった活動については、本町についても支援できる場所については、考えてまいりたいと考えてございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、食品ロスのことです。やはり実際に社会化問題になっています。大手のチェーン店は品物の欠品がないように、常に在庫を揃えて置いて、それは結果的に消費期限が切れてロスになっているという現実問題もあります。そのようにしなければ取引を停止しますよというようなことも問題視されております。ということは、食品ロスがあっても、この販売ということになっておりまして、販売者の意見が強く、製造者にこの影響が出て、結果的に食品ロスが出ているということでもあります。

それで、数字があるんですけども、日本国内で食品の廃棄物は、年間推計で2,759万tに及んでいるということでもあります。そのうち食品ロスの分が643万tに達しているということでもあります。世界では食べることもできないという人もいるわけです。この食品ロスで成り立っている業界、フードバンクという支援制度もありますけれども、そういうこともなしに廃棄されているという現状もありますので、住民にどういう啓発をする考えか、もう一度お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 食品ロスの削減に関する部分でございます。この法につきましては、今年度に入って設定されたものであり、今現在その指針等を設定されたものをどのように扱えばいいか、基準等を国、また、県でも考えているところと思います。この法律の概要の中におきましては、基本方針といたしましては、食品ロスの削減の推進、意義、及び基本的な方向に関する事項、食品ロスの削減の推進の内容に関する事項、その他食品ロス削減の推進に関する事項という、この部分を基本として計画を組むと。これにつきましては、

県、また、その下の市町村ということになってございます。県の方針も踏まえ見ながら、本町においても進めていくべきと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 行政は県等の推進ということでありまして、これを始めると、国民運動ということが果たして定着するのかということをご心配しています。例えば、県が宴会のある場合は、乾杯は地酒でやりましょうという条例を県で作りましたけれども、最初の頃は常に日本酒で乾杯していたのですが、最近はそれがあまり目立たないというか、普通に出たもので乾杯してやっているような現状です。本当に国民運動と定着するためには、やはり長く続くような方法を取らなければならない。そして、方法としては、我々も提言してやった経緯もありますけれども、宴会の3010運動ということと、こういう方策を啓蒙、啓発するような考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 国民運動に向けた定着に関する考えということでお伺いしました。この食品ロスに関しましては、事前に食品リサイクル制度というものが農林水産省から出されております。先程申された、なるべく少なくするという。こういったものが盛り込まれているところです。

また、今回の法案に先駆けて、消費者省、及び農林水産省、環境省、3省合同で、ホームページ上ではございますが、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」というような形で、食品ロスを減らしましょうと、残さないようにしましょうというような運動展開がされております。この中につきましては、外食産業、また、食品製造業、食品卸業、食品小売業、こういった方々のご協力も得ながら、一般家庭でも少なくしましょうというようなことが盛り込まれております。こういった部分については、本町においても進めていくべきと考えてございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今言われたとおり、いろんな団体等の立場での食品ロス削減、これは農産物の生産者である農家も考えていかなければならないという現実があります。その辺の改革の意識を生産者も持たなければなりません。ですから、行政としては、家庭や事業者、行政が今言われたとおり、それぞれの立場で連携することを実施すべきと思われますので、これからの推移と同時に、いろんな人たち、我々も努力していかなければならないということでもありますので、意識を消費者や事業者、家庭にも浸透させるべきと思います。

続きまして、かわまちづくりであります。先程答弁でいろいろなものが推進協議会の意見を聞いてということでありましたが、すでに完成しているもの、あるいは場所等がこれから出ますけれども、例えば、ある人は何も知らないで自由に使用していたというような状況も出るとは思います。一人が使えばみんな使える、火も使えるというような意識になると思います。やはりその辺の決まりをはっきりしておくべきではないでしょうか。例えば、建物ならいつから開館というものがありますけれども、やはりかまちづくりで整備されたものは、いつからこういう規定で、規定を作ると逆に費用対効果と言いますか、管理者を置けば管理

費がかかるというようなことも出ると思いますが、その辺、どのような方法でやったら住民が使いやすいと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくり事業において整備された施設の管理、及び維持というご質問でございました。このかわまちづくり事業につきましては、町で管理すべきもの、また、国で管理すべきもの。ただ、河川内の施設については、河川法が関連してまいります。ですので、管理については協議を要すということになってございます。これにつきましては、本年度より正式に国土交通省、現在管理しているところとの協議が入ってまいります。

また、公園の管理についてですが、おっしゃるとおり取り決めは大事と考えてございます。現在のところは三川町都市公園条例において、基本的な管理事項については決められております。これに基づきまして、なお、かわまちづくりで整備された公園の使用について、詳細について詰めてまいりたいと考えてございます。その段階においては、先程申し上げました推進協議会の方々からご意見を伺いながら、また、ご協力を得ながら進めていければと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町民としては完成したものをしているわけでありまして、この推進協議会を早めにかけて決めるべきではないかと思えます。

それから、もう一つ、最初の方から気になっていたのですが、あの芝生等の管理、当初はグラウンドゴルフの会員の方、あるいは地元の法人への委託というような考えが生まれたけれども、それは、あくまで国が管理で、こちらが対応しなくてよいのか。町で芝生等の管理をやらなければならないのか。もしやる場合、どのような方法で管理をしていくのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま植栽しております芝等のご質問でございます。一応、今回芝生を張っている部分については、河川法にのっとり、町が占用を受けて、張って整備をしたところとなっています。ですので、占用するにあたって条件がございまして、管理については町が行うということになっていますので、芝の管理は町の方で行わなければならないかなと思っているところです。ただ、その管理については、今現在は憩いの場ということですので、競技施設でもございませぬので、通常年2、3回程度の管理かなと考えているところです。刈り方についても業者に委託をする。また、地域の方々へのご協力を願う等、様々な手法があるかと思えますが、それについては現在検討中となっております。できるならば、維持管理経費がかからないような形で管理していきたいと考えておるところでございまして。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今答弁があったとおり、都市公園等は業者に委託して管理しているわけですが、やはり地元とか、費用対効果も考えてやりたいということですのでけれども、私が

心配していたのは、引き受けるところが果たしてあるのか。隣接のところでも公園を作りましたけれども、草が伸び放題でどうしてと言ったら、地元町内会にも声がかかったけれども引き受けることができなかったという、早い話、隣の鶴岡市です。それが現状で、果たしてそれが、都市公園のような管理の業者ではなく、やはり安く上がる利用者、近くの人、法人等が、果たして引き受けてくれる状況なのか。私はそれを心配しているのですけれども、もう一度、その話し合いが話題になっているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 引き受けるところがあるのかというご質問です。実際のところはまだ、その法人の方へ正式には申し込んでおらないところです。推進協議会の中では、こういった部分であってもいいのではないかとことを言われているところです。また、隣接する市町村における河川内の公園管理ですが、様々のようです。今おっしゃられているように、だめだということまでは、率先してやっている地域もあるようです。最上川地域の中においては、地域活動及び地域の老人クラブの方々がやっている。また、隣県におきましては、使用者が定期的に草むしりをしてきているというようなところもございました。こういった部分の事例も踏まえまして、状況を確認しながら、より良い方法を考えていければと考えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、社会教育関係、あるいは公民館ですけれども、一般住民が利用する講座等があるわけでありましてけれども、新しい子育て交流施設に職員が行って、公民館の管理はシルバーにお願いをするという考えと私は捉えました。やはり従来の公民館活動をする場合、同僚議員も一般質問で指摘しておりましたけれども、いろんな便利な場所ですし、料理もできれば図書室もある。ただ、夜間だけならシルバー人材センターに委託で管理していると私は理解しています。いろんな活動の拠点でありますので、職員が公民館になくて活動の支障がないのか。それを心配しているんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 現在の三川町公民館の新しい施設ができた後の管理運営等について、現在は社会教育係の職員が配置されており、その公民館を中心に公民館活動、社会教育活動等を展開しているわけでありまして。そういった町の事業を行う際は、当然町の担当者なりが、その事業実施にあたり、会場にもいるわけでありまして。ただ、それ以外の一般の住民の活動については、あくまでも貸館というような考え方でありますので、これまでどおり、それぞれの団体が責任を持って使用していただく分には、シルバー人材センターなりのそういった管理委託でも十分運営できるというふうに認識しております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、農村環境改善センターの多目的ホールの活用でございます。やはり会合等を開かないで人の出入りが少なければということでありましてけれども、平成24年の耐震で指摘ということですが、確認しますけれども、農村環境改善センターは石綿が使用されているのか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 平成24年のその耐震等の際に、そういったアスベストが使用されているかという調査もしたようではありますが、その際、天井裏の方にアスベストを使っているというようなことが分かったようであります。ただし、実際に一般住民が使う分には、あくまでも天井裏ですので、そういった使用にはアスベストの危険性は少ないということで、現在まで使用してきたところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 影響がないということですのでけれども、あの施設をいろんな形でもし使うとなれば、吹き付けて対応するという方法も、一部でしたらあるかと思われまます。そういう方法を取るのか。取らないでそのまま、例えば資料倉庫というような考えもあるようですのでけれども、その辺。そして、人の交流施設として利用しない場合は、ある程度、建物が保つ間はそういう資料を収める倉庫として使う考えなのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤農村環境改善センター所長。

○説明員（佐藤 亮農村環境改善センター所長） 先程アスベストの件については天井裏ということで申し上げました。通常使用する際には、特に支障がない程度だということで聞いておりまして、ただし、施設、ホールを解体する際は、そのアスベストの回収なり、そういったものをしなければならないということでもあります。現在、解体というところまでは考えていませんが、今後、そのホールの利用について、活用について、または、解体も含め今後検討していかなければならないというふうに思っておりますが、仮に何かに活用するという際、人が多く使用しないのであれば、現在と同様に使っていくことも、アスベスト対策を施すことなく使うことも可能だろうというふうに思います。

一方、やはり何かそういった不特定多数に貸す必要があるということであれば、それなりのアスベスト対策は、使い方によっては考えなければならないかもしれませんが、現在、アスベストについての対策として、いろいろな方法もあるようです。覆い被せる方法ですとか剥ぎ取る方法ですとかいろいろあるようですので、もし不特定多数への貸し付けを続けるということでしたら、その時点でそういった方法を検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 耐震で指摘されたわけで、代わりの施設を建設ということもあるわけですのでけれども、例えば、このままでも、人の出入りがなければ建物の存続が可能という解釈でよいのか。耐震上、解体をしなければならないという、当分は解体を考えていないということでしたけれども、耐震上でその建物の崩壊の心配はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤農村環境改善センター所長。

○説明員（佐藤 亮農村環境改善センター所長） 耐震診断では耐震不足ということで、今すぐ倒壊の危険性があるという診断ではなかったというふうに認識しております。今後の利用という部分について、解体も含め、教育長答弁でも申し上げましたが、それも含めて今後の課

題とさせていただきたいと思います。仮に議員が言うように倉庫利用というようなことも一つの方法として考えられると思いますが、そういった部分については、常に人がいる施設ではないというような認識から、当面は使えるのではないのかなというふうな段階であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこで、住民としては公共施設にアスベストがあるということ自体に拒否反応を示しております。やはりその辺の、今日の答弁にあったようなことを住民に伝えていく必要があるのではないかと。皆はアスベスト、イコール公害問題として考えがちです。消防の分署の改築の際も、アスベスト対策が必要で解体したという現状も見ております。アスベストは体に危険ということの認識はありますけれども、その辺の利用では、そんなに決して安全とは言いませんけれども、その辺の認識ももう少し町民に知らせていくべきと思われるので、最後にその辺の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤農村環境改善センター所長。

○説明員（佐藤 亮農村環境改善センター所長） アスベストという言葉に対する住民の反応、人それぞれいろいろあるかと思いますが。確かに、人体には悪影響を与える物質であるという認識は多くの人を持っているかと思いますが、先程から申し上げているとおり、今の農村環境改善センターの部分については、一応天井裏に使用されているということであり、さらにそこには天井が張られており、直接住民などが触れる可能性が低いので、これまで使ってきておりますし、もうしばらく、新しい施設が完成するまで使わなければならない状況であります。そういったアスベストに関する知識なり、住民への周知という部分につきましては、そういった部分を過度に周知することによって、逆に住民が過度な心配を引き起こすということも考えられますので、その辺につきましては、適切な時期に適切に対応で周知していかなければならないというふうに感じております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） これで終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時14分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時35分)

次に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 交通安全対策について

1. 近年、高齢者が関係する交通事故が多く発生しています。運動能力は年齢と共に低下するので、自動車運転も高齢者は避けた方が望ましいと思います。本町で交通事故による被害者も加害者も出さないためにも、高齢者が積極的に運転免許証の自主返納しやすい施策が必要と考えますが、町の考えを伺います。

2. 剪定枝対策について	1. 剪定枝の処理について、多くの町民から町での対応を考えてもらえないかとの声を聞きます。有効利用を含む町の対応を伺います。
3. 介護保険料について	1. 介護保険料額の段階判定時に世帯全体の収入が関係する等の理由から生計を共にしながら世帯分離しているという、実態に沿わない世帯があると聞きます。介護保険制度維持のためには公平な負担が必要だと思いますが、町の対応を伺います。
4. 町の知的障害者支援について	1. 本町の制度では知的障害者が施設に通う交通費支援は18歳で打ち切られていますが、町の考え方を伺います。

令和元年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、交通安全対策について伺います。

近年、高齢者が関係する交通事故が多く発生しています。運動能力は年齢とともに低下するので、自動車運転も高齢者は避けた方が望ましいと思います。本町で交通事故による被害者も加害者も出さないためにも、高齢者が積極的に運転免許証の自主返納しやすい施策が必要と考えますが、町の考えを伺います。

2番目に、剪定枝対策について伺います。

剪定枝の処理について、多くの町民から町での対応を考えてもらえないかとの声を聞きます。有効利用を含む町の対応を伺います。

3番目に、介護保険料について伺います。

介護保険料額の段階判定時に世帯全体の収入が関係する等の理由から生計をともにしながら世帯分離しているという、実態に沿わない世帯があると聞きます。介護保険制度維持のためには公平な負担が必要だと思いますが、町の対応を伺います。

最後に、町の知的障害者支援について伺います。

本町の制度では知的障害者が施設に通う交通費支援は18歳で打ち切られていますが、町の考え方を伺います

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の交通安全対策について、高齢者の運転免許証の自主返納に関するご質問ですが、本町においては、平成30年度からの施策として、高齢者等の運転免許証の自主返納を支援するため、免許証に代えて身分の証明が可能となる「運転経歴証明書」の発行手数料相当額を給付するとともに、菜の花温泉田田の入浴券、または町観光協会の味

だよりを贈呈しているところでもあります。

昨年度においてこの制度を利用した方は、発行手数料の給付が16名、記念品の贈呈が28名でありましたが、自主返納を考える契機として捉え、引き続き警察関係機関、交通安全協会との連携のもとに、本制度の周知に努めてまいります。しかしながら、運転免許証を手放した後の移動手段の確保については、引き続きの課題となっていることから、公共交通の運行維持や、町独自の制度であるデマンドタクシーの運行など、社会全体で高齢者等の生活を支えるという総合的な観点から、対策を継続してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の剪定枝対策に関するご質問であります。本町における庭木等の剪定枝の処理については、一定の大きさに整えたものを、一般廃棄物として回収し焼却処分しているところでもあります。

また、果樹栽培により発生する剪定枝については、庄内柿の生産者で組織しております「庄内たがわ農協三川支所庄内柿部会」において所有しております粉砕機の活用により剪定枝を破砕し、堆肥・農業資材として活用されているところでもあります。

今後とも、バイオマス、農業資材等としての利用拡大については、ごみの減量化の推進という観点からも、引き続き、検討してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、質問事項3の介護保険料について、1点目の負担の公平性に関するご質問であります。本町では、介護保険事業を円滑に実施するため、3年ごとに介護保険対象サービスの利用量等を見込みながら、「三川町介護保険事業計画」を策定し、その中において介護保険料を算定しているところでもあります。

各世帯の介護保険料については、一定の「基準額」をもとに、それぞれの所得に応じて段階的に算定しているものであることから、世帯分離等世帯変更については、実態に即し適切に行っていただきたいと考えているところでもあります。

次に、質問事項4の知的障害者に対する交通費支援に関するご質問であります。本町におきましては、障害のある方に関する施策の基本計画である「三川町障害者計画」、障害福祉サービスの見込量を定めた「三川町障害福祉計画」、及び「三川町障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、共に暮らし支え合える地域社会の実現に取り組んでいるところでもあります。

そのような中で、ご質問にありました知的障害者に対する交通費支援につきましては、18歳未満の在宅の障害児の社会参加の促進と障害児のいる世帯の経済的負担を軽減する目的で、交通費の一部助成を行っているところでもあります。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、18歳以上になってからも施設、または、センター等までの通所にかかる交通費の助成やタクシー利用に関する助成も行っているところでもあります。

今後とも、障害を抱える方や、その保護者の思いを受け止めながら、国・県をはじめ各種障害福祉サービスにかかる事業所との連携を図り、障害者支援の充実に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、再質問いたします。

まず初めに交通対策について伺います。

ただいま町長の答弁で平成30年度から田田の利用、または観光協会のものということで施策されているという説明でありました。高齢者の交通問題というのは、昨日、一昨日福岡県でもありましたように、毎日のようにテレビで放映されております。こういう問題というのは本町に限らず、どこの自治体でも同じ様な悩みを抱えているというふうに思われますけれども、本町が今回そういう施策を作るにあたりまして、近隣市町村の支援状態というものは調べて参考にされたのか、その辺から教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 高齢者等による免許証の自主返納に対する支援につきましては、この制度は平成30年度から施策を行っているわけでございますけれども、その施策決定にあたりましては、他の2市2町の状況も確認しながら、特に他の市町ではバス代、あるいはタクシー代の支援というのがございました。本町においてそういった点についての検討もしたわけでございますけれども、基本的にはそういった交通体系の支援については、この免許証の返納者だけではなく、全体を考えた施策が必要だろうということで、まずはこの免許証返納者に対しては、今回のような制度を設けたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私も調べましたけれども、他所の市町村がどうだからということではありませんけれども、やはり自分のこととしてみれば、免許を返納することによって何が一番障害になるのかなというふうなことを考えれば、やはり普段生活での交通の足とされます。それは、やはり近隣市町村もほとんどがタクシーの利用権、またはバスを運営している自治体ではバスの無料利用券というふうなところで、交通に対する支援をほとんどが行っておるというふうに思いますし、それが普通かなというふうに思います。

今回、今の答弁にも少しありましたけれども、本町では田田の入浴利用券、または観光のものということで、この免許証を返納するのに田田利用券、また、観光協会のものというのは、道筋というか、どういう根拠、いつからこういうふうなものになったのでしょうか。やはり、交通の足というところになるのかなと思いますけれども、今回こういう支援に決めたときの状況などをお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 自主返納の制度につきましては、先程町長の答弁にもありましたとおり、身分証明証なるものが必要だというようなことが、やはり高齢者の方から求められておりまして、その代わりとなる運転経歴証明証というものがございました。これを県の方から発行していただくためには、1,100円の手数料が必要となってまいりましたので、鶴岡市がこれに対して支援をするというふうなことがございました。それを受けて、先程議員の質問にもございましたが、他市町の状況も勘案しながら、本町においてもこの1,100円はまず支援いたしましと。そうすることで、身分証明証を確保できると考えたところ

でございます。

ただ、実際のこの制度でいきますと、先程町長が申し上げたように、発行手数料そのものは16名と、28名のうち12名はその交付を求めないけれども、私は自主返納をしたので、その入浴券等、あるいは味だよりをいただくことができるならばということで、申請が12名ございました。

今回のその制度の施策にあたって交通の確保という話がございましたが、先程お答えいたしましたとおりの、免許返納者だけにその交通費を支給することがいかなものかという観点から、全体の高齢者、あるいは免許をもともと持たない者、そういった方々に対する支援を含めた全体的な考え方が必要だろうということで、平成30年度においては自主返納者については、その発行手数料と返納のきっかけづくり、考え方として入浴券等にさせていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 交通インフラの整備ということは、免許証がある、なしに関わらず、いろんな観点から必要と思います。今回この施策というのは、やはり先程1番目の質問でも申し上げましたとおりの、高齢者がやはり自分の能力が衰えているのも分からなく、分かっても過信して、やはり事故が多いというところです。この施策そのものは免許のない人も含めてではなくて、まず取り敢えず免許のある人から自主的に返納してもらおうというものが本来の目的ではなかったのか。それがどういうロジックで田田の入浴券、または観光物になったのかが、まだいま一步、とにかく、きっかけだから何かものをあげればいいのかというふうな観点にしか思われません。

やはり毎日のように高齢者の事故が騒がれております。福岡県で起きた事故も、1週間くらい前には返納を考えてはいたというふうな報道もされております。やはりそのきっかけづくりには、この田田入浴券と味だよりではなかなか進まないのではないかというふうに思います。もう一度、どういうふうなロジックで、田田入浴券と味だよりになったのか。免許証の運転経歴証明書は良いと思いますけれども、田田入浴券等の方が理解できないので、もう一度、これになった経緯などがあれば教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 返納の支援という面では、先程おっしゃられたとおりの、公共交通網の整備体制、あるいは利用しやすい方法ということで、本町ではデマンドタクシーを使いまして、公共交通機関までの、例えばバス停までの運行についても町内については可能になっているわけでございます。その支援について、逆な形になるかもしれませんが、他市町ではそういったバス代、あるいはタクシー代に支援をしたわけでございますが、先程来申し上げているとおりの、それを返納者のみに新たに平成30年度から、それについてはやはりその施策としてはどうなのかという観点がありました。そういった面では、何かその自主返納した際に、手数料以外に記念の品となる、あるいは自主返納を考えるきっかけとなるものと考えたときには、地場産品として何かあるかと考えたときに、この入浴券と味だよりになったものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それは、あといいです。交通対策として、デマンドタクシーというものがあるということでありましてけれども、このデマンドタクシーには、先程から説明あるとおり、65歳以上、また、免許を持っていない方ということで、免許証を返納された方に特化したものはなかったのでありますけれども、この辺は、今後やはり運転免許証の自主的な返納を促すというふうな観点から、返納者については特段の料金、または、1年間の何かプレミアムみたいなことで考えてはいないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 繰り返しになりますが、自主返納の制度を策定するにあたりまして、その返納者だけに交通体系の不足分を補うことができないということで、今回の制度としたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それ以上進まないようですね。それで、返納した場合、やはり交通対策ということで、私自身も返納したときにやはり困るだろうと思います。昔であれば免許がなくても近くにいろんな商店があつて、豆腐、こんにゃく、たばこ関係はそんなに遠くまで行かなくていいから、免許がなくて特別困るようなことは医者とか洋服、こちらにないときというふうな感じでありましたけれども、昨今、やはりコンビニエンスストアが流行り、地元の商店というのは疲弊して少なくなってまいりました。そこで、本町でもそういう免許証返納した人対策ではありませんけれども、高齢者が返納しやすい対策の一つになろうという施策で、宅配事業というものが本町で行われております。この辺も免許証返納者に対して、これからまた特別なプレミアムというものは考えておらないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今ご質問にありました買い物弱者対策として、町としてそうした取り組みについて支援するものとして、三川町ショッピングセンター開発協同組合に対しまして、組合が行っている宅配事業について補助金支援をして実施をしているところでございます。こちらについては、注文を電話で受けて、ラコスの中の商品を届けるというものでございまして、移動手段を持たない方にとっては、やはりありがたい事業であると言われております。

また、一方で、町は支援しておりませんが、ラコスが独自の事業として、送迎事業を行っております。これは、週4回ほどと聞いておりますが、買い物に行きたいという連絡を受けたところについて、車を出し、店に連れて来るという形での送迎事業だそうです。前段の宅配事業と併せて送迎事業も含め、いわゆる買い物弱者対策として行われているということになります。これについては、さらにというよりは、今の取り組みが継続されるように、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ラコスの方では自主的に宅配の他に送迎ということで、努力されているというふうに、買い物弱者対策として行われているということでありました。私もこれ

やはり免許返納には大変有利な、これはラコス自身がやっているわけですので、町の施策ではございませんけれども、この辺も、免許を実際返納するにあたっては、迎えに来て買い物ができるということは、大変有効な施策かなと思います。この辺、町として、そういう宅配ではなく、送迎の方にもっと力を入れて応援していくようなことはできないものなのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいま送迎についての事業については、ラコスの独自事業、サービス事業というふうになってございます。こちらの方、実は宅配事業の利用件数が昨年より今年の方が減っております。その分、送迎事業に移っているというような状況があるようでございます。ラコスとしては、営業の一環として、なお、社会貢献の効果があるという意味で取り組みを進めておりますので、営業としての取り組みになるように、いわゆる町が補助金等で支援するというよりは、営業として成り立つ部分で継続していただければと願っておるところでございますが、今後の進展を見ながら、検討も加えてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 買い物というところで、いろんな施策をして、少しは良くなっているのかなというふうには思っています。また、この高齢者の交通手段という意味で、広い観点からでありますけれども、町で高齢者の介護に健康づくりという意味で、元気教室を推薦していきまして、社会福祉協議会の方にその事業を依頼しているというふうなことであります。大変いいことかなと思いましたが、今年の申し込みをするときに、今までは電話で良かったんですけども、直接事務所の方に申込書を持って来てくださいというふうなことになったそうでもあります。いきいき百歳体操で、元気は元気でですけども、遠いところから、社会福祉センターまで移動手段もないのにどうしてかということで、大変悩んで困惑したお年寄りの方もいるようでありました。

社会福祉協議会というのは、ここの議会で話をする場所ではないのは重々知ってはおりますけれども、本町が社会福祉協議会に委託しているというわけでありまして、委託している町の立場で、その方法、手段は社会福祉協議会の方に委ねられているとは言いながら、社会福祉協議会の会長は町長でもありますし、福祉の高齢者の交通問題という点から、そういう申し込みの仕方も町の施策とは少し違ったのかなというふうなことを思っております。そこで、依頼しております、町として社会福祉協議会の方に、そういう申し込みのあり方を改善するような考え方はございませんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問では、社会福祉協議会の方に高齢者の方から、町のイベントに対しての申し込みにあった際に、電話では受け付けずに持参してほしいというような対応だということでございます。具体的なそのときの様子というか、どのような形で申し込み方法等をお知らせしていたのか、この場でははっきり分からないところもございますけれども、その高齢者の方に対して、やはり持参などでの申し込みができないとい

う方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが。その辺を配慮したうえで、受付方法等はお知らせしていかなければならないと思っております。詳細につきましては、内容等を確認いたしまして、今後対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、次の剪定枝について質問を移らせていただきます。

ただいまの答弁では、農協の柿部会ではチップーなどで破碎しているということでありました。まず初めに、私の質問にもありましたけれども、町民の多くからこの剪定枝の処理について、町当局の方にも「困った」、「何とかしてください」というふうな相談はありましたでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 剪定枝の関係でございます。町民からご相談があったかということでございます。年間としましてやはり2、3件ございます。少ないところではありますけれども、今の現在の状況といたしましては、ごみ収集のときに収集するというところで一定の大きさ、その形にして収集お願いしますと。ただ、大きな屋敷を持っている方ですとその量がすごく大きいと、こういったものについては何とかならないかという部分のご相談も確かに承っております。また、出したけれどもきちんと持って行ってもらえるのかということも伺われております。出したものについては、必ず運搬するような形で対応しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 大きなところは自分たちで処理しているということでありあますけれども、やはり皆さん出しているところを見ると、私のところには「何とかならないか」という声がよく来ます。その辺も一般廃棄ごみとして収集便に出せば、当然その分、町の税金で処理料というものが発生してくるわけでありまして。その辺、別に収集の方にはメーターが付いていないので、どのくらいあるかということは把握していないと思っておりますけれども、どのくらいの量が町で処分料として発生しているか。分かれば一度お知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今の量の関係でございますが、議員が申されたとおり、やはりメーターも付けておりませんし、その実態というのは少し分かりかねるところです。剪定枝自体は季節によって発生するのが非常に多ございます。春先、また、木の休むちょっと前だとか、こういった部分になろうかと思っております。その量の把握については少し困難な状況にあるところです。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 出たごみの有効利用ということで質問しました。バイオマスや農業資材ということでありましたけれども、バイオマスというのは、バイオマスの発電でしょうか、堆肥でしょうか。また、農業資材というのは、どういうものを有効利用に考えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） バイオマスと申しますと大きくなってしまいます。様々な有効活用という観点に至ってくるところでございます。町といたしましては、定期的に数量が出るものでございませぬので、やはり利用しやすい形にしていくのが一番かなということで、現在、その内容について考察しているところでございます。

1点としまして、チップ化という部分。これは答弁にもありましたが、たがわ農協の方の柿部会の方で持っております。これについては一般への貸出もするというで伺っております。その部分につきましては、かなり大きなものができるということで伺っており、若干町としまして、その機械については調べたところでありませぬ。ご紹介いたしますと、ものとして、山形市に本部を置く業者において、名前が面白いのですが、「株式会社カルイ」という業者のようです。こちらの方の「ドラコン」という機械、粉碎の大きさですが、これについては直径12cmまでのものが粉碎できると。軽トラックに乗る重量ということで伺っております。実物等を見ておられないものですから、県内業者ということであれば、それを見に行くのもいいのかなということで、内部でも実際協議をしているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） チップということで、私もそれが一番いいと思います。環境省の方で調べたデータをご紹介しますと、再利用の中で、83%が合板とか紙、燃料、肥料というふうな、やはり堆肥化というのはなかなか難しいというところで、時間もかかりますし、品質もいろいろあります。やはり一番可能性として今考えていいのが、やはり燃料としての再利用が一番現実的というふうな思われます。その中で、今ご紹介いただいたチップは確かにいいと思います。このチップ化する機械というものも、まだまだいろいろありますので、その辺もこれから検討されるべきと思います。

それで、出たチップ材料をどうするのかというところで、私が今思っているところは、やはり燃料ということで、各農家の方で、ハウスなどでボイラーでものを焚きますが、あの辺にこの利用ができたなら。現実的にチップボイラーというものもありますけれども、その辺を町として推奨し、また、できたチップを安価で農家に提供し、また、それを利用した方も安価に利用できるというふうなところで、チップまでの話はよくされるのですが、チップ後の話がなかなか出てこない。このリサイクルでは。というふうな思いますが、農家のハウスのボイラーというのは私の意見ではありますけれども、その辺、町の方で、チップ化した後の利用みたいな考えとかございましたらお聞かせください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） チップ化した資材の使い道、利用方法という部分でございます。確かにチップ化したものについては、利用するというのが最大の部分だと思います。それでバランス良く巡っていけば非常に良い形になるのかなと思っております。この使い方につきましては、農業資材として使う方法の他に、一番熱効率の良い燃焼資材という形もあるかと思っております。これについては、平成27年度に山形県環境エネルギー部の方で事例等が紹介されております。この中におきましては、例えば温泉の熱、温める熱としてチップ化し

たものをそのまま利用する。また、ホテルなどの暖房施設、農業に限らず様々な手法があると認識しておるところです。こういった部分で活用をかけるというのが1点だと思います。

また、本館の方で行っております住まいづくり事業の中において、こういった木質ボイラーだとか、こういったエネルギーの関係、軽減、こういったものについても支援できるものがございますので、そういったものを啓発していければと考えているところです。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 大変前向きな意見でありました。以前も話をしたことがありますけれども、スーパー公務員で「ローマ法王に米を食べさせた男」というところで、テレビにも話題になった公務員がおります。やはりその方も申しておりましたけれども、やはりアイデアがあれば動く、動いてやってみなければ分からない。普通の行政マンであると、やる前にあれがだめだと、これがこうだと言って、なかなかその一歩が進まない現状と思います。この枝のチップ化、また、その燃料化ということで、ぜひ、一歩進んでやってみなければ何が幸いするか分からないというところで、職員のアイデアをふんだんに出してもらって、一歩も二歩も進んでもらいたいと思います。

続きまして、介護保険料についてであります。

今回介護保険料についてということで、保険料自体のことが最初表向きだったので、こういう質問で答弁もなりました、3年ごとに見直しされているということでおりましたけれども、私が今回これで一番言いたかったのは、公平な負担ということで、中に、生計をともにしながら世帯分離をしている方がおられるという質問をいたしました。今の答弁の中では、公平な負担をお願いしているということで、そういう方がいるともいないとも言い難い答弁でありましたけれども、この辺はそういう方がいるのかいないのか。町当局としてはどういう捉え方をしているのか。まず初めにそこをお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 窓口の方で、世帯分離の届け出等がございます。そういった方の中には、確かにこの事例のような世帯分離という届け出をされている世帯があるということを確認しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 町、行政が行うサービスの単位として世帯というものがあるわけがございますけれども、それを町でもそうかなというふうに認識しているということは、これは改める予定はないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まず世帯でございますけれども、考え方として居住と生計がともに同じであれば、同じ世帯という捉え方をしております。それが、親族以外の者が含まれる場合もあるということも入ってございます。ただ、この分離の届け出をされる方については、窓口の職員が、生計が別であることが前提でありますよということは、しっかりと説明をさせていただいております。なおかつ、その届け出の時点においては、その世帯主の自筆の同意書が必要であることも説明し、その提出をお願いさせていただいているところです。

まずはこういったことで説明はしっかりと行いながら、それでも「うちは世帯が別だから」ということで、世帯分離の届け出をされている実態があるということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 届け出に来た人に説明はしているけれども、それでもあるというふうな認識でありました。こういう町民が負担を伴うものというものは、やはり公平、平等というものが基本でなければ成り立っていかない制度ではないかと考えます。その中で、一部、届け出に来たからそのまま、世帯が分離で、半分分かっているのだけれども、そのままにしているというのは、それはそれで一応問題ではないでしょうか。その辺は何か調査して、そういう届け出がありましたけれども生計は一緒ですよと、世帯分離は一応受け付けましたけれども、見直しをしますよというふうな、そういう制度はないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まずこの生計が一つであるという立証についてはなかなか難しいところがございます。こちらで、あなたの家は同一でしょうといったことを立証することが難しい。そういったことから届け出を受けざるを得ないというのが実態でございます。

近隣の市町でも同じような悩みを抱えておりまして、その中でもどういった対応ができるのかという意見交換もしているわけですが、なかなかこの解決策がないというところが実情でございます。まずは、こちらの世帯の考え方を再度説明しながら、なおかつ、その同意書が必要であるということも説明しながら、その考えを直していただきたいというところがありますけれども、今現在ネット上において、そういった情報が流れているということでございます。そういった情報を得て、自分は何がなんでも世帯分離をするということでお見えになる方も結構いらっしゃいます。まずそういったことで、説明、理解を求めるように、最大限の努力は職員はしているわけですが、そういったことから、実際は難しい部分も多いというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 実態は難しいという説明でありましたけれども、本当に難しいのでしょうか。家で毎日ご飯を食べるところまでは見えなくとも、せめて、その家に玄関が二つあれば当然二つ、または、生計でありますので、よく言う家の財布ですね。家計がどうなっているかということで、水道メーターが2個あれば別の暮らしをしているのだらうと。また、電気のメーターも分かれば、親と子が別々に生活しているというふうなところで、見ようと思えば見られると。まして、水道メーターは、鶴岡市の方で一緒でありますけれども、今は三川町も一緒にお世話になっているわけでありまして。水道メーターが違えば、当然水道料の請求も別に請求する。また、電気であれば、東北電力から個人データをもらえるかどうか分かりませんが、そういうふうな世帯の確認のためにデータを提供していただきたいなことを言えば出るのではないかなと。東北電力は分かりませんが、水道であれば同じ行政の中でありまして、それと住民票と突き合わせれば大体は出るのではないかなと。やるべきことはまだあるのではないかと思いますけれども、その辺の見解を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） ご提案ということで、水道メーター、電気メーターということもございました。確かにそういった実態があれば、当然に世帯別ですねということがはっきりと分かるわけですのでいいわけですが、仮の話で大変申し訳ありませんが、使用割合で別々に負担しておりますといったような言い方をされますと、それはそれで受けざるを得ないというのが実情でございます。また、世帯分離をしますと、社会福祉協議会の負担ですとか日赤の負担ですとか、そういったもろもろの負担も増えてきますよといった説明も加えてさせていただいております。それでも、なおかつ、うちは別だからということでの届け出というふうになっている状態でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ネズミ一匹漏らさず把握してくださいというのは、さすがに難しいですけれども、そういう世帯とメーターが違ってあれば、一応そこには調査なり、お尋ねして、実際はどうですかというようなところで、そういう家はそんなにないと思います。その辺は少し手間がかかるかとは思いますが、そういうふうにして平等を謳っていかなければ、やはり皆さんで助け合ってやっていこうと、町民が負担するサービスというのは成り立っていかない。ずるした者勝ちではやはり成り立っていかないのではないかと、ところで、もう少し工夫が必要と思います。

また、ある窓口では、同意書ではなくて、世帯分離をするときにチェックリストみたいなものを作っておきまして、玄関は別ですか、水道メーターは別になっていますかとか、別ですとチェックされれば終わりですけれども、良心的な人はそこで違うということで、それと一緒にですというふうなことで、では、本当にどうか確かめましょうねと、予防にもなるというふうなことを聞いたことがあります。その辺で、窓口業務で少し工夫が必要なのではないかということをつけ加えて、次の質問にしたいと思います。

続きましては、知的障害者ということで、質問の中にも施設に通う交通支援と書いたのですが、この辺はなされているということでありました。また、施設以外にも、やはり先程の高齢者の交通対策ではありませんけれども、やはり18歳過ぎても知的障害者というのは、免許そのものはやはり取りにくい状況にあるというふうに思います。また、町のデマンドタクシーやそういう支援では、町外に行けないという実態もあります。その辺、施設以外に行く場合でも、交通の支援というところを考えていくべきだと思いますけれども、その辺の見解を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問ございました施設以外についても、18歳過ぎてからでも、こういった交通費の助成事業を続けてはどうかというご質問でありました。もともと18歳未満の障害児についてということで、三川町の障害児自動車用燃料費助成事業というものをこれまで実施しております、これにつきましては、世帯の負担の軽減でありますとか、さらには障害児の社会参加を促進するといった観点から、この事業を実施してきております。それで、18歳以上になりますと、三川町の障害者支援施設、及び地域

活動センター等の通所交通費助成ということで、これまで18歳未満でありますと、児童福祉法から法律が変わりまして、18歳以上になると障害者総合福祉の関係の法律に切り替わります。そういったこともございまして、18歳で今まで打ち切っていたというのではなくて、あくまで18歳までの障害児に対しての助成であるということで、まずご認識していただきたいと思います。

そのうえで18歳も過ぎてもということになりますと、この交通費の助成に対しては、非常にどこまでが交通費というふうに捉えるのか、どこまでが支援として捉えるのかというふうなことで、一定の問題になってくる部分がございます。町といたしましては、まず18歳以上になっても、通所に際しての交通費の助成、それにつきましては、家族での送迎も認めておりますし、ご自分が重度の障害があって、どうしても送迎に頼らざるを得ないといった場合につきましては、この助成事業が該当いたしますので、まずこの中で対応していききたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 法律も18歳を超えると変わるということでした。また、どこまで支援すればいいかということで、悩んだような経緯もありました。どこまでというところで、100%ではなくても、いくらかでも町の姿勢として、そういう方も社会進出を応援するというところで、満足に至らなくても、ある程度の助成というものを考えていければ、三川町の第3次総合計画の中にも、そういう身障者が社会進出できるようにということが謳われておりました。これからそういう方々の支援ができることを申し添えて、私からの質問をおわります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願」の件について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

令和元年6月6日

三川町議会議長 小林茂吉 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 志田徳久 ㊞

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
1	令 和 元 年 6 月 4 日	核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の内容について若干報告したいと思います。

核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願は、総務文教常任委員会に審査を付託されましたので、過日説明員として、原水爆禁止田川地区会議代表委員の小泉信三氏、つるおか被爆者の会会長の三浦恒祺氏、原水爆禁止鶴岡田川地区協議会代表委員の柳原敦氏、同じく事務局の成田龍雄氏により、請願提出への経過等の説明を受け、その後、審査で各委員の意見を伺い、採決した結果、採択すべきという委員が多数で採択となりました。

○議 長（小林茂吉議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） 本件の委員長報告は「採択」であります。
したがって、初めに、原案に反対者の発言を許します。
5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 平成元年第4回三川町議会定例会の請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願」で、反対の立場から答弁いたします。

人道の観点から言えば、核兵器禁止条約が目指す核兵器の廃絶という目標は私も同じだと思います。しかし、この条約にはアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国といった核兵器国が反対しています。現実的に核減縮、核廃棄の実現をするためには、核兵器国を動かす必要があります。残念ながらこの条約ではそのことができておりません。また、現実の安

全保障の観点から、日本や韓国、ドイツをはじめとしたNATO諸国は、核兵器の脅威にさらされており、非核国からの支持も得られておりません。核については、「核兵器不拡散条約（NPT）」に我が国も参加しており、この条約には今の核兵器国も参加し、191カ国がこの条約に賛成しております。

また、賛成することで、この核兵器国や賛成しない国同士の隔壁も生まれるという観点から、実効性のないこの請願に反対したいと思います。議員各位の賛同をよろしく願います。

○議長（小林茂吉議員） 次に原案に賛成者の発言を許します

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいま上程されました請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願」について、原案に賛成の立場で討論いたします。

核兵器禁止条約は、核兵器の全廃と根絶を目的として起草された国際条約であり、2017年7月国連加盟国の6割を超える122カ国、地域の賛成で採択されました。しかしながら、国はいまだこの核兵器禁止条約への署名・批准について行っていません。世界で唯一の被爆国として、計り知れない被害と苦悩を受けた現実を鑑みると、被爆した方々はもちろん、日本全体が「核兵器はなくさなければならない」という強い信念を持ち、核兵器の廃絶を世界に訴えていかなければいけないと認識するものであり、条約への署名・批准について速やかに進めるべきと考えます。

反対者の指摘にあった核兵器保有国が条約に加わっていない点については、核兵器は威嚇という手段、また、体制維持のための保険としての存在にしかならず、現実的には使えない武器であるという認識も今広がりつつある中で、核保有国においてもこの点を再認識し、核兵器保有について縮小、全廃の方向を目指すべきものだと思います。また、安全保障は戦力によって維持されるものではなく、周辺諸国との友好、信頼関係を高めて、国際的な協和をさらに推進することが肝要であると認識します。

本町においても、1984年、昭和59年9月議会において、三川町非核平和都市宣言が議決され、今日まで継続されています。戦争がない、平和な世の中を目指した先人たちの想いを未来に繋げていくことが我々の責務であると認識するものです。

以上の観点から本請願の願意は妥当であり、採択すべきものと判断するものです。議員諸兄の賛同をお願いし、賛成討論とします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を国に求める意見書提出に関する請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、本件は、委員長報告のとおり可

決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、散会とします。

（午後 4時40分）

令和元年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年6月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 6月7日(金) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第34号 | 三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第35号 | 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第36号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第37号 | 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第38号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第39号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議第40号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議第41号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議第42号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議第43号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議第44号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議第45号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議第46号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議第47号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議第48号 | 三川町農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 意見書第1号 | 核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書の提出について |

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第34号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町空き家等対策計画に定める空き家等の利活用の一層の推進を図るねらいのもとに、空き家等の寄附の受入れについても取り組んでまいりたく提案いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました、いわゆる空き家適正管理条例についての提案理由につきましては、有効な利活用を図るという観点では、非常に私も個人的には賛同するところでありますが、この改正文の文言等、また、改正内容の方針について若干疑義がありますので、お伺いさせていただきたいと思います。

まず1点目は、気になりますのは、改正条例案第9条の部分でございますが、1行目の後段に、この寄附を受けるにあたって、「町長が別に定める要件を満たす場合」ということで、要件という文言を使用して提案になっているわけですが、この今指摘しました行の3行上、改正条例案の第4条第2項には、「協議会の組織等は、規則で定める。」という表現になっております。実際に、この改正に係る空き家適正管理条例につきましては、平成29年6月15日付で制定され、同日付でこの条例の施行規則が制定されているという経緯の中で、なぜこの第9条だけが「別に定める要件」という文言になっているのか確認したいと思います。

それから、もう1点は、この要件という内容を単にこの一文で条例化してしまいますと、本来、三川町の財産として寄附を受けることになる条件を、ある意味規則、要綱等を先立っての議員全員協議会における説明資料という簡単な形になってしまうということからしますと、この条例の公平性、普遍性、安定性というような部分では非常に不安定なものだと。もう少し平たく言いますと、町長に町の財産の寄附を受けるにあたっての白紙委任状状態になってしまうということが懸念されるところであります。基本的には、そういった町の財産に関わることとなりますと、地方自治法の第96条で議決要件という部分については、財産の取得、それから、売り払いといったそれぞれの項目が細かく記載になっていることからし

ますと、一般的基本事項、基本的な規定については条例に規定すべきであるという学説もあることから、この第9条を設定することについては何ら異議はないのですが、町長が別に定める要件というものを具体的に1号、2号、3号という形で列記することが、今後この条例を適正に執行するうえで、また、安定的に執行するうえでは必要な要件になるのではなからうかというふうに考えますので、この2点についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今回の条例改正におきましては、議員おっしゃられるとおり、空き家の対策についての推進ということでございます。

1点目、条例の設定をした段階で規則を定めたという部分がございます。本来、要件の部分について、この中で定めるべきではないかというご意見のようでございます。ただ、この部分については、規則に要件を定めることとしておりますので、そちらの方で明細な要件を定めるものとしております。

また、白紙委任ではないかというご質問が1点ございました。ただ、この条例の中においては、三川町空家等対策計画という中において、こういったものについては改正10条ということが明確に載っております。この面を踏まえて、それに基づいた要件、それを超えない要件を規則の方に定めるところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 場合によっては、その要件を規則に定めるという前段の方の答弁がありましたけれども、では、なぜ最初から条例の改正案に規則という文言を使わなかったのかという疑問が生じるところであります。私としては、規則に定めるよりは、先程後段で話しましたとおり、条例に明確にその要件を盛り込むべきであろうというところでの議論を重ねていきたいと思いますが、その件については、平成29年9月に制定した三川町空家等対策計画にあるということですが、この計画の中での有効活用については、単に寄附を受けることができるというような程度に留まっているはずで、必要とされる要件というようなことについては、それぞれ簡単に寄附を受けるわけにはいかないという町の財産管理という観点からすれば、一つの三川町空家等対策計画という計画書ですべての財産管理ができるということはある得ないというふうに認識しておりますので、ぜひとも条例化すべきというふうに考えますが、その辺について、法令審査の所管課ではどのようにお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回の条例の改正、設定にあたりましては、基本的には、第4条にもありますとおり、規則で定めるということで、規則に委任している条項もありますし、今回この第9条においては、別に定める要件を満たす場合に限りということで設定がされております。基本的に、条例そのものについては議決要件等ありますので、議会においてその内容を審議することになります。基本的には、その条例においては、基本的な事項について、まずは議決をいただくと。それ以外に、町の権限となる首長が執行する執行条件については、規則等で定めることができることとなっております。今回の内容につきましても、条文でそれを制定する方法もあれば、規則に委任する方法もあるわけでございます。この内容がどの

程度規則で委任され得るものなのかという判断が当然あるかと思いますが、今回の提案にあたりましては、先に全員協議会において説明をさせていただいたようでございますが、その要件を、それぞれ個別案件ごとに違って来る場合もあろうかと思えます。超えなければいけないハードルだと思いますけれども、ただ、面積要件、そういったものについては、先程議員がおっしゃったように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例において、金額、または面積において定められておりますので、それを超えるものについては、議会の議決を求めることとなります。それ以外については、この条例においても、町の権限であるということで現在規定しているわけでございますので、同様に、その範囲内であれば、別に定める要件と合わせてその寄附を受けることができるというふうに考えております。そういった観点から、今回のこの条例については規則に委任するというような設定をさせていただいたものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私は要件の中身について若干お伺いしますが、寄附申込者の要件の中で、「一定の所得以下の所有者」というふうな文言がありますけれども、一定の所得以下の所有者という形で規制を加えている理由についてお伺いしたいのと、その所得について、どこでどのように決め、そして、どのぐらいの決める場合の基準を考えておられるのかをお伺いしたいと思います。また、それをどのような格好で規則に盛り込むのかどうか。その辺の方向についてお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 要件の中の所得に関するご質問でございます。三川町空家等対策計画の中において、受け入れることができるものという意味合いの中で、所有者等が自ら除却することが困難な管理不全な空き家等についてはということで、管理という部分がございます。管理ができない、この一つとしては、やはり所得が関連してくると思われるところでございます。そういった意味から、所得要件を設定するという形にいたしました。

所得につきましてですが、統計調査等がございます。山形県の平均世帯等を鑑みて、今現在、空家等対策で行っております所得要件、こちらを適用していきたいと考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 結果として、給付を受けた物件、土地に関しては、公的に利活用するという前提になりますので、利活用できるかどうかという判断が伴うわけですが、その場合に、所得の要件以下でないと駄目だというふうな制限を加えるということは、ある意味、利活用する面では非常に範囲が狭められてしまうというような感じがするんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 所得制限を加えることによって、地域での利活用というご質問でございました。確かにその部分はございますが、町の方で現在行っております施策の中において、空き家等の解体部分につきまして一つ補助がございます。これにつきましては、

個人が除却するものでございますが、その中において、当該町内会等との協議の結果、利活用が認められるようなもの、これについては高率の補助があります。9/10という選択肢もございますので、そちらの方の活用も考えられるということでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からも1点、この要件で、第9条の最後の方、「要件を満たす場合に限り、空家等の寄附を受けることができるものとする。」ということで、要件を満たせば、すべて受け入れるのか。受けることができるものとするということは、できない場合もあるのか。その辺は、どこで誰が判断して受けるか受けないかを決めるのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今回の条例に付すものについては、寄附でございます。寄附なものですから、一方的ではなく、お互いの話し合いの中で、町側としても、受ける、受けないの判断はするべきと考えます。補助等ではございませんので、その部分についてはお互い話し合いも必要かとは思われますが、ある程度の基準のラインは設けなければならないものですから、規則の方に謳うところです。

また、迷う場合につきましては、条例の中で協議会の設定がされております。その協議会の中にかけるというのも一つの方法と考えております。難しいものは、その中で判断していく形になると思われまます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今回の条例の改正の目的については私も理解するところなんですけれども、今までの質疑等も含めて聞いていますと、要するに、ケースバイケースというような状況を想定しているようにしか見えないわけです。先日の全員協議会での資料にある推進フローという図があるわけなんですけれども、この中で、今回の条例改正に関して対象になるのは管理不全となっている空家等ということで、その中において、町が、とにかく町の財産として所得してもいい物件に関して町自体が活用ということで、宅地分譲等を活用していく。あるいは、町内会との協議の中で、町内会が利用するために町が所得して、町内会に明け渡すといった流れがあるようでございます。具体的に、こういった案件に対象になるような物件、あるいは町内会等との話し合い等があって、今回この条例改正というものが出てきたのか。その辺、伺いたい。唐突に出てきたという感じがしますので、まずその点、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今回条例の中に唐突に出てきたということではございますが、一応、先程申し上げました三川町空家等対策計画の中では、そういったものもあるということで、していかなければならないという計画になってございます。今、町の方の状況といたしましてですが、調査状況といたしまして、空き家の数という部分におきましては266軒という数字が出ております。空き家率5.1%。また、老朽具合という部分で、判定が4種類に分かれておりますが、悪いとされる、空き家の中でも特定危険空き家と想定されるもの

が、その時点においては60軒ございます。

また、他の統計データを見ますと、本町においては、他の市町村から比べて老人世帯の数、これは少し少ない状況とはなっていますが、現在のところ、各データ調査によりますと、世帯の15.8%が一人暮らし老人と老人世帯という括りになってございます。種々の統計データ、不動産関係の統計データによりますと、マーケティングリサーチ、市場調査データというのがホームページ上でも公表になっています。この中においては、この当時の一般世帯2,213世帯のうち、高齢者夫婦の世帯が183世帯。なお、それ以外に、高齢者単身世帯が161世帯と、もう空き家の予備軍と言ってよろしいのではないかという数が差し迫っております。こういったことも踏まえまして、早期の対応が必要かと思われ、今回条例の改正になったところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 数字の部分については、改めて空き家予備軍の多さに驚くわけですが、ただ、この空き家予備軍に関しては、このフローで言えば、利活用可能な空き家ということで、当然空き家バンクでの利活用という方向にいくのかと思います。先程出ました60軒管理不全となっている部分、この部分について、今回の改正に関係するのかなと理解したところでございます。空き家等の適正管理に関する条例の中で、この対策というのが謳われているということでしたが、もし急ぎの部分がないとするならば、先程来、同僚議員からもありましたけれども、文言の部分、それから、第9条に関して、別に定める要件を満たす場合に限りということ、町長に、あるいは執行部に一任という内容になっていますけれども、これをできれば規則等のきちんとした形で、誰がどう見てもこういうものの寄附を受けるんだという部分を一目瞭然の形で、条例、あるいは規則での整備をするということが必要なのではないかと思います。ケースバイケース、いろんな場合があるということも分かりますけれども、執行者も担当課長も、あるいは我々も、いつまでもこの立場にいるわけではございませんので、ただ、この条例は未来に残っていくということありますから、その都度その都度の見解というものがあつた方がいいという考えもありますけれども、ある程度、条例なり規則できちんと決まった形での対応というものも重要なのかなと。特に今回、町有財産の新たな取得という形に当然なっていくのかと思いますので、そういった観点も含めて、条例の整備に関しては、もう少しきめ細かな、あるいは内容の充実したものにして、急ぎの部分でないとするれば、9月議会、あるいは12月議会までの整備をもってきちんと整備すると。私はその方がいいかと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 急がないのかという部分のような、急ぎではないのですかというようなご指摘もございますが、現在、4月から、空き家に対する相談としては7件ほどございます。うち1件については、もう寄附したいんだと明確に言うておられる方もおります。他2件についても、条件が整うのであれば寄附してもいいという形で考えているところでございます。ただ、この寄附してもいいというのは、本人の言う部分ですので、内容は見なければ分かりません。ということで、今空き家については、住民の方、持ち主の方、非常

に早く壊さないと駄目だ、もしくは何とかしたいと、近所に迷惑をかけているという思いで来られる方が非常に多くなってきている状況です。ということで、緊急性を要するのではないかということで、今回条例の改正で上程させていただいたところとなっております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 緊急性のある部分、1件、あるいは3件ぐらいあるということですが、それはそれとして、9月ということにしても、もう3ヵ月ぐらいの期間なわけですが、その中で、きちんと条例を整備して、家主にもその点を理解いただいて対応するということが十分可能なのではないかと思います。何も取り急ぎ仕事をして、あとから見ると、その条例は不備だったというようなことにならないように、今回提出された部分については再度考え直すべきかなと思っているところです。質問になっていませんので、答弁はおりません。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） この度提案されました議第34号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、反対する立場で意見を申し述べます。

当該条例改正案の提案理由であります空き家等の利活用の対策を推進するということにつきましても、大いに賛同する立場ではありますが、今回の議案の改正文、特に第9条に関わります文言のうち、「町長が別に定める要件」という表記につきましても、すでに設定されております当該改正条例の施行規則が存在しているにもかかわらず、規則という文言を使用していない。これは、地方自治法第15条に規定します規則という文言を使用しないことによって、法的な権限が非常に弱まるということがありまして、訴訟問題になった場合の対抗要件を満たしていないという根本的な欠陥が、1点、指摘事項であります。

そして、次には、当該提案理由を将来的にも円滑に執行し、公平かつ安定的な制度運用を図るためには、学説ではありますけれども、一般的基本事項、その他、一般的規定や基本的規定は条例に規定すべきであるという考え方からしますと、先日6月3日議会全員協議会にて提示ありました、寄附受け入れの対象要件という規定内容を、単なる説明資料に留まることなく、正式な形で今回の改正条例第9条に1号、2号、3号という形で明文化することが、将来的にも、普遍性かつ安定性を確保する条例改正になるというものであることから、今回の議第34号の提案内容では不十分であるということを経由して、議案を一旦否決し、今後、より公平かつ普遍性を整理した改正条文で再度提案されることを期待する旨の意見を付して、反対討論といたします。

議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております議第34号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成する立場で討論させていただきます。

ただいま質疑の中にもありました要件に関する文言でありますけれども、こちらは空家等対策計画にのっとった形で、今後規則を制定するというような当局よりの説明がありました。今後派生する空き家問題というのは停滞するわけにはいきません。早期の対応ということでの当局の姿勢を評価するべきというふうに思われます。町の権限の尊重というところも踏まえ、今回の空き家の問題を早急に前進するために賛成するものであります。

議員諸兄の賛同を求めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第34号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 4 名 不起立 5 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立少数であります。したがって、議第34号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、否決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の特別職の職員の給与について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、第25回参議院議員通常選挙における地方公共団体委託費について、最近の公務員給与の改正も踏まえ、投票管理者等の費用弁償の単価が改定されたことから、本町においても同様の額にいたしたく改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 国政選挙にあたっては、後程、国なら国から経費が入るわけですが、今回の補正予算でも、すでにこれに伴う増額分は計上して可決になったわけですが、この中で、国の意向として、例えば、参議院選挙等になれば、比例となると立候補者が多くあって午前0時を回るという可能性もあるわけです。国の方では、三川町の

ように1回の経費と見ているのか。あるいは、1日という見方をしているのか伺いたと思います。例えば、午前0時を過ぎれば2日間となるわけですので、1回であれば、夜中の24時を回っても1回で済むわけですので、その国の見解はどうなっているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回の参議院選挙の執行にあたりまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、投票管理者、あるいは開票管理者の単価を上げたわけですが、本町に対する国からの選挙の委託費という形で入ってくるわけですが、委託費については、基本的に1回当たりの経費。その経費の中には、投票所の数、そういったものが基礎となってまいりますので、仮に開票時間が延びたとして、時間外の負担が増えるかと思いますが、それは1日単位というような考え方ではなく、あくまでも1回というような考え方で設定をしております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税限度額、及び軽減判定所得基準額の改正を行うとともに、山形県国民健康保険運営方針に沿い、3方式への移行を段階的に進めるため、所得割及び資産割の税率を改正するものであります。

なお、本件につきましては、去る5月23日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第4、議第37号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第37号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、申し出のあった未婚のひとり親について、税法上の寡婦とみなして市町村民税所得割の算定、及び所得税課税の有無の判定の際に寡婦控除を適用させるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第37号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第5、議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例

の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成31年4月1日付で介護保険法施行令、及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和元年度、及び令和2年度における介護保険料の軽減について見直しを行うものであります。

その主な内容といたしましては、10月以降の消費税率引上げによる増収分を財源として、低所得者に対する介護保険料の軽減措置が強化されるものであることから、本条例においても同様の措置を講ずるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時11分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前10時35分）

○議 長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第6から日程第15まで、以上10件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第15、以上10件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第6、議第39号から、日程第15、議第48号まで以上10件の「三川町農業委員会委員の任命」についてを一括議題とします。

職員に議案を配布させます。

（議案配布）

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

なお、この際、本件は一括議題とした、全て「三川町農業委員会委員の任命について」で

ありますので、朗読は、順番に、議案番号、住所、氏名、生年月日のみの朗読とします。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第39号から議第48号の「三川町農業委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員会委員が、本年8月をもって任期満了を迎えることから、農業委員会等に関する法律並びに三川町農業委員会の委員の定数に関する条例により、10名の方を新たに農業委員会委員として任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

まず、今回ご提案いたしております委員のうち、議第39号から議第46号までの8人につきましては、現在も農業委員会委員の職にある方です。

初めに、議第39号 佐藤 伸氏につきましては、横内町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第40号 庄司 正廣氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第41号 木村 容子氏につきましては、すみよし町内会において、農業に従事されている方です。

次に、議第42号 志田 敏朗氏につきましては、横内町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、また、庄内赤川土地改良区の理事もなされております。

次に、議第43号 齋藤 茂氏につきましては、助川町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第44号 小野寺 正樹氏につきましては、上町町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、また、庄内たがわ農業協同組合の理事もなされております。

次に、議第45号 石川 りか氏につきましては、横川町内会において、農業に従事されている方です。

次に、議第46号 恩田 明雄氏につきましては、土口町内会において、農業に従事されている方です。

続いてご提案いたします委員のうち、議第47号と議第48号の2名につきましては、今回新たに任命をご提案申し上げます方です。

まず、議第47号 村瀬 啓司氏につきましては、横山下町内会において農業に従事されている、認定農業者の方です。

次に、議第48号 五十嵐 晃樹氏につきましては、青山町内会において農業に従事されている、認定農業者の方であり、現在、農地利用最適化推進員としてご活躍されております。

以上10名は、農業委員会委員として最適任者であることから、何卒、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他

人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

ただいま、上程案件10件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議長(小林茂吉議員) 初めに、議第39号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第40号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第41号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第42号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第43号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第44号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第45号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第46号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第47号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第48号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第16、意見書第1号「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」提出の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（議案朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） ただいま上程されております「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」提出理由を申し上げます。

わが国は、世界でただ一つの戦争被爆国であります。日本は、核兵器のない世界の平和と安全を達成するために、核兵器廃絶に繋がる核兵器禁止条約に署名し批准すべきとの理由から、国へ意見書を提出するものであります。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。
4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております意見書第1号「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」提出に対しまして、反対の立場で討論いたします。

初めに、悲惨な戦争や甚大な被害をもたらすいかなる核兵器も廃絶しなければならないと衷心より願っていることを申し上げたうえで、意見書提出に反対いたします。

2017年7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が採択され、50ヵ国以上が批准すれば、90日後に発行されるものであります。しかしながら、批准国はいまだ23ヵ国に留まり、発行の道筋は立てられておらず、核保有国であるアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国とその同盟国や朝鮮民主主義人民共和国を含め、多くの国は交渉に参加しませんでした。そのうち、アメリカ・イギリス・フランスの3ヵ国の代表団は共同声明を出し、条約の交渉に参加しておらず、これを署名することも批准することも加入することも意図していないと述べており、この3ヵ国は、この取り組みが国際安全保障の現実を無視していることは明らかだとしたうえで、核兵器禁止条約への加入は70年以上にわたってヨーロッパと北アジアの平和の維持に不可欠となっている「核抑止」という政策と相容れないと述べています。核兵器廃絶に向け、国際的な取り組みが必要となる中、核保有国を協議の場につかせるには、唯一の被爆国である日本が大きな役割を果たさなければなりません。いまだ核の傘に守られたわが国の防衛と外交の構造改革をするには、非常に複雑な駆け引きを要するところであり、暗に条約に署名、批准することにより、同盟国であるアメリカとの外交防衛問題に発展することは想像に難くないところであります。条約発行の道筋が見えない中、どの方策が確実な非核化に近づけるか精査し、アメリカと足並みを揃え、粘り強く信頼関係を築いた外交交渉を行い、全核保有国を動かせるよう、日本がその役割を果たさなければならないと思います。

先月であります、5月11日にも、2020年核兵器不拡散条約運用検討会議第3回準備委員会が開催され、日本政府として、NPTの維持、強化を重視するという立場をとっています。より繊細な交渉が必要な時期に国際関係の緊張を招きかねない条約の署名、批准を求め

る意見書提出には反対します。

繰り返しになりますが、悲惨な戦争や甚大な被害をもたらすいかなる核兵器も廃絶しなければならぬという願いは一つであります。そのプロセスへの見解の相違であることを申し添え、反対いたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから意見書第1号「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」提出の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、意見書第1号「核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和元年第4回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前10時57分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和元年6月7日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番